

第百六十九回国
参議院財政金融委員会會議録第十二号

平成二十年五月二十七日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月二十二日

辞任

森田 高君
石井 準一君
森 まさこ君

補欠選任

前田 武志君
田中 直紀君
舩添 要一君

五月二十三日

辞任

前田 武志君
舩添 要一君

補欠選任

森田 高君
森 まさこ君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

峰崎 直樹君

大久保 勉君
辻 泰弘君
円 より子君
愛知 治郎君
田村耕太郎君

委員

尾立 源幸君
大塚 耕平君
川合 孝典君
川崎 稔君
富岡由紀夫君
平田 健二君
水戸 将史君
森田 高君
横峯 良郎君
小泉 昭男君
椎名 一保君
中山 恭子君

国務大臣

国 務 大 臣
(内閣府特命担
当大臣(金融))

林 芳正君
森 まさこ君
荒木 清寛君
白浜 一良君
大門実紀史君

副大臣

内閣府副大臣
国土交通副大臣

山本 明彦君
平井たぐや君

事務局側

常任委員会専門
員

大嶋 健一君

政府参考人

法務大臣官房審
議官
財務大臣官房長
国土交通大臣官
房審議官

始関 正光君
丹呉 泰健君
川本正一郎君

参考人

日本銀行総裁
日本銀行理事
日本銀行理事
預金保険機構理
事長
独立行政法人都
市再生機構理事
長

白川 方明君
山口 廣秀君
水野 創君
山本 謙三君
永田 俊一君
小野 邦久君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく

通貨及び金融の調節に関する報告書に関する
件)

○金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから財政金融委
員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月二十二日、石井準一君が委員を辞任さ
れ、その補欠として田中直紀君が選任されました。

○委員長(峰崎直樹君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委
員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として
法務大臣官房審議官始関正光君外二名の出席を求
め、その説明を聴取することに御異議ございません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 参考人の出席要求に関す
る件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委
員会に、参考人として日本銀行総裁白川方明君、
同理事山口廣秀君、同理事水野創君、同理事山本
謙三君、預金保険機構理事長永田俊一君及び独立
行政法人都市再生機構理事長小野邦久君の出席を
求め、その意見を聴取することに御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 財政及び金融等に関する
調査のうち、日本銀行法第五十四条第一項の規定
に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関
する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○尾立源幸君 おはようございます。民主党の尾
立源幸でございます。

今日は、白川総裁を始め日銀の皆様には、あり
がとうございます。

それでは、早速でございますので、質問を始め
させていただきます。

まず最初に、白川総裁に決まるまでなかなか国
会の方も最終的な意思決定ができなかったわけで
ございますが、結果的にはさしたるマーケットに
大きな影響も混乱も生じさせなかったのかなと
思っております。その点は、我々の責任とし
て、大変なマーケットに混乱を起こすようなこと
になれば国会のまた責任を問われますが、そうい
うこともなかったということで、ちょっとほっと
はしておりますけれども、ただ、まだ次に決めて
いかなきゃいけない人事案件もございます。そう
いう意味で、現在空席になっております副総裁人
事、また審議委員の方々について、これから
決まっていくことだと思うんですけれども。

その中で、昨日、この審議委員の候補に池尾教
授がということで、これまた私たちが常々強く
言っております議院運営委員会での提示がなさ
れるまでは事前に政府の方で人事案件を漏らさな
いようにということを強く言っておるわけでござ
います。またしてもこれが破れたということ
で、これ日銀総裁ではなく、政府には強くまた抗
議をしておきたいと思っております。

そういう中で、副総裁人事ということは、こ
れはまだ我々も今の時点では分からないんですけ
れども、これも憶測ではございますが、空席が長

期化するのではないかと、こういふふうにも報じられております。そんな中、日銀をお預かりになっていらっしゃる総裁として、この副総裁人事の空席化、決まらないということに、閣下としてどのような見解をお持ちなのか、率直にお聞かせをいただければと思います。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

副総裁を含めまして政策委員会の任命は、これは日銀法の規定に従いまして政府が任命し、両院の同意を得て決定されるというものでございます。

したがって、日本銀行総裁という立場でこの件について具体的にコメントすることは差し控えていただきたいと思います。

そのことを申し上げた上でということでございますけれども、政策委員会のメンバーが欠けているということは、これは異例でございます。日本銀行の業務を円滑に遂行していくという上でも、それから金融政策の決定に当たり多様な意見を吸収してその上で決定をしていく意見の多様性という面から見ても、これは望ましくないというふうな思っております。

ただ、日本銀行を預かる総裁という立場で考えますと、どのような事態になりましても、結果として日本銀行の円滑な業務が損なわれたり、あるいは金融政策の判断が間違ふということ、これはあってはならないわけですから、私としては、西村副総裁それから他の審議委員と力を合わせて、日本銀行の機能がいささかも損なわれることのないように最大限の努力をしていきたいというふうな思っております。

○尾立源幸君 ありがとうございます。

我々も、また提示があれば早速にその決定に参加をしてまいりたいと思っております。

次に、今回のメーンでございます展望レポートについてお聞かせをいただきたいと思っております。

今回の展望レポート、少し中身が変わっております。特に、各政策委員が経済や物価の見通しが上振れまたは下振れする可能性について想定した

確率分布を集計したリスク・バランス・チャートというものが、これが盛り込まれておりますが、このチャートを導入したまず意図を改めて御説明をいただきたいと思います。

また、物価につきまして白川総裁は、五月十二日の都内での講演で、原材料価格の上昇などによって経済情勢が大きく変化した場合に金利を引き下げることが経済の持続的成長に貢献する場面もあると、こういふふうに述べたと報道されております。御承知のとおり、この展望レポートにも、国際的に原材料価格が上がって、それが足下の景気減速につながっているという認識が示されております。そういう中で、国会、これまた皆さん方に注目をされました四月のガソリン税の引下げ、この暫定税率が廃止されましたこと、このこととどの程度物価に影響を与えたのか、日銀の白川総裁の立場からお教えいただければと思っております。

二点でございます。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

最初に、展望レポートで今回リスク・バランス・チャートというものを導入したことから御説明いたします。

多少、ちよつと前置きの話になりますけれども、日本銀行は半年に一回、先行きの経済、物価の見通しを公表していくことをやっておりまして、それが展望レポートでございます。

基本的に経済、物価のメカニズムを中心に記述しておりますけれども、参照的に参考数値として、政策委員会のメンバーそれぞれが先行きの成長率あるいは物価上昇率をどのように見ているかというものを掲げております。従来は、これは各委員が一つの数字として、例えば成長率は一・五％であるとかあるいは二％であるという、一つの点として数字を表しておりました。しかし、実際には、経済の先行きの予測につきまして、一〇〇％これについて確実に実現するわけではなくて、非常に幅のあるものでございます。したがって、幅のある予測であれば幅のあるものと

して出した方が我々の見方を正確に表現できるというふうな思ひまして、それぞれの見通しについて、確率分布といいますが、中心値、平均値を真ん中どの程度バランスをしているのかというものを、これを出しまして、これを政策委員会全体として集計したものを、これをリスク・バランス・チャートという言葉で呼んでおりますけれども、これを出しました。

これを今初めて出しましたのは、また後ほど御説明する機会もあるかと思いますが、現在、経済、物価の先行きをめぐって非常に不確実性が高いという状況でございます。ひときわ不確実性が高いということですから、今回は明示的にその不確実性を先ほどのリスク・バランス・チャートで示した方がいいというふうな思ひ、今回これを導入したものでございます。

少し具体的に申し上げますと、二〇〇八年度から二〇〇九年度にかけてまして相対的に蓋然性が最も高いと判断しました見通しでございますけれども、成長率は潜在成長率並み、すなわち一％の半ばから後半という姿を想定しております。物価については一％程度という伸びを予想しました。しかし、先ほどの不確実性でございますけれども、第一に、サブプライムローン、住宅問題に端を発しました国際金融資本市場の動揺や、あるいは、そのことと関連してございますけれども、米国経済に不確実性が大きいということ、それから、高値を更新してございます原油価格に代表されますように、国際商品市況の先行きについても非常に不確実性が高いというふうな判断しております。このようにして、先ほどのリスク・バランス・チャートを導入いたしました。

これ、もちろんこれだけがすべての方法というわけではございませんけれども、こうしたリスク・バランス・チャートも含めて、我々自身が経済の中心シナリオと、標準的なシナリオと、それにどういふふうなリスクを我々が特に重視しているのかというものを併せてお見せしたいということ

でございます。今回は、景気については特に下振れ方向のリスクが大きいという判断でございます。左の方、つまり成長率が低い方に傾いた、そういう分布になっております。

それから、二つ目の御質問でございますけれども、物価が上がる過程でも場合によって金利下げが必要になることがあるということも申し上げたこととでございますけれども、これはごく一般的な整理として申し上げたわけでございますけれども、景気とそれから物価が同じ方向に変化するとき、これは金融政策上の対応は簡単でございますけれども、景気と物価がそれぞれ異なる方向、つまり景気は悪化するけれども物価が上がるというような局面において、金融政策はどう対応すべきかというところを一般論として申し上げます。

石油価格が上がるような、いわゆる供給ショックの場合でございます。これは、海外に対して購買力が移転するという意味で国内的には景気の悪化要因、しかし物価という面ではこれは上昇要因でございます。詳しい説明は省略いたしますけれども、この景気、物価が異なる方向を示すときには、最終的には中央銀行として物価安定の下での持続的な経済の成長を実現するという我々自身に課せられた使命に照らして判断をしていく必要があると、場合によっては金利引上げが、場合によっては金利引下げが必要であるというその筋道を説明したものでございます。

それから、暫定税率でございますけれども、今回の税率の変更は、四月単月に限って見ますとこれは消費者物価を押し下げる要因、五月以降はその要因が消えるということでございます。ただ、いづれにせよ、金融政策の運営上は、ごく一時的な物価の動きということではなくて長期的に見てどういふふうな動きをするのかということでございます。

そういうふうな考えますと、今回のような間接税の変更といったごく一過性の特種要因につきま

しては、この要因を除去した上で基調的な経済、物価の動きを見ていく必要があるというふうに判断しております。

○尾立源幸君 暫定税率は非常に短期的なものだったので、我々は長期的なものというのを望んでおたわけでございますが、そういう意味では除去されてしまうということで非常に残念でございます。

それでは次に、日銀の独立性についてでございます。

白川総裁は、参議院の議院運営委員会での所信聴取の際に、独立性について政府と十分な意思疎通を図る必要があるが、最終的には日銀が金融政策について自主的に判断すると述べられております。全く理念としてはそのとおりだと私も思いますが、独立性を制度的にどのように担保していくべきなのかについてこれから少し議論をさせていただきます。

ちょうどタイムリーに、総裁、教授時代にこの本でござったということで、三月の十七日の出版でございます。「現代の金融政策」というタイトル、川崎議員はもうお買いになったということ、私は図書館から借りてきたんですが、六千円ぐらいでちょっと高いと言っておりますけれども、この中で非常に独立性についてすばらしい議論がされておりますので、この点をちょっと深掘りをさせていただきたいと思っております。

今お配りをさせていただいておりますのが、そのコピーをさせていただいておりますので恐縮でございますが、BOXという囲みで中央銀行の独立性指数というすばらしい研究成果でございます。

この中で、独立性についてOECD加盟中央銀行の独立性指標という表ですね、この中で、中央銀行の政治的独立性を測る指標については総裁や委員会メンバーの任命や任期、委員会への政府の出席がないなどの基準によって中央銀行の政治的独立性を測っておりますが、これらの基準には、今申し上げたような基準は独立性を測る上でどのような意味があるのか、少し御教授いただければ

と思っております。

○参考人(白川方明君) お答えします。

最初に、この独立性指数はIMFのエコノミストが各国の中央銀行制度を比較するときに使った指数でございます。

済みません、私自身ということではもちろんございませぬけれども、このIMFのエコノミストがどういう観点で独立性を測ったのかということでありませぬけれども、ちょっと大学のゼミ風になつて恐縮でございますけれども、大きく分けて、この図でございますけれども、右の軸にはエコノミック・インディペンデンス、それから縦軸の方にはポリティカル・インディペンデンスという言葉が書いてございます。

独立性を担保するものとして二つの側面に分けていますけれども、エコノミック・インディペンデンスというのは、これは中央銀行が政府に対して直接信用を供与するという道が開かれていますと、その分独立性が、幾ら決定権が中央銀行にあるとしても実態的に独立性が阻害されてしまうおそれがあるということで、それに関係するものをエコノミック・インディペンデンスという指標でくくっております。

他方、縦軸のポリティカル・インディペンデンスとかあるのはポリティカル・オートノミーと呼ばれるものでございますけれども、これは、その参考にして書いてございますけれども、例えば、上から二つ目がそうですけれども、総裁の任期が五年超であるということ、これは総裁の任期があるいは政策委員会の委員の任期が短いと、それだけ中長期的に見た物価安定を実現していくことで、どうしても短期的な視野に流れやすいということで、一般論として言うとき長い方が独立性が高いということでございます。

あるいは、金融政策の変更には政府の承認が必要かどうか。必要があれば、その分独立性が下がってくるということになります。あるいは、政府と意見が対立した場合に、中央銀行の立場を強める法的保護規定が存在するか、それぞれ各国

の状況に応じた規定がございますけれども、それぞれ一応金融政策を決定するということについて独立性を高めるというふうに考える指標を並べたものでございます。

ただ、こういう指標は、どれを中央銀行の独立性を現実的に支えるものとして重要と考えるか、実は各国の状況によって違っております。そういう意味で、これはあくまでもIMFのエコノミストの試算ということでありまして、私としましては、この本で申し上げたことは、この十数年間、各国とも中央銀行の独立性を強化する方向で制度改正を進めてきたということに力点があるわけでございますけれども、そういうものとしてこの表を掲げております。

○尾立源幸君 ありがとうございます。

この種の指数にどの程度妥当性があるのかどうか判断するほど私にはちょっと知見がないので何とも申し上げられませんが、恐らく理論派の白川総裁が著書にわざわざ引用されている、掲載されていることを考えると、相当な妥当性があるのではないかと私は思っております。

そんな中で、我が国の中央銀行のポリティカル・インディペンデンス、政治的独立性は、八ポイント中なんでしょうかね、満点は八ポイントと考えてよろしいんでしょうか。その中、一ポイントでございますまして、OECDの中では最低。それで、左側にエマージング諸国や発展途上国というふうにも書いてございますが、途上国の平均三四でございますが、これも大きく下回っております。

こういう状態で政治的独立性について、最終的には日銀が自主的に判断するという精神論だけで本当に日銀の独立性が担保されるのかどうか、守れるのか、私はこの表を見たとき大変ショックキングな思いでございますまして、少し考えていかなきゃいけないのかなど。これは委員の皆さんもこの表を見ていただくと、一つの指数ではございませうが、相当、何かやはり仕組みとしてもう少し担保をしていかなきゃいけない部分があるのではない

かというふうに思っております。

そういう意味で、総裁のお口から、御自身のお口から直接はなかなか言いづらい部分もあると思うんですが、一般論として日銀の独立性を向上するためにはどんなことをしていけばいいのか、例えばで結構ですので、この表を参考にしながら教えていただかせませんか。

○参考人(白川方明君) 中央銀行の金融政策の独立性ということは経済、物価の安定を図っていく上で非常に重要な原則であると思っております。

独立性をどう担保していくかということでございますけれども、これは日本銀行に限らずどの国の中央銀行もそうですけれども、最終的に独立性のよりどころというのは、中央銀行が的確な判断をしていく、その結果、経済、物価が安定していくという実績が積み重なっていくということが最終的にその独立性を支えていくというふうに思います。

私としては、九八年の日銀法改正によって日銀の独立性が強化されました。その下で日本銀行自身がしっかりと政策運営を行っていく、それから政策の根拠をしっかりと説明していくことを通じて、つまり実績を通じて独立性を更に実のあるものにしていきたいというふうに考えています。

○尾立源幸君 具体的なことについては御自身の口からはなかなか言えないのかと思っております。これは当然世界の中で多くのプロの方が御覧になつて論議をしておりますし、その指標だと思っております。そういう中で、わざわざポリティカル・オートノミー指数の比較ということで八項目が挙げられておるわけですね。欧州中央銀行については、こういった八項目についてそれなりの形式的な外形的な独立性を担保するような措置がとられているということで、日本だけ丸が一つということでございます。やはりこれを見ると精神論だけではうまくいかないのではないか、このように思います。

そういう意味で、例えばその最後の、政府と意

見が対立した場合に、中央銀行の立場を強める法的保護規定が存在する、さらには、委員会への政府の出席がない、こういうことも他の国々では当たり前のように行われておることがなぜされないのか、改めてちょっとその点お教えをいただけないでしょうか。それに代わるような何かいいものが日本、我が国には存在するのか、制度として何かあるのか、その辺、もしあるなら教えていただきたいと思っています。

○参考人(白川方明君) 今御指摘の具体的な点ですけれども、この表の最後のところにあります政府と意見が対立した場合に、中央銀行の立場を強める法的保護規定が存在する、確かに欧州中央銀行法等を見ますとそうした規定がございます。

ただ、現在の日本銀行法でも、金融政策の決定については、これは日本銀行の自主性を尊重するということが、これは法律的にはつきり書かれております。そういう意味で、日本銀行自身は様々な意見を聴いた上で、その上で最後は日本銀行の判断において自主的に行うということが現に法律に書かれていますから、この条項がないことが我々自身が金融政策をやっていく上で非常に不都合になっているということでは私はないと思っています。

それから政府との関係、これは、もちろん各国のいろんな状況に応じていろんな仕組みあるいは慣行ができております。例えば、政府との関係でいきますと、現在は政府が、日本銀行の場合は政府を代表する方が日本銀行の金融政策決定会合に出席し意見を述べる、その意見はすべて議事要旨に出して公表していくという非常に透明なプロセスが用意されております。海外の中央銀行では政府の人が出席するということはないケースも多いですけれども、しかし日本の場合、政府は出席するけれどもこの透明なプロセスがありません。したがって、政府の方が金融政策について意見を言われるときにはこの仕組みを活用していくということ、これは逆に透明な仕組みでございます。

そういう意味で、制度がそれぞれ完全に一対一

で対応していかなければならないということではなくて、その精神において独立性を高めていくような運用を更にしていくということが大事だというふうに思っております。

○尾立源幸君 分かりました。

細かくお聞きすれば運用面、精神面ということでございますが、客観的にこういう形ではなかなか表せられないということで、この点、日銀の独立性については今後また議論をさせていただいて、更に独立性を高めるような方策についても、我々政治家も考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは次に、都市再生機構の方にお話を伺いしたいと思います。

まず、先週の月曜日でございますが、夕方のニュースだったかと思いますが、都市再生機構の賃貸住宅の多くが登記されていないという問題がテレビで報道をされておりました。

まず、賃貸住宅の総数と、総数というのは戸数じゃなくて何棟かということですね、そのうちの程度が登記されていなかったのかについて御説明をいただきたいと思っています。さらに、普通、固定資産税というのは登記とともに、よく税務署なんか、あと市区町村等々がその登記を見て新たに建物が増えたなどということで固定資産税を賦課するような、こういう仕組みもございしますが、こういうふうに登記がなされていない場合、しっかりと固定資産税は皆さんの方でお支払いになっていらっしゃるのか、その点についてもお聞きをしたいと思っています。

○参考人(小野邦久君) お答え申し上げます。

私どもの賃貸住宅の棟数でございますけれども、全体で一万七千四百棟でございます。このうち、現在確認調査中、整理中でございますけれども、未登記住棟はおおよそ一万六千棟、全棟数に占める未登記住棟の割合、棟数の割合はおおよそ六割ということでございます。

こういう表題登記、当時、表示登記でございますけれども、これが行われていない物件が多数あ

るということは大変誠に申し訳ないと、違法状態でございますので誠に申し訳ないと思っております。でございますまして、現在、法務当局とも御相談、御指導をいただきながら、違法状態の早期解消に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

なお、二点目のお尋ねの固定資産税等の公租公課、この問題でございますけれども、これは私どもUR賃貸住宅を造りました完成の都度、課税当局に賃貸住宅の図面等をお渡しをいたしまして、これによって現況を申告をいたしております。これに基づいて課税台帳等によりまして、毎年度確認した上で税務当局から納税の督促が来るわけでございまして、未払等は一切ないということでございます。

○尾立源幸君 ありがとうございます。

それでは、今度法務省にお聞きしたいと思います。住宅を建設をした際には登記をするというところが不動産登記法上の義務になっていると思いますが、住宅完成後、いつまでに何をしなければならぬのか、またそれを怠った場合はどのような罰則があるのか、御説明をいただけますでしょうか。

○政府参考人(始関正光君) お答え申し上げます。

今委員が御指摘のとおり、住宅を建設された際には表題登記をしていただく必要があるわけでございますが、この登記の申請は所有権の取得の日から一月以内にしなければならぬということになってございます。

また、申請をすべき義務がある者がその申請を怠った場合につきましては、十万円以下の過料の制裁の制度がございます。

○尾立源幸君 この一万六千棟未登記のものは一か月以上当然たっているんですけれども、そういった場合、過料等々についてはどのようになるんでしょうか、法務省。

○政府参考人(始関正光君) お答え申し上げます。

一般論として申し上げることになりますけれども、登記官が申請義務がある登記がされていないことを知った場合には、申請の義務がある者に対して不動産登記法の規定に基づきまして建物表題登記の申請を催告するという手続を取ることになってございます。そして、催告を受けてもなお登記の申請がされないというような悪質な場合には、不動産登記法の規定に基づきまして過料の制裁を科する手続を取ることになります。

○尾立源幸君 そうすると、登記官が知ってからというのが一か月の起算の始まりだということですか、過料を加える。

○政府参考人(始関正光君) 実務の状況としてはそのとおりでございます。

○尾立源幸君 そうすると、登記官はいつ知って、今のように都市再生機構の方にこの件を督促をされているんでしょうか。

○政府参考人(始関正光君) 先ほど都市再生機構の方からお話がありましたように、件数が非常に膨大でございますので、先般のテレビ報道で全体像として非常に多くの未登記があるということが分かった状態でございますので、まだ個別具体的にどの物件がどういふような状態かというのは、今事情をお伺いし始めたところでございますので、これからということになります。

○尾立源幸君 じゃ、まだ全体を把握されていないと、すなわち登記官が知ったということになっていないということですか。

○政府参考人(始関正光君) そのとおりでございます。まして、全体を知ってから催告をするということになります。

○尾立源幸君 じゃ、一棟だったらすぐ分かるけれども、一万棟だったら分からないので、全体が分かるまでは知らないという認識なんですか。

○政府参考人(始関正光君) その知る知らないというのは、それぞれの建物一棟について知る知らないということになると考えております。登記官、それぞれ登記所ごとに建物を登記していただ

くことになりましたので、各登記官が認識した時点で催告をさせていただくことになろうかと思えます。

○尾立源幸君 それでは、違法状態が続いておるわけなんですけれども、スケジュール、いつまでこれを知らぬのか教えてください。

○政府参考人(始関正光君) ただいまの点につきましては、都市再生機構から現状の報告を今受け始めたところでございますので、これをしっかり受けて実情を把握した上で、円滑に登記がされるようにしていきたいというふうに考えております。

○尾立源幸君 いつまでにお聞きしておるんです。

○政府参考人(始関正光君) 何しろ件数が膨大であります上に全国に及んでいるものですから、今の時点でいつまでということはお聞き上げられませんが、

○尾立源幸君 何か月なのか、一年なのか、三年なのか、どのぐらいですか。

○政府参考人(始関正光君) 現時点ではまだ何とも申し上げられませんが、

○尾立源幸君 じゃ、いつそれは何とか申し上げられる状態になるんですか。

○政府参考人(始関正光君) 何度も申し上げて恐縮でございますけれども、都市再生機構の方で今お調べいただいて順次登記所に相談していただくという、これから相談していただくという状況でございますので、今の段階では何とも申し上げられないわけでございます。

○尾立源幸君 理事長、いつまでに全貌を法務省、登記官に明らかにできるんですか。

○参考人(小野邦久君) 具体的な棟数、未登記の状況等については、今全力を挙げてやっておりますので、少なくとも六月末までには全体の概数をつかみまして、具体的な正の方向で法務当局に御相談をしたいというふうに思っております。

○尾立源幸君 理事長、さっき二万六千とおっしゃったじゃないですか。何でそれ、今分かつて

いらつしやる一万六千、すぐお出しすれば分かる話じゃないんですか。

○参考人(小野邦久君) 具体的な精査をいたしませんと、一万七千四百あることは分かっておりますけれども、これが未登記、これは登記してあるということを確認するというのを全支社を今通じてやっております、正式にこの数だということを確認するのはしばらく時間が掛かる、支社別にどうい、法務局ごとに幾つというところを確定していくのは時間が掛かるわけでございます、なるべくそれを早急にやつて、法務当局に御相談をしたいというふうに思っております。

○尾立源幸君 私の聞き間違いなのか、委員の皆さんもどうか分らないんですけれども、最初聞いたとき、一万七千四百棟あつて一万六千が未登記で、それは六割ですよとおっしゃったじゃないですか。それを、何をまた確認しなきゃいけないんですか。分かっているんじゃないですか、一万六千と。

○参考人(小野邦久君) 答弁の最初に申し上げましたものは概数でございます。現在、整理統計中、調査中でございます、およそこのぐらいだろうという数字でお話をしております、確定の数字ではないんです、支社別に大体このぐらいということ。

この問題が発覚してからもう十日ぐらいたつたわけでございます、大変申し訳ないと思っておりますけれども、今全力を挙げて具体的な数値というものと、具体的に支社別、法務局別にどこにどのくらい未登記の建物があるのかということの確定作業をいたしております、その確定作業が終わつた後、法務当局とも御相談をして、どういう嘱託登記をしていくのか、これは具体的な図面等が全部必要でございますので、そういうものをききとつと、所在とあれを把握した上で御相談をしていくということになります。

○尾立源幸君 当然、税金もこれまで使ってきた独立行政法人都市再生機構、このような皆さんの管理。何ですか、これは。こんなの通常の仕事の

範囲じゃないんですか。まずそのことを強く申し上げたいと思えます。

そしてもう一点、別の観点から申し上げますと、独立行政法人に移行されたときに登記を一部されているんですよ。わざわざ自分の方から登記申請をされています。じゃ、なぜ一部は残して残したんですか。四割はして六割は残して残したんですか。そして、理事長、そういう行為をやつたというところは、未登記であれば違法だということが分かっていたからじゃないんですか。やらなきゃいけないと思つたから四割はやられたんですかね。途中で何でやめちゃつたんですか。それともう一つ、いつ理事長は未登記だという認識をされたのか、その点も、三点教えてください。

○参考人(小野邦久君) まず、なぜやめたかということでございますけれども、今のところの調査では、未登記の状態は大体四十年前の前半から四十年前の末に建てました私どもの賃貸住宅について起つております。その後、五十年代あるいは六十年代のものでも未登記のものもあるんでございまして、これは比較的登記をしているものの方が多く、こういう状態になっております、やっぱり私どもの賃貸住宅でございますから、これについて例えば所有権を争うということには余りないものでございまして、我々がお客様に賃貸住宅として供給をすること、それから税金は、これは税務当局からの課税、納付命令によつてきちつと図面等を提供して納付しております、違法精神がなかったということではないと思ひますけれども、実務上支障がないというので四十年代のあれからやめてしまつたと、こういうことではないかと思つておりました、この点については大変反省をいたしております。

そういう点で、今後、税金の問題はないわけでございますけれども、こういうものの違法状態の是正措置をとにかくなるべく早くやつていこうというふうに思っております。

○尾立源幸君 理事長、いつ認識したのかとお聞きましておられますが、

○参考人(小野邦久君) 申し訳ございません。私、これは、この問題が発覚しまして担当が説明を私のところに来たときに初めて、一万棟以上の表示登記のないものがあると。すぐ、じゃ税金はどうなっているんだと、こういうふう聞いたわけでございますけれども、これは問題のないという状態でございますけれども、これだけ多くのものについて表示登記あるいは表題登記がないということ、これは大変違法精神の欠如ということになるわけでございます、私といたしましては大変反省をいたしております。

○尾立源幸君 たまたま理事長はこの時期に理事長に就任された、いろんな天下りの関係でこうなつたんだと思ひます。悪い時期にお当たりのなつたのかと思ひますけれども、八王子市内の四十六棟のマシヨンの手抜き工事、これもございましてね。そのときは、構造計算書を紛失したということで、小野理事長自身、二度の厳重注意処分、これは国交省から受けられたんですか、だから受けられたのか分りませんが、受けられています。その際、小野理事長が委員長となつてコンプライアンス委員会を設置されておりますが、登記を怠つていたというのはコンプライアンス違反の私は最たるものだと思つております。国交省はどのような処分を検討しているのか。

また、小野理事長は、国会でも、随分お出まじいただきましたけれども、六月に退任されてしまつたというふうに思ひます。二度の厳重注意と今回の未登記の問題、これもコンプライアンスの違反だと思ひますけれども、そういうたこの責任を考えると、これ、申し訳ないんですけれども、退職金にもちつと影響してくるんじゃないかなと思ひます。

当然、この退職金の算定というのは、最終月俸ですか、在職年数と業績助成率という、こういう掛け算になつておりました、独立行政法人の場合、大体、ほとんど一なんです、又は一・二とかいうのもありますが、一を下回ることはない

と、こんなことになっていますが、私、これだけのことであるならば一下回るんじゃないかなとちょっと心配しておるんですよ。

そんな意味で、国交省、どのようにこの点考えておられるのか、御見解をお聞かせください。

○副大臣(平井たかや君) 今回の件は大変遺憾に思っております。したがって、私からも、早急に是正をしていただきたいと、理事長にもこの場で申し上げたいと思います。

それと、処分等々の問題でございますが、御質問は、に關しましては、全貌が明確にすべて分かつて、この是正措置がされてからということになろうかと思ひます。

○尾立源幸君 今聞いていたでいたしましたか。六月に退任予定なんですよ。

○政府参考人(川本正一郎君) 人事のお話につきましては、先生、予定と言っておられましたように、確定したお話ではございませんので、この時点でどうこうというのは控えさせていただきますと思います。

○尾立源幸君 じゃ、仮に、その処分が、最終の全貌が明らかになる前にお辞めになった場合に、退職金は留保されるんですか。

○政府参考人(川本正一郎君) 仮定のお話でございますので、退任されるかどうかについてもまだ未定ということでございますので、この時点ではお答えは控えさせていただきますと思います。

○尾立源幸君 これは、国民、注視をしております。平井副大臣、政治家としてどのように考えていらっしゃるのか、今のお話お聞きになって。このまま、処分が決まる前、また全貌が明らかになる前にすつと辞めたらそのまま全額払うと、こんな話でいいんですか。

○副大臣(平井たかや君) 私も全貌を今、全部把握しているわけではありませんが、最終的には大臣が判断されることだと考えております。

私自身としてどう思うかということですが、どう思うというよりも、今これは早急に是正していただかなきゃいけないと。それと、これははつき

り言つて法律を守っていないわけですから、そのことに対してやはり感覚的にはおかしいのではないかと、そのように思ひます。

○尾立源幸君 これは引き続き、その後の経過も含めて私の方でもフォローさせていただきますので、早急に是正をしていただく、早く全貌を明らかにしていただきたいと思ひます。

では最後に、預金保険機構にお聞きをさせていただきますかと思ひます。

整理回収機構が今やっていることでございまして、借り手企業に対して債権者による破産申立て、こういうものを整理回収機構が行っておりまして、経営者を外して管財人が経営を掌握、営業を維持したまま売却を採り、売却益を債権回収に充てる処理スキームを実施していると聞いております。このような仕組みを整理回収機構は債権者破産を使った事業再生、これは新しいビジネスモデルとして今やっているというふう聞いております。ですので、こういう呼び名が付いております。

これまで何件ぐらいこのスキームでやられて、そのうち事業再生に結び付いた例は何件あるのか、出資者として把握されている範囲で結構でございますので、御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(永田俊一君) お答えいたします。

ただいま御指摘いただきました債権者による破産申立て、こういった仕組みをしまして事業再生をやっておるわけですが、どの程度あるかという御質問だと思いますが、整理回収機構が確認しております範囲では平成十七年四月以降に事業再生を目的として破産手続開始の申立てを行った件数は十七件でございます。事業体別に見ますとこれが九件になるといふうに承知しております。

このうち事業再生に結び付いた事例ということでございますが、スポンサーへの事業譲渡まですべて完了したということだといたしますと、当該件数は事業体別に見て、先ほど申し上げました九

件のうち七件ということになると承知しております。

○尾立源幸君 譲渡までを再生というふうに言うのではなく、その後経営が以前よりもきちっとまわっているという、そういう実態を把握されていきますかということなんですけれども。

○参考人(永田俊一君) お答えいたします。

案件によりまして私も把握いたしますが、の程度は違うかもしれませんが、RCCとの間で定期的な協議等も行っておりますので、私どもとして、機構としてはどうなっているかということではできるだけ把握しているようにしております。大体、事業再生にかけました案件につきましては、こういう手法も使いながら何とか地方なり、あるいは経済全体のお役に立つように再生をしてもいいという気持ちでやっておりますので、全部が成功したとは申し上げられませんが、成功した事例も多いというふうな、そちらの方が多いのではないかと私には認識しております。

○尾立源幸君 中身についてはなかなか預金保険機構さんの方ではフォローはできていないということか、一件一件については分からないということでございます。またこの委員会にRCCの方をお呼びしてこの件についてはお聞きをしたいと思ひますが。

ただ、預金保険機構としては、この債権者破産を使った事業再生というのは一つの手法としてはあるべきものだなという、認められているという認識でよろしいんですか。これはいいよと、このモデルは。そこだけ最後にお聞かせいただきたいと、私の質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○参考人(永田俊一君) お答え申し上げます。

結論的に申し上げますと、そのとおりでございます。それは一つの手法として、事業再生をする手法はいろいろあります。民事再生とか。その中で、破産法を使った方が非常に適切に再生ができ

るというケースも先ほどの言ったぐらいの件数はあるでございます。そういうものについては努力をするという必要があるというふうに感じております。

○尾立源幸君 ありがとうございます。

○大久保勉君 民主党の大久保勉です。

本日は、初めて白川日銀新総裁に質問します。白川新体制に対して、一点、金融政策、二点目、国際金融界の中での日銀のリーダーシップ、そして三点目は日銀のコラボレートガバナンス、こういった三つの観点から質問したいと思ひます。まず一点目、金融政策に關して質問したいと思ひます。

米国サブプライム問題は戦後最大の金融危機であり、今後、実物経済に波及していくという観測がありますが、白川総裁の御認識を聞きたいと思ひます。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

国際金融資本市場では、サブプライムローン問題に端を発した動揺が続いております。現在なお不安定な状態にあるというふうな認識をいたします。FRBのバーナンキ議長は、四月の初めに行いました講演の中で、現状は戦後最も厳しい金融危機の一つであるという認識を述べられましたけれども、私も全く同様の認識に立っております。

やや詳しく申し上げますと、一時の過度な悲観論は、これは後退しましたが、米欧の証券化商品市場は機能が大きく低下しております。今発行が基本的に止まっております。それから、銀行間の資金のやり取りであります短期の金融市場も、これも引き続き緊張感が根強く残っております。それから、より広く企業金融全般で見ますと、社債の国債に対する上乗せ金利、信用スプレッドでございますけれども、これは引き続き高水準でございます。それから欧米の金融機関の貸出態度は、これは期を追うことに厳格化しております。こうした金融情勢を背景に、アメリカの

○参考人（白川方明君） 私の発言は、グリーンズ

ございます。それから二つ目は、これは中央銀行

体としましては、まず展望レポート、それから議

まったくということもありまして、これは何か日

本銀行サイドの意図ではなくて、幾つかの個別の事情が重なったということでございます。

○大久保勉君 続きまして、配付しました資料のページを見て下さい。

国際会議でどんな日本銀行が発言し、日本の立場を国際金融界に主張する、そして日銀が世界をリードする、是非やってもいいか分かりますが、具体的にどういった指標で見ていいか分かりませんでしたので、一つの指標として国際会議で議長を務める、非常に重要な仕事ですが、どの程度議長を務めているかということで資料をいただきます。実はといいますか、残念ながら四件しかないです。大体五十一の国際会議で一割弱の会議に議長としてやっていらつしやると。非常に評価できますのは、例えばマーケットコミッティーというところの中曾金融市場局長が議長を務められている、こういったものは内外から非常に評価されていると思います。

こういったことをどんなやるべきだと思いますが、このことに関して日銀総裁に対して質問したいと思えます。現在の認識、今後の目標を質問します。

○参考人(白川方明君) 経済、金融のグローバル化が進んでいますから、国際会議の重要性も高まっております。そうした中で、大きな経済である日本を代表する中央銀行として国際会議の場でも積極的な役割を果たしていきたいというのがまず基本認識でございます。

現状でございますけれども、今の表にございますとおり、幾つかの委員会の議長を務めておりますが、これはいずれも非常に重要な委員会の議長でございます。B I Sには大きな委員会として四つございます。バーゼル銀行監督委員会、それからグローバル金融システム委員会、それから決済システム委員会、それからマーケット委員会、この四つの委員会がございますけれども、この四つの委員会のうち、その一角を占めますマーケットコミッティーは、これは日本銀行の金融市場局長が議長を務めております。昨年来のサブプライ

ムローン問題の中では、実はこの委員会は非常に中心的な活動をした委員会でございます。その委員会の議長を務めております。それから、先ほどのグローバル金融システム委員会、これは今は日本銀行は議長を出していません。これはF R Bの副議長が今議長を務めておりますけれども、これの前の前は、これは日本銀行の副総裁、最初は当時の福井副総裁、その後は山口副総裁が議長を務めておりました。

このように、B I S、中央銀行の集まりでありますB I Sの委員会では日本銀行は大変活躍をしているというふうに思います。ただ、現状に満足しているわけではございません。これからもっともっと貢献をしていきたいというふうに思っています。

○大久保勉君 是非、もっと頑張ってもらいたいなと思います。やはり中央銀行、特に日銀の方は国内では優秀ですが、どうしても内弁慶になって、国際社会に向けて発信できない、こういったこともあり得るかなと思っています。

そこで、将来の日銀総裁候補若しくは将来の国際局長候補をどうやって育てていくか、この点に関して質問したいと思えます。

世界に通用する人材として、そういった人材を育成するために日銀は毎年三十五名の海外留学生を出しております。また、総合職では全体で六割から七割が海外留学をするということで、かなり力を入れていることは分かります。また、B I S、I M Fなどの国際機関に約十名派遣しているというところで、かなり英語力を上げていきたいとか若しくは国際社会に通用させたい、こういった意図は分かるんです。ところが、量はいいんですが質はどうかということで質問したいと思えますが、国際機関に十名、人を派遣しておりますが、すべてエコノミストとかアナリストという立場で、いわゆる研修生的な意味合いしかないというところなんです。

そこで質問ですが、いわゆるディレクターとか管理職として外人の部下を持ち組織を運営するような派遣者はいるかいのか、このことに関して質問します。

○参考人(白川方明君) ディレクターといいますが、管理職の定義にもよりますが、現在、我々と最も関係の深い国際機関であります例えばB I S、それからI M Fで、ディレクターという意味でいきますと現在日本銀行からの出向者はございせん。ただ、ディレクターということからいきますと例えばB I S、これは我々にとつて一番重要な国際機関でございますけれども、このディレクターが実は外部からの出向者、派遣者というケースはございません。いずれも、ある時期B I Sに入つてプロパーの職員として勤めておるといふケースでございます。そういう意味で、いきなり日本銀行から出向者がB I Sの例えば局長になるといふことはなかなか先方のガバナンスからして難しいなというふうに思います。

ただ、御趣旨は、そういう国際機関でディレクターが務まるような人をどんどん養成するように今からしつかりやるようにというふうなことだと思えます。そういう観点からしますと、エコノミスト、アナリスト、これは将来非常にやつぱり大事な経験だというふうに思います。これは分析力を高めていく上でも、それから英語力を高めていく上でも、それから後々当時の仲間がそれぞれまたその機関で偉くなつていくということですから、大変大事なやつぱり仕事だというふうに思っています。ただ、その上で更にその見直しの余地がないかどうか、これはしつかり考えていきたいというふうに思っています。

○大久保勉君 これだけ聞いたら非常にまともで、いわゆるディレクターで送り出すのは難しいのかなという気になります。今日は丹呉財務省の官房長がいらして。じゃ、財務省はどうか、この点に関して質問したいと思えます。

○政府参考人(丹呉泰健君) お答えいたします。まず、財務省から現在国際機関に派遣している職員の数でございますが、国際通貨基金を含めまして十一の機関に職員を派遣しておりますが、その総数は六十四名でございます。そのうち管理職ということでございますが、いわゆる課長職相当以上の者は現在十七名でございます。

○大久保勉君 この数字が明らかですが、財務省はやはり歴史的な意味で非常に強い、若しくは人材もいっぱいいるということです。ですから、日銀も是非努力して、六十名とは言いませんが二十、三十名国際機関に出向できるようになり、そのうち二割か三割は管理職として、いわゆる将来の議長として職務を全うするだけのいろんな能力を高めていったらいいと思います。

こういった財務省の人材を見ましたら、こういった人材も日銀の総裁、副総裁等に活用できるのか、あるいは理事として活用できるのか、こういったことも是非考えるべきだと思ふんですね。やはりこれからは内弁慶じゃいけないと思ふんです。国際的な社会においてどのように日本の主張を通していくか、若しくは日本が中心になって政策を、若しくは金融政策を作っていく、これが是非必要だと思えます。世界第二位の経済国ながら金融界は非常に地位が低いと思えます。こういう認識で質問しました。

この項目の最後の質問なんです。G 7財務大臣・中央銀行総裁会議、B I S会議等で、日本銀行は日本の国益を明確に主張するのみならず国際金融界における日本の責任を十分に理解した上でリーダーシップを発揮していくことが必要であると考えております。このことに対する現状認識と決意を伺いたいと思えます。日本銀行は国際会議において日本の経済力やその職員の優秀さに比べて、何度も言いましたように内弁慶であると思つております。御認識を聞きたいと思えます。

○参考人(白川方明君) 金融経済のグローバル化の進展に伴いまして、中央銀行の間で国際的な対話や協力を行う重要性は一段と増しているというふうに思います。日本銀行は、B I SそれからG 7、G 10、様々な国際会議の場あるいは個別の中央銀行同士での場を通じて様々なテーマに基

して十一の機関に職員を派遣しておりますが、その総数は六十四名でございます。そのうち管理職ということでございますが、いわゆる課長職相当以上の者は現在十七名でございます。

○大久保勉君 この数字が明らかですが、財務省はやはり歴史的な意味で非常に強い、若しくは人材もいっぱいいるということです。ですから、日銀も是非努力して、六十名とは言いませんが二十、三十名国際機関に出向できるようになり、そのうち二割か三割は管理職として、いわゆる将来の議長として職務を全うするだけのいろんな能力を高めていったらいいと思います。

こういった財務省の人材を見ましたら、こういった人材も日銀の総裁、副総裁等に活用できるのか、あるいは理事として活用できるのか、こういったことも是非考えるべきだと思ふんですね。やはりこれからは内弁慶じゃいけないと思ふんです。国際的な社会においてどのように日本の主張を通していくか、若しくは日本が中心になって政策を、若しくは金融政策を作っていく、これが是非必要だと思えます。世界第二位の経済国ながら金融界は非常に地位が低いと思えます。こういう認識で質問しました。

この項目の最後の質問なんです。G 7財務大臣・中央銀行総裁会議、B I S会議等で、日本銀行は日本の国益を明確に主張するのみならず国際金融界における日本の責任を十分に理解した上でリーダーシップを発揮していくことが必要であると考えております。このことに対する現状認識と決意を伺いたいと思えます。日本銀行は国際会議において日本の経済力やその職員の優秀さに比べて、何度も言いましたように内弁慶であると思つております。御認識を聞きたいと思えます。

○参考人(白川方明君) 金融経済のグローバル化の進展に伴いまして、中央銀行の間で国際的な対話や協力を行う重要性は一段と増しているというふうに思います。日本銀行は、B I SそれからG 7、G 10、様々な国際会議の場あるいは個別の中央銀行同士での場を通じて様々なテーマに基

して十一の機関に職員を派遣しておりますが、その総数は六十四名でございます。そのうち管理職ということでございますが、いわゆる課長職相当以上の者は現在十七名でございます。

○大久保勉君 この数字が明らかですが、財務省はやはり歴史的な意味で非常に強い、若しくは人材もいっぱいいるということです。ですから、日銀も是非努力して、六十名とは言いませんが二十、三十名国際機関に出向できるようになり、そのうち二割か三割は管理職として、いわゆる将来の議長として職務を全うするだけのいろんな能力を高めていったらいいと思います。

こういった財務省の人材を見ましたら、こういった人材も日銀の総裁、副総裁等に活用できるのか、あるいは理事として活用できるのか、こういったことも是非考えるべきだと思ふんですね。やはりこれからは内弁慶じゃいけないと思ふんです。国際的な社会においてどのように日本の主張を通していくか、若しくは日本が中心になって政策を、若しくは金融政策を作っていく、これが是非必要だと思えます。世界第二位の経済国ながら金融界は非常に地位が低いと思えます。こういう認識で質問しました。

この項目の最後の質問なんです。G 7財務大臣・中央銀行総裁会議、B I S会議等で、日本銀行は日本の国益を明確に主張するのみならず国際金融界における日本の責任を十分に理解した上でリーダーシップを発揮していくことが必要であると考えております。このことに対する現状認識と決意を伺いたいと思えます。日本銀行は国際会議において日本の経済力やその職員の優秀さに比べて、何度も言いましたように内弁慶であると思つております。御認識を聞きたいと思えます。

○参考人(白川方明君) 金融経済のグローバル化の進展に伴いまして、中央銀行の間で国際的な対話や協力を行う重要性は一段と増しているというふうに思います。日本銀行は、B I SそれからG 7、G 10、様々な国際会議の場あるいは個別の中央銀行同士での場を通じて様々なテーマに基

して十一の機関に職員を派遣しておりますが、その総数は六十四名でございます。そのうち管理職ということでございますが、いわゆる課長職相当以上の者は現在十七名でございます。

○大久保勉君 この数字が明らかですが、財務省はやはり歴史的な意味で非常に強い、若しくは人材もいっぱいいるということです。ですから、日銀も是非努力して、六十名とは言いませんが二十、三十名国際機関に出向できるようになり、そのうち二割か三割は管理職として、いわゆる将来の議長として職務を全うするだけのいろんな能力を高めていったらいいと思います。

づいて議論を交わしていますし、それから連携を進めております。単に議論をするだけでなく、具体的な中央銀行の業務という面でも様々なことを実施しております。足下では、昨年夏以降の国際金融資本市場の混乱に際しまして、日本の金融危機の経験を踏まえて様々な助言、経験を話しておりますけれども、それも我々としての国際金融社会に貢献する一つの方法だというふうに思っております。今後とも積極的に努力をしていきたいと思っております。

私自身、九七年の春から三年半ぐらい、BISを中心として国際金融の仕事に携わる機会がございました。そのとき初めて、これはちょうどアジアの金融危機が勃発する前後でございましたけれども、その経験を通じて、国際的な会議での意見交換、それからそれに基づいての様々な施策の実施、これが大事だということを、個人的にも非常に強くその思いを深めました。そういう思いをしっかりと持って、これから、先ほど委員おっしゃったように、日本銀行が国際社会に貢献できる、そういうふうな組織にしていきたいというふうに思っております。

○大久保勉君 この点に関しては、是非、白川総裁のリーダーシップを期待します。

続きまして、最後の観点として、日本銀行のいわゆるコーポレートガバナンス、組織運営上の課題に関して質問したいと思います。

配付しました資料の二ページ、上の部分を見てください。いわゆる世界の金融機関では四十代のCEOが珍しくなくなっておりまして、幹部の若年化傾向が顕著であります。金融環境がグローバル化し、また激化するにより、それに対処していくためにはどうしても若い人材の活用が必要だと私は考えております。

そこで、日本銀行の理事、局長はこの二十年間で若返ったかどうか、この点に関して質問したいと思います。

○参考人(水野創君) お答えいたします。

理事の平均年齢は、表にございますように、二

十年前、一九八八年の三月末が五十七歳一か月、本年三月末時点が五十六歳五か月でございます。また、局長の平均年齢は、二十年前が五十二歳三か月で、本年三月末が五十三歳五か月でございます。

平均年齢は以上のとおりでございますけれども、現在勤務しております局長経験者の中で、局長就任時の年齢が最も若かった職員は四十六歳で局長に就任しております。日本銀行では年齢にとられない適材適所の人材活用に努めていると申し添えさせていただきますと思います。

以上です。

○大久保勉君 分かりました。

続きまして、局長とか若しくは理事が若くなるということ、場合によってはその方と同期の方は日本銀行にいれなくなってしまうと、早期退職をせざるを得ないと、こういった私はあしき慣行があると思われましたら問題です。この辺りに関して是非、人事改革をしてもらいたいんです。

本論に入る前に、じゃ現状はどういうふうになつていくかということで質問したいと思います。

こちら、三ページを見てください。こちらは、役員及び参事役級以上の職員の再就職状況、過去五年分ということで、どういった企業に再就職しているのか、いわゆる天下りリストとも考えることができます。もちろん、完全に天下りではなくて、本人の実力で就職するケースもありますから、これは一つ一つまばら、一つ一つ精査していく必要があると思います。

ただ、天下りといえますのは、いわゆる日本銀行の取引先に日本銀行のいわゆる権力若しくは力でもって押し込んでいく。二点目は、いわゆる隨意契約等で取引先の方、いわゆるいい、言わばおいしい案件を与えるから、その見返りとしてOBを引き取ってくださいます、こういったやり方です。三番目は、いろんな機材を購入する、その見返りとしてOBを派遣する。こういったことは私はあしき慣行と思っています。

そこで、分析しましたところ、過去五年の職員の再就職先は、いわゆる日銀審査先としてしましては、都民銀行、茨城銀行、朝日信金、商工中金、農林中金、東濃信金、池田銀行があります。また、大口随意先、こちらのリストは二ページの下のほうです。大口随意契約先としてしましては、IBMが平成十八年度は七十六億円、二位がNTTデータ、四十六億円、三位が東芝、四十一億円。平成十九年もほとんど同じような感じですが、

じゃ、こういったところに天下りをしているかといえますと、日本IBM、NTTデータ、セコムに天下りが行っています。さらには、大口機材購入先、具体的にはトヨタファイナンス、リコー等が数多く見られているという実態です。

政府の天下り規制や中央銀行としての倫理性の観点から、こういったことに対して不適切じゃないかどうかの認識を聞きたいと思います。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

日本銀行では、民間への再就職につきまして、個人の識見や能力を期待して外部から人材を求められる場合に限って、世間からいたずらに批判を招くことがないよう留意しつつ慎重に対応することを基本的な方針として臨んでおります。

その上で、日本銀行と当座預金取引を有する金融機関への再就職につきましては、まず役員の場合、退職後二年間自粛する。局店長級の職員の場合も、退職前二年間に就任していた職位が当座預金取引先である金融機関と密接な関係があるときは、当座預金取引先への再就職を退職後二年間自粛する。それから、審査役経験者につきましては、審査役として実地審査を行った先への再就職を当該実地審査後五年間自粛するといった自粛ルールを設けてまして、これを厳格に運用しております。

また、大口契約先を含めた調達先企業への再就職につきましては、再就職先の日本銀行への調達の依存度の大ききや在職中の職務と再就職先との関係、再就職先で期待されている職務内容などを総合的に考慮しまして、調達の公正性確保の観点

から問題がないことを慎重に確認した上で対応しております。調達事務の面でも予定価格の厳格な管理や事業者との接触禁止、接触規制など、職務の公正性を確保するための仕組みを整備しております。

このようにしまして、日本銀行では、民間への再就職については、職務の公正性に対する信頼確保の観点から細心の注意を払って対処しております。この点、どうか御理解いただきたいと思います。

○大久保勉君 この点に関しては理解できません。問題があると思えます。

まず、日銀審査先に関して、二年間はできないけど二年たったら再就職できると。でも、日銀審査の担当官は、もしかしら後輩たちということでしたら、先輩が銀行に就いていたら、利益相反の検査ができないということでしたら、利益相反です。やはり、認識は甘いと思えます。さらには、日本IBM、NTTデータ、セコム、常時上位の随意契約先です。これは、私は二年前か三年前に同じような質問をしておりますが、全く現状は変わっていないと思えます。

もう一度、天下りをしないと宣言していただきたいと思います。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

繰り返しのようになって恐縮でございますけれども、日本銀行としては、先ほど申し上げました三つの、役員それから局長、支店長級それから審査役経験者について厳格なルールを設けております。それから、大口の調達契約先につきましても、これは厳格なルールを設けております。

議員が御指摘のとおり、日本銀行が政策を遂行していく上で日本銀行の職務の公正性というものに対する信頼をしっかりと確保する、これは大事でございます。細心の注意を払って行っている。

先ほど、金融機関の審査という話が例えばございましてけれども、金融機関の審査は、これは日本銀行の実地審査に向かった職員が金融機関の資

産内容、それからリスク管理の体制をしつかりこれは点検をするわけでございますけれども、この点でもし御指摘のように先輩がいるからというところで手心を加えますと、これはもう査察結果それ自体の信頼性が失われるわけでございます。そうしたことは現に行われていませんし、あつてはならないというふうに思っています。そのために、先ほど申し上げたルールも設けていますし、実際にも厳正な査察を行っています。

○大久保勉君 まだ弱いですね。日銀の内部の論理であつて、世間は許さないとあります。今、非常に天下りに対して厳しい意見がありますが、やはり日銀が信頼されるためには、白川総裁のリーダーシップでこの点に關して是非新しい改革をしてください。

一つ提案したいのは、先ほどの若年幹部を実現するためには、どうしても天下りをせざるを得ないような状況があるからおかしいと思います。ですから、定年まで働けるような職場環境にするとか、若しくは上司と部下が年次が逆転してもいいような賃金体系を考えると、積極的な前向きな改革が是非とも必要だと思つています。

また、三十代、四十代、いったんは割増し退職金で日銀を辞めたい人は辞めてもらうと、ただし、外部に行つて本當に力を付けてきたらもう一度日銀に戻ると、そういった人材の活用というのもあり得ると思います。これは日本の、邦銀とか若しくは民間のメーカーで行われていることです。日銀はこの点では五年、十年遅れているんじゃないかと思いますが、この点に關して総裁の認識と決意を聞きたいと思つてます。

○参考人(白川方明君) 日本銀行では、従来から、懲懲に應じて満五十五歳未満で退職する職員を対象にしまして、退職一時金を割増しして支給する制度を現に設けております。また、幹部職員への登用につきましては年次にとられることなく適材適所の観点から行つておりまして、現に上司と部下の年次が逆転しているケースも少なくございません。そうした場合、上司より年次が上で

あることをもつて部下に退職を懲懲するというところも行つておりません。

もとより、社会経済環境が変化する中で、日本銀行が将来にわたつて優れた人材を育て、高いモラルを持って活躍させていくためには、変化に対応して人事管理の仕組みを柔軟に見直していく必要があるということはそのとおりでございます。現実に日本銀行は様々なことにトライしております。

日本銀行は従来からそうした見直しに努めてきましたが、御指摘のあつた若い人材の活用といった視点も踏まえまして、今後とも中央銀行にふさわしい人事管理の在り方を真摯に検討し、その上で必要な見直しを行つていきたいというふうに考えています。

○大久保勉君 これに關連しまして、質問通告していないんですが、人事改革の場合、場合によってはいわゆる外国人、日本の国籍を有しない人も積極的に活用していくことも必要じゃないかと思つてます。

それは、第二点目のいわゆる中央銀行界での日本銀行のリーダーシップという観点もありまして、例えばBISの経験者とか連銀の経験者を日銀が採用して、日銀の方がいわゆる小委員会の議長になるときにはそういったことをサポートするとか、そういったことも含めまして日銀の活性化が必要だと思つてます。

こういった点に對して、もし御意見若しくは認識があつたら、総裁若しくは代理の方、是非お答えください。

○参考人(水野創君) お答え申し上げます。

幹部級の職員につきましては慎重に検討する必要があるというふうに思ひますけれども、それ以外の大多数の職員につきましては、外国人を採用することににつきまして基本的な制約はないと考えております。

以上です。

○大久保勉君 制約がないというよりも、積極的に活用するかしないかということです。答弁を、

じゃ、総裁お願いします。

○参考人(白川方明君) 幹部級の職員につきましては先ほど申し上げたことでございますけれども、それ以下のレベルでございます。これは職員ということでは必ずしもございせんけれども、例えば金融研究所というところには、まさに専門的なエコノミストがここに集まつているわけですから、海外の学者あるいは学者の卵のような人が研究員としてかなりの期間滞在して切磋琢磨も現実にやつております。

以上でございます。

○大久保勉君 是非、いわゆる日銀という組織を強くするためには、外部からどんな人を、新しい血を入れてまして活性化してもらいたいと思つてます。これが日本の国力にとってプラスになると私は確信しております。

続きまして、資料の四と五。資料四を付けましたのは、天下り先としてトヨタファイナンスがあるということ、公用車の調達状況というのを調べてみました。これはすべてリース契約ということで、七年リースですから、金額がございまして、これを合計しましたら年間のいわゆる公用車運行のためのコストということ。一億円弱という感じです。

こういった車を購入しているかということで、五ページと六ページ、出してまいりました。特に、道路特定財源の方で高級車購入に對して世間の批判は非常に厳しいものがあると思つてます。ということ、そういった観点から、日銀は違うんじゃないかということを出してまいりました。

ところが、ちょっと私もびっくりしたのが、五ページの一番上を見てください。いわゆる本店役員。七月に日本でサミットがありますから、地球に優しいということで排気量を出してもらいましたところ、全部五千cc、四千三百ccということで、余り地球に優しくないなということで、まず一点びつくりしました。

車種、一番上はLSというところで、これは地球に優しいんですが、いわゆるLS600HLとい

うやつで、いわゆる一千五百万以上する最高級車ということ、なかなかすばらしい車だと思ひましたところ、納入期間を見ましたら、平成二十年三月。ここで、日銀さんよおまえもかといひますか、新しい総裁が来たらすぐに最高級の車を買わないといけない事情があるのかなと思つて、これは、さすが日銀自身はもう少しまともな感覚かと思ひましたが、ちょっと私は異常に見えました。

もちろん、車の購入の仕方だけが問題といひますよりも、いわゆる倫理性とか、日銀はどういうことを期待されているか、こういった観点から、認識、世間に対してこういったデータを公表し説明していくことが必要だと思ひます。

そこで、白川総裁に、このリストを見た率直な感想をお聞かせしたいと思います。

○参考人(白川方明君) 日本銀行では、業務及びその財産の公共性にかんがみまして、経費予算につきましても適正かつ効率的な運営に努めてまいつています。

公用車の調達につきましても、こうした基本的な考え方を踏まえて対応しております。日本銀行総裁としての見解ということでございますけれども、これを維持、徹底していくということが大事だと思ひました。

○大久保勉君 私は、白川総裁はそのまま非常にすばらしい方だと思ひます。ですから、高級車がなくても、若しくはいろいろな施設がなくても、是非、白川総裁の頭、理論若しくはいわゆる性格、すばらしい人間性、こういったものを是非主張してもらいたいと思ひます。高級車がないとなかなか格好が付かないと、これは古い時代の発想だと僕は思ひます。

そこで、最後の質問なんです、こういった公用車を選ぶ場合の車種、排気量、車のメーカーに對してどういう基準で選定しているんでしょうか。このことを質問して、私の質問を終わります。

○参考人(水野創君) お答え申し上げます。

公用車の選定に当たりましては、企業や政府における配備状況も踏まえつつ、一般の乗用車、災害対策用車、それから主にだれが利用するのかわからない用途に応じた車種、排気量にするのとともに、競争入札を基本として費用の縮減に努めております。

また、環境面への配慮から、いわゆるグリーン購入法で定められました低公害車、二十年度の一乗用車の場合ですと平成十七年排出ガス基準七五％低減レベル、かつ平成二十二年度燃費基準を満たす車種の導入を図っております。これがメーカーや車種に大きな影響を与えている面があるかと思っております。

先ほど、現在の総裁車についても御指摘をいただきましたが、これは前の総裁車の走行距離が既に十八万キロ超になっておりまして、運転中にエンジンが停止するなどの不具合も発生したということで更新することにして、さきの基本的な考え方に基づいて調達したものでございます。

以上です。

○大久保勉君 終わります。

○川崎稔君 民主党・新緑風会・国民新・日本の川崎です。本日は、質問の機会をいただきましたありがとうございます。また、白川総裁を始め役員、関係者の皆さん、御多忙のところ、本当にありがとうございます。

まず、今年十二月に発生いたしました中国四川大地震の経済面への影響について質問をさせていただきます。

最初に、四川大地震の被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げ、亡くなられた方々に哀悼の意を表したいと思います。

その上で質問をさせていただきたいと思っております。御承知のとおり、中国の地位といえますが、日本にとって最大の貿易国といってもいいわけでありまして、その中国との関係ということを考えてみると、今回の大地震の影響、この点を伺いたいということでありまして、四川省の中国のGDPに占める割合、これは恐らく四〇％ぐらいじゃないかと思っておりますし、農産物の生産額に占める割合も八％程度というふうに言われておりますけれども、今回の四川大地震が中国経済全体に及ぼす影響という点についてはどう見ておられますでしょうか。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

中国四川省で発生しました地震では、大変多くの人的被害が発生しましたほか、道路などの社会的なインフラが被災するなど、その影響は広範囲に及んでおります。私も、川崎委員と同じように心からまず哀悼の意を表しますとともに、一日も早い復旧をお祈りしております。

そのことを申し上げました上で、影響でございますけれども、現時点では被害の状況など全貌がなかなか分かりません。特に数量的な情報がなかなか入っておりませんので、中国経済に与える影響を定量的に評価することはなかなか難しいわけでございます。

ただ、議員御指摘のとおり、中国全体に占める四川省の割合はGDPベースでは四％でございますし、農畜産業など第一次産業ではもう少しウエートが高いということでございます。その意味で、まず今回の地震につきましましては、農畜産業などの生産や価格に与える影響、これを意識する必要があるというふうに思っています。

ただ、中国経済につきましましては、今回の地震の影響もこれは大きいと思っておりますけれども、それ以前から抱えています様々な問題、この影響も実は中国経済を評価する上では大変大きいというふうに思っています。これは、上振れ方向、下振れ方向、両方ございしますけれども、上振れ方向でございます。設備投資といえますが固定資産投資が大変な勢いで伸びているということでございますから、これが更に上振れるという力が一方であるのかもしれないと、他方で、このところ食料品を中心としてインフレ率がかかり上がってきています。それで、中国人民銀行の方も預金準備率を引き上げるなど金融引締めを強化してございますけれども、その影響が予想よりも大きい場合には景気が下振

れるというリスクもございします。それから、国際金融資本市場やアメリカ経済の動向いかによっては中国を含め新興国に大きな影響を与える可能性もございします。

現時点では、このような上振れ、下振れ、様々なリスクについて定量評価はできませんけれども、政策当局者としては、こうしたリスクを念頭に置いて情勢判断をしていく、政策運営を行っていくことが大事だというふうに思っています。

○川崎稔君 ありがとうございます。

今伺いまして、中国経済、上振れ、下振れ、両方リスクがあるというお話でございますし、物価面という点についても御説明をいただいたわけでありまして、地震の影響という意味では、恐らく物価に対しては食料不足あるいは資材が不足する、あるいは交通インフラ等のネックが生じてくるということではインフレが進むおそれが高いんじゃないかというふうに思うわけですが、今中国人民銀行の政策変更のお話もいただきましたけれども、地震によつてこの辺に政策面でもやはりインパクトというものはあるでしょうか。ちょっともう一度確認をさせていただきたいんですが。

○参考人(白川方明君) 先ほどはちょっとマクロ面からお話を申し上げましたけれども、若干補足する意味でミクロ的なお話を申し上げます。

中国経済の影響がどのように金融政策に影響するかという場合に、最終的には日本の経済にどのような影響が及んでくるのかということだというふうに思っています。

そういうふうにもう考えた場合に、この四川省に進出してあります日本の企業ということが一つのポイントになってまいります。四川省におきましては、自動車、電機、流通など約二百社の日系企業が事業を展開しておりますけれども、多くの先で、徐々にではありますが、工場、操業、営業を再開し始めるというふう聞いております。それから、四川省は一大農業産地でございますので、農産物の生産や価格がひいては我が国の

輸出にも影響を与えてくるというふうに思っています。

ただ、現時点では、我が国経済に目立った影響を与えるような、そうした現象は出ていないんじゃないかというふうに見えています。いずれにせよ、注意して見ております。

中国経済全体について考えた場合、もう少し申し上げますと、日本にとって中国は最大の輸入相手国でございます。特に、食料品、衣料品、それから工業製品など様々な財を中国から輸入しております。日本にとって中国は一大供給基地でございます。

マクロ的に見た場合に、先ほど申し上げましたとおり、数量的にどの程度影響があるのかということでは評価はできませんけれども、いずれにせよ、例えば地震の場合、供給力が絞られて商品市況が上がってくるんじゃないかというのが、これ、一つのルートでございますけれども、国際商品市況は、これはエネルギーもそうですし、それから食料品もそうですけれども、このところ大変な勢いで上がっております。これは四川省の地震が起る前から大変な勢いで上がっているというところでございます。

この国際商品市況の上昇が日本経済にどのような影響を与えるかということで、これまた定性的な話で恐縮でございますけれども、交易条件が悪化して日本の内需が減るといふ効果、それから交易条件の改善した国への日本の輸出が増えるという効果、その両者、プラスマイナス両方あって日本が必要がどうなるのかということを見ていく必要があるわけですが、私どもとしては、どちらかというと下向きのリスクの方を重視をしているというところでございます。

それから、物価の方も、この結果、直接、間接に影響してくるわけですが、海外からの輸入商品、輸入原材料の上昇が人々の予想インフレ率に火が付くことがないかどうか、これが重要なポイントだというふうに思います。

ちょっと長々申し上げて恐縮でございますけれども

ども、そのように思います。

○川崎裕君 ありがとうございます。

私が質問させていただこうと思っておった項目を大分先取りして答えていただいたので大変恐縮なんです。ただ、いずれにいたしましても、非常に上振れリスクという意味での設備投資に勢いがかかりあつたと、これは地震の前からということなんです。それに、今回の地震によって恐らく、短期的にはともかく、中長期的にはかなり復興需要みたいなものが加わってくるわけでありますから、そういう意味でインフレの加速というところが懸念されるんじゃないかなというふうに思っておりますが、加えて、原油がこれだけ高いという中で、マクロ的な判断を今いただきましたけれども、当面の政策運営という意味でのスタンス、もう一度まとめて確認をさせていただきます。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

中国経済も含めて世界経済の動向を織り込んだ上で日本の金融政策の運営のスタンスということでございますけれども、足下の日本経済は、これは減速をしております。減速の主因は、去年の夏までは建築基準法の改正に伴う住宅投資の減少でございますけれども、足下は交易条件の悪化といえます。商品市況の上昇、交易条件の悪化に伴う内需の減少ということだと思ひます。しばらくはこの減速局面が続くというふうに見えておりますけれども、しかし、その後は徐々に潜在成長率並みの成長軌道に戻っていくというのが我々の標準的なシナリオでございます。数字にしますと、一%台の半ばから後半という数字でございます。ただ、これは今時点で我々が蓋然性が最も高いと考えるシナリオで、見通しではございますけれども、先ほど説明申し上げておりますとおり、非常に不確実性が高いと、その不確実性はどちらかというと下向きの方の不確実性だというふうに考へております。その意味で、現在は金融政策の運営の方向について特定の方向をあらかじめ想定するということは適切ではないというふうに考へていて、注意深く展開を見ていくという姿勢で臨んでおります。

○川崎裕君 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、その下振れリスクの方に若干注目しつつという政策運営でございますが、今減速しているというだけに、これからの細心の注意を払って政策運営をお願いしたいと考えております。

続きまして、今回の地震を契機といたしまして、金融界、特に中央銀行の業務運営も含めて、災害への備えということとちよつと改めてお聞きをしたいというふうに考へております。

まず最初に、ライフラインとしてのお金ということ考へた場合、思い出されますのが、阪神大震災、このときに、一般的にライフラインというのは水や電力と言われるわけですが、このときの経験でお金、通貨というものが改めてライフラインの一つだというふうに認識をされたわけですが、これも、このときの日銀の経験について、総裁の感想なり、聞かせていただければと思つております。

○参考人(白川方明君) 阪神・淡路大震災が発生しました際、被災地の中心にありました日本銀行の神戸支店は、震災が発生した当日の一九九五年の一月十七日も、これは営業を行いました。この神戸支店の現金関連業務について若干数字を申し上げた方がいいかなというふうに思ひますけれども、初日こそ現金の支払は官庁給与の支払で三千万でございましたけれども、わずか三千万でございましたけれども、翌十八日からは金融機関の現金引き出し需要が多額に上りまして、日本銀行はそれにこたえる形で三日間たぐさんの支払を行いました。三日間で支払総額は一千億円にも上りました。

それから、被災地の民間金融機関に対しまして、汚れた紙幣の交換に応じますことを要請するとともに、日本銀行においては週末に、これは臨時に営業を行いました。損傷した、傷付いた銀行券や貨幣の引換えにも積極的に応じました。こうした経験に照らしまして、お金というの

は地震で被災をした地域の当座の経済活動にとつては、これはなくてはならないものでございいます。大地震等の災害が発生した場合に、決済システムの円滑かつ安定的な運行の確保とともに、現金の円滑な供給を確保することが極めて重要であるというふうに思つています。

日本銀行のホームページの中に雑誌「にちぎん」という雑誌がございます。その中に、今の神戸の震災のときの、例えば日銀神戸支店の金庫の生々しい光景が載っておりますけれども、あの光景を写真で見ると、あるいは先輩から話を聞くと、地震のときに中央銀行が現金供給の面でしっかりと責任を果たすことが大事であるということ考へて、改めてその思いを深くしました。そういう意味で、非常に大事な仕事であるというふうに思つております。

○川崎裕君 確かに、三日間で一千億の支払をしたという意味では、もう災害が発生した直後から現金が必要になつてくるというわけでありますけれども。

そこで、ちよつと総裁に確認をいたしたいんですが、余り知られてないこととして政府の中央防災会議、こちらに実は総裁も出席をされているわけですが、具体的なにはどのような役割を担つておられますか。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

政府の中央防災会議におきまして、日本銀行は、災害対策基本法に定められた指定公共機関の代表者として、その委員に任命されております。私は総裁に就任した直後、四月の半ばでございましたけれども、中央防災会議が官邸で開かれました。私自身出席いたしました。

この中央防災会議のまず役割でございますけれども、中央防災会議それ自体は国の防災基本計画の作成や防災に関する重要事項の審議等を行うわけですが、私は日本銀行という日本の決済システムを担う組織の代表として、通貨及び金融の調節、それから資金決済の円滑な確保を通じて信用秩序の維持の観点から、関係行政機関と

協力しつつ、事態に対応できるように審議に貢献していくということでございます。

会議そのものは頻繁に行われるわけではございませんけれども、こうした精神に従つて、日本銀行は、災害に対する備えといえますかについて十分力を入れて取り組んでおります。

○川崎裕君 ちなみに、日銀の方でそういったような備えをされているわけですが、その具体的な被災想定、どの程度の例えば災害なり被害を想定した上で準備をされているのか。といいますのも、今回の四川大地震もこれだけ甚大な被害が出ていますわけですが、やはり天災ということ考へた場合、全く想定外のこと起こり得るわけですから、そういう意味では日銀ではどの程度の被災想定を置いた上で準備をされているのか、お聞かせください。

○参考人(山本謙三君) お答えいたします。

日本銀行は、災害に遭う場合に、日本銀行自身が受ける影響といったものを念頭に置きまして、大きく分けまして三つの被災想定を置いております。

具体的に申し上げますと、第一に、東京にあります日本橋本店の機能は維持されておりますけれども東京近郊にあります電算センターの機能が停止してしまう場合。第二に、その逆でございまして、電算センターの機能は維持されておりますけれども東京にあります本店が被災している場合。第三に、本店が被災し、かつ電算センターの機能が停止している状況。この三つの場合に分けまして、そのそれぞれについて業務継続体制を構築しているというところでございます。

○川崎裕君 そういった上で、具体的にどういった業務を災害が起きたときに何とかして継続しようというところで計画をされておられるのか。本堂に国民生活を維持していくという観点から、ある程度日常の業務に比べたら異なる体制なり業務ということがあると思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○参考人(山本謙三君) 委員御指摘のとおり、災

害が発生しましたときに、まずどの業務、これを継続するか、重要業務の特定というのがまず最初にまいります。私どもでは、具体的な対象業務として五つ、通貨の円滑な供給、これは現金の円滑な供給を含みます。それから金融調節、第三に決済システム、日銀ネットなどの安定的な運行に関する措置、それから第四番目に金融機関に対する資金の貸付け、第五番目に金融機関による金融上の措置の実施に関する要請、これらを重要業務として特定をしております。

こうした重要業務の特定の背景としては、日本銀行が国民生活に直結する現金の受け払いを適切に行う、決済システムの円滑かつ安定的な運行を確保するという観点から優先して対応すべき業務として特定したものでございます。

○川崎君 そういう意味では、今おっしゃった五つの業務、継続されるというために、日常からいろんな準備といえますか備えをされておられるんではないかというふうに思うわけですが、例えば今、平時において人員あるいは設備、システムといった面でどういった備えをされておられるか、お聞かせください。

○参考人(山本謙三君) お答えいたします。まず、平成十七年十月に公表されました首都直下地震対策大綱におきましては、日本銀行は経済中枢機能として位置付けられておりまして、重要な金融決済機能を当日中に復旧させる、またそのために必要な要員を徒歩圏内に確保するということが求められております。

こうした要請を受けてまして、私どもでは、被災時の初動体制の立ち上げを円滑に行うため要員制度を整備いたしました。本店近隣に必要な要員を居住しない宿泊させるという形の対応を取っております。また、東京が被災した場合に備えまして、大阪にバックアップセンターを整備しております。

このほか、本支店の建物の店舗や金庫など業務関係施設あるいは施設の設備充実ということを図りますとともに、建築物、構造物の耐震化、自家

発電機の設定、水や食料の備蓄などを行っております。

また、被災などによりまして日本橋本店が使用不能になった場合を想定しました代替業務拠点の整備といったことも完了しております。

○川崎君 今伺った中で、本店近隣への例えば人員の配置とか大阪バックアップとかいった問題に加えまして、御説明いただいた建物の耐震化。本館に中国の今の現状を見ますと、日本ではまずあいつたところまでではないと思うんですけれども、やはり建物の耐震化というのは意外に重要だと思えますし、日銀の建物の中には、まあ堅牢な建物ですけれども、古い建物もあるかと思えますので、耐震化については力を入れていただきたいというふうに思っております。

一方、日銀の方で災害に向けて準備を、備えをしておくというだけではなくて、やはり一方で取引先の金融機関、こちらの方もある程度しつかりと対応してもらわなければいけないわけですが、こういった金融機関あるいは関係団体との連携というものについてはふだんどういうふうに取り扱っておられますでしょうか。

○参考人(山本謙三君) 委員御指摘のとおり、金融経済機能を維持していくというためには、中央銀行とともに民間の金融機関が協力しながらしっかりとした体制を築いていくことが重要であると考えております。

日本銀行では、いわゆる審査、あるいは審査を用いませんとオフサイトのモニタリングと呼んでおりますが、日々の接触を通じて各銀行の業務継続体制の整備状況について把握を行っております。必要な助言を行っております。また、それらの一環として、様々な調査資料や論文の公表あるいはセミナーの開催といったことも行っております。

このほか、金融市場全体で、業務継続体制の面では市場参加者の間でかなりの努力が行われています。そうした議論に私ども自身も参加し、その訓練などの充実を積極的に支援しますとともに、

私ども自身もその訓練に参画するという形を取っております。

○川崎君 日銀から御覧になって、率直に、例えば金融機関サイドの対応、準備といったものについてどういう評価されておられるのか。遅れているのか、進んでいるのか。あるいは、地域的に進んでいるところと遅れているところがあるのか、あるいは業態の面で進んでいる先と遅れている先があるのか、そういった点についてはいかがでしょうか。

○参考人(山本謙三君) 金融機関といいますが非常に多様でございます。業務継続体制の整備につきましては、各金融機関が置かれた環境とか立場によりまして想定すべき災害でありますとか期待される対応水準といった点が異なるということについてはまず留意すべき必要があるというふうな考えをしております。

その上で、私どもの認識を述べますと、まず第一に、大方の先が業務継続体制整備の必要性、そうしたものに對する認識は随分深まってきたと。実際にも、大手行だけではなくて地域の金融機関を含めまして業務継続計画の整備は着実に進展してきたというふうな認識をしております。ただ、これもまた金融機関全般に言えることであります

が、緊急時の要員確保といった面ではなお改善の余地があるというふうな考えをしております。もとより、業務継続体制の整備でございますので、事柄の性質上これで十分ということはないわけでありまして、私どもとしても、金融機関とともに業務継続体制の整備に向けた働きかけを更にやっていきたいというふうに考えております。

○川崎君 そういう意味では今おっしゃった点に関係するんですけれども、日銀として今、逆に課題というのか、そういう面でどういった点がまだこれからもっとやらなきゃいけないというふうな思っておられるか、その辺りいかがでしょうか。

○参考人(山本謙三君) 日本銀行自身の業務継続体制は、長年にわたり先輩から受け継いでまいり

まして、かなりの整備を進めてきたというふうな考えております。

ただ、新型インフルエンザなど、これまでに想定されていなかったような被災想定ということも、可能性も考えていかなければならないというのが現実起こってきております。そうした新たな環境の変化ということも踏まえまして、現在の体制を点検し、整備していくということが私どもにとつての課題であるというふうに認識しております。

○川崎君 確かに新型インフルエンザということについては、まさに国を挙げて危機管理という点で検討を進めていかなければいけない問題なんです。

そういう意味で、お手元にお配りした資料の一枚目の資料なんです、これが日銀が作成された資料の中で、米国の訓練の想定シナリオなんです。これ、昨年実施された訓練だということなんです。恐らく新型インフルエンザ、災害とある意味で共通している部分と違う部分というのは当然あるわけですね。日銀から御覧になって、どういった点が違うのか、どのように見ておられますでしょうか。

○参考人(山本謙三君) 私ども、従来、業務継続体制を整備する上で想定しておりますような災害というのは、例えば地震や台風などの自然災害あるいはシステム障害などの技術的災害あるいはテロなどの人的災害というのが一般的に想定されてきたものだというふうに認識しております。これらの災害は、大づかみに言いますと、人的な被害に加えまして、経営資源でありますところの建物、システム、各種設備などに被害を及ぼすものであるというふうに認識しております。一方、新型インフルエンザの場合は、職員への感染などが起こって業務継続を行う人員の確保、これが困難になるという面が大きな特徴であるというふうに思います。

また、これまで想定してまいりましたような一般的な災害というのは、通常でありますと限定さ

れた地域、ある意味で局地的でございまして、あるいは短期間の事象、単発の事象として発生するものだというふうには認識をしておりました。これに対して新型インフルエンザの場合は、地域自体が広範にわたるといふこと、それから期間も長期間にわたって継続して、かつ波状的に起こり得るといった特徴がございします。

【委員長退席、理事田より子君着席】

業務継続体制の検討に当たりましては、このように新型インフルエンザの可能性によって生じ得る経営資源面への影響の違いでありますとか地域の広がり、継続する期間、そうした違いに着目して整備を図っていくことが大事であるというふうを考えております。

○川崎君 今、新型インフルエンザと通常の災害との違いということで御説明をいただいたんですが、いずれにしても、社会的機能を維持していくという点では中央銀行が果たす役割というのは小さくないと思うわけですね。

資料一にあります米国のように、かなり大規模な訓練、想定されているわけですが、日銀の方ではこういった具体的な対応策の検討、この点についてどの程度進んでおられるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○参考人(山本謙三君) 日本銀行におきましても、政府における取組を踏まえまして、今年度の業務運営方針として新型インフルエンザへの備えの充実というものを掲げまして現在検討を進めているところであります。

具体的に申し上げますと、これまで構築してまいりました地震やテロを基本想定としました既存の業務継続体制、これをベースとした上で、ただいま申し上げましたように、人員の確保が困難になるおそれがあること、あるいは被害が一定期間継続するおそれがあるといったそうした新型インフルエンザの特徴を踏まえまして、継続すべき業務の洗い出し、あるいは要員の選定作業を進めているところでございます。また、職員の罹患を予防しつつ業務を継続する観点から、マスクな

ど必要な衛生用品の備蓄といったことも検討しておりますし、公共交通機関を用いないで出勤できる体制といったようなことの検討も進めていく考えてございます。

○川崎君 ありがとうございます。

いずれにしても、検討中これからいろんな形で具体化していくとは思いますが、恐らく最も重要だと思われるのはやはり訓練だと思うんですね。災害にしても、あるいはこの新型インフルエンザの対策にしても、緊急対応計画あるいは業務継続計画といった形で、プランニングを實際に訓練で実践してみることが求められるんじゃないかと思うんですが、日銀で通常行っている訓練あるいはこれから考えておられる訓練、どういったものがあるのでしょうか。

【理事田より子君退席、委員長着席】

○参考人(山本謙三君) 委員御指摘のとおり、業務継続体制の整備の確認という観点からも非常に訓練というのは重要であるというふうに考えております。

まず、日本銀行内部で単独に行う訓練といたしまして三つほど挙げさせていただきますと、まず、災害発生時に本店内に設置します災害対策本部の運営訓練、それから第二に、日本銀行の日本橋本店が使用不能となる場合にその本店の機能を担うこととなります代替業務拠点、ここでの業務継続の訓練、そして本店が甚大な被災を受けた場合には大阪支店に機能の一部を移転するわけでございますが、その大阪支店での本部機能、本部業務を代替して実施する訓練、こういったことを行っております。

それから第二に、取引先金融機関なども参加して日本銀行と合同で行う訓練といたしまして、一つは、日銀ネットのシステム障害を想定いたしましたバックアップシステムへの切替え、あるいは第二に、取引先のコンピュータ接続の切替えの訓練などを行っております。また、政府との間でも緊急時における連絡体制を確認するといったような訓練を行っております。

訓練というのは、業務継続体制の整備がどの程度できているかという確認、それから職員一人一人が初動体制を身に付けていくという意味で極めて重要だというふうに考えておまして、私ども訓練の充実に更に努めてまいりたいというふうに考えております。

○川崎君 ありがとうございます。

今伺って、とにかくもう今回の四川大地震を契機としてどうか、改めてその災害への備えを強化していただきたいということ、ここに来て新型インフルエンザへの対応という新しい要素も出てきてまいりますので、そういう意味で中央銀行としての業務継続体制というものについては充実は是非図っていただきたいというふうに考えております。

三点目の質問なんですが、三点目は、新総裁である白川総裁に組織の運営ということについて伺いをしたいというふうに思っております。

まず最初に、基本的な現状認識ということなんですが、日銀は全国で約五千名の職員を抱えた巨大な組織でありますけれども、この組織の運営という点を考えた場合に、総裁から御覧になってその強み、長所、一方で問題点、課題というのはそれぞれ何だというふうにお考えでしょうか。

○参考人(白川方明君) 日本銀行の強みでございまして、今回日本銀行に参りまして今二か月ぐらいいすけれども、それを通じて感じますことは幾つかございます。

第一は、これはしっかりとした調査、分析に裏付けられた的確な分析、判断を行う、その面での程度の実績を残しているかということについては、これは第三者の評価にまつべきものでございすけれども、しっかりとした調査、分析に基づいて政策を判断し実行していくというのが日本銀行の強みだというふうに思います。

経済は常に変化をしていきますから、固定的な解答があるわけではございません。多少きざな言い方かもしれませんが、中央銀行は常に学

習を続ける組織でなければならぬというのが私の信念の一つでございますけれども、そういうふうな組織文化というのが、これは日本銀行にかかわらず、どの中央銀行にも何か備わっているような感じがしますけれども、これが中央銀行の強みの一つだというふうに思っています。

それからもう一つは、中央銀行は、先ほどの現金の供給もそうだけれども、これは銀行の銀行として、具体的な中央銀行業務を通じて経済、金融に貢献するということも中央銀行の役割でございます。つまり、抽象的に経済はこうあるべきだということ意見を述べるだけじゃなくて、自分たちが自身が持っている手段がありますから、その手段を使っているいろんなことができるというのが中央銀行の強みだと思います。

中央銀行が提供しています商品は、基本的には銀行券とそれから当座預金という、ある意味では単純な商品ですけれども、しかし、この単品で実はいろんなことができる。それは、金融政策もそうですし、それから決済システム運営もそうですし、いざという場合には、最後の貸し手としてお金を供給して金融システムの安定を守る。これもすべて実は銀行券を発行し、当座預金を発行するというところに根差しているわけがあります。ここを出発点として政策の在り方を考えていくというのが中央銀行の強みだというふうに思います。

三つ目は、これは強みという言葉で表現するのがいいかどうかは分かりませんが、中央銀行がそうした政策をしっかりとやっていくというためには、やっぱり国民の信頼が必要であります。常に外部との接点を意識しないといけないということで、中央銀行はいろんな例えば講演とか記者会見も行っていますけれども、それからいろんな論文も発表しております。これは、先ほどの第一の学習ということも関連しますけれども、国民の方に多く理解してもらわないと政策が遂行できないという思いであります。これも中央銀行の強みだというふうに思っております。

○川崎君 まさに常に学習を続ける組織という

のは、本日に新総裁らしいということで、本日に日銀に対して是非そういうスタンスで臨んでいただきたいんですが。

そういう意味で、実は資料二にお付けしておりますが、これは日銀からいただいた資料ですが、総合職のうち大学卒の退職者数、ここ十年間でどれぐらいいるのかということを示している数字であります。特に三十歳代以下の若手が毎年かなりの数辞めていつているんですね。これは、もちろんバブル崩壊後、労働市場自体が流動化が進んでいるということで、別に日銀に限った話ではないわけではありますけれども、優秀な人材の確保ということを考えましたときに、日銀の方では今、現状をどう受け止めておられるでしょうか。

○参考人(白川方明君) 日本銀行にいったん入行しました職員が日本銀行の仕事に十分にまだ経験していない段階で退職するということは残念なことだというふうに思っておりますが、最近の若手職員の退職の理由を聞いてみますと、日本銀行の仕事に引き続きやりがいを感じつつも、日本銀行で培った経験や知識を生かし、ビジネスや研究など異なる分野で自分の力を試してみたいという動機も多々ございます。それから、委員も御指摘のとおり、日本経済全体として労働市場の流動化が進む中で、労働市場の繁閑に応じましてある程度中途退職者が発生することはやむを得ないという面もあるように思っています。

ただ、いずれにしましても、私どもとしては、引き続き採用、能力開発、処遇等の面で適切な対策を講じるとともに、働きやすい職場環境、さらにはチャレンジのしがいのある仕事に取り組みむことを通じまして、必要な人材の確保とモラルの維持向上に努力していきたいというふうに考えています。

○川崎裕君 是非、若手職員の皆さんの士気、これを維持していただくということをお願いしたいと思っています。

新総裁に御就任なさって、日銀の組織運営という点で、五年間の任期中にどのような点にこれか

ら力を入れていかれたたいとお考えなのか、あるいは日銀をこれから五年の間にどのような組織にしたいというふうにお考えなのか、最後に率直に新総裁の思いのたけをおっしゃっていただければというふうに思っております。

○参考人(白川方明君) 思いのたけということでもございませんけれども、いつも感じますことは、金融経済がこれだけグローバル化しているわけですから、各国といいますが、各国の中央銀行はお互いに安定的な金融経済環境をつくり出すという点で競争をしているという感じがします。魅力ある金融経済環境をつくれれば、それだけそれぞれの国がより発展をするということになる。そういう意味で、お互いに競争をして、これは民間のビジネスだけじゃなくて、中央銀行もそういう意味では競争をしているというふうに思います。

それと同時に、これだけ金融市場のグローバル化、一体化が進んでいますから、中央銀行全体として世界の金融システムの安定に貢献していくということも同時に必要になっていきます。自分自身、中央銀行の総裁としてそうした意識を持ちながら仕事をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

多少具体的に、具体的にいうか、もう少し抽象度を上げて申し上げますと、先ほど中央銀行の強みという三つの点を三つ申し上げました。その三つ、つまり、常に学習を続けるという、そういう組織文化を大事にしないと政策、業務はきつちり遂行できないということとをまず意識したいと思っております。それから二つ目は、日本銀行はこれは銀行です。銀行の銀行として具体的な業務を通じて国民に貢献する、国民にとって役に立つ、そういう組織にしていきたいというふうに思っています。それから三つ目は、独立性を与えられている以上しっかりと説明をしていく、対外的な接点を大事にしていくということを考えたいと思います。

この具体的な中身としては時々いろんな課題に

多分直面していくと思いますけれども、そうした気持ちを持って日本銀行の組織運営に当たっていただきたいというふうに思っています。

○川崎裕君 本日は是非これからの五年間というものを、まさに日本の経済、より良くしていただくために活躍をしていただきたいというふうにお願ひをする次第であります。

最後に、三つ目の資料をお付けしております。これは生活意識に関するアンケート調査の調査委託先との契約状況という資料をお付けしております。

これ、時間がございますので指摘だけにどめさせていただきますんですが、生活意識のアンケート調査は、非常に短観と並んで私も信頼申し上げている、重宝している調査なんです。これが平成十七年度から十八年度、十九年度、二十年

度と委託先が変わっていつているわけですね。業者の選定方法として、指名競争見積りから随意契約にいったん変わって、その後は一般競争入札という中で競争性を高めているわけですが、ただ、私がちょっと気掛かりなのは、一般競争入札を進めている中で十八年度、十九年度、二十年

度と契約金額が上がっていつているということでありまして、これ調査方法は、当初は訪問留め置き調査というところだったのが、最近では郵送調査で、むしろコスト的には掛からない調査に変わっていつているわけです。

そういった中で金額が変わっていつているというところでありまして、これはなぜこのようなことをわざわざ取り上げさせていただいたのかということ、先般も決算委員会の方で、政府の世論調査に

ありがとうございました。

○委員長(峰崎直樹君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、財政及び金融等に関する調査のうち、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村耕太郎君 今日いろいろお聞きしようと楽しみにしておりましたが、民主党の三人の専門家の方々がすばらしい質問を先取りされまして、できる限り重複しないように聞いてまいりますが、出たやうが抜けているというところがあるかもしれません。よろしくお願ひします。

まず、大久保先生の御指摘に、グリーンズさんの話とバブルの話とを絡めて総裁に御質問があったんですけど、総裁が一週間前ぐらいですか、メディアの会見にお答えになった話ですね。私は、どちらかというと、総裁の御意見、なかなかいいかなと思うんですけど、中央銀行というのは、物価の監督をやる、物価の何ですかね、監督者であるということなんです。物価といつても、一般消費財みたいな実物物価もありますが、金融資産市場の物価、これも非常に重要だと思

うんです。どちらかというと、今まではバランスを取って実物の物価の方を重視してこられた。中央銀行の伝統的な物の見方というのは、そういうことだったと思うんですが、私は、今回のサブプライムショックに端を発します全世界で起こっているような経済の混乱を見ても、金融資産市場の物価、これに、より注意を払って金融政策の運営をやっていくということがもう欠かせない。ど

ちらかというところ、こつちの方の金融資産市場の物価、これに重きを置いて、できたらバブル発生前の予防的な施策も積極的に打っていくべきではないかというような考えを持っているんですが、総裁、いかがですか。

○参考人(白川方明君) 金融政策の目的をどういうふうに理解するかということは、各国の中央銀行にとって非常に難しい課題だと思っています。どの国も金融政策の目的が物価の安定であるところ、それを通じて持続的な経済成長を実現していくということについては意見の一致を見ていると思いますけれども、そのことを実践的にどう行っていくかということではいろんな考え方の違いがあるんだというふうに思います。

資産価格、午前中の部でも申し上げましたけれども、経済、金融に対して非常に大きな影響を及ぼします。そういう意味で、物価それから持続的な成長に影響を与える大きな要因でございますから、当然、資産価格の動向を無視する中央銀行というのはいらないと思います。考慮をしているわけですから、その考慮の仕方でございます。

例えば、今のアメリカを見てみますと、同じ資産価格でも、住宅価格は、これは引き続き下落しているという状況です。ところが、一方で株価の方を見てみますと、こちらの方は、もちろんアップダウンはございますけれども、しかし、この三月以降は株価はどつちかというところまで上がっているわけでありまして、そういう意味で、同じ資産価格を見ていくというときでも、上がっているものもある、下がっているものもあるということでございます。

その点では、物価も確かに上がっているものもありますし、下がっているものもあるということでございますけれども、資産価格の方は、これは、より長い将来を見通して経済主体が将来をどう展望するかということによってまた変わってくるわけでありまして、その分、資産価格の方が変動が大きいし、また取り上げる資産によって価格の

動きも異なっているというふうに思います。そういう意味で、なかなか物価ではなくて資産価格をターゲットに金融政策を行うということは現実問題としても難しいし、それから、かえってそれをやりますと経済の変動が大きくなっていくというふうに思います。

繰り返すようになりますけれども、資産価格の変動も加味した上で物価と経済情勢を判断していくというのがオールドドックスな対応だということに思います。この実践が難しいことを十分申し上げた上で、それが基本的な対応方針だということに思います。

○田村耕太郎君 ありがとうございます。

もう一つ、今度は何を監視していくかという話を、何をというのとは主体の話ですけれどもね。中央銀行の役割というのは、物価の安定と金融システムの安定、これを果たすために頑張っているというのを見ますと、大体、中央銀行というのは伝統的に、金融機関、中でも銀行、日銀さんでも審査と

いうのをやられていまして、これをしっかりとチェックしていく、これが金融システム全体の安定につながるという考えだったんですが、アメリカの例で見ますと、サブプライムショックに端を発する金融市場の混乱の中で、証券会社に対して資金のある意味供与を中央銀行が果敢に行っているわけなんです、これ何でかといいますと、証券会社やファンドというのは、もう釈迦に説法ですけれども、レバレッジを掛けるために投資のお金に大分銀行借入れを大幅に混ぜて、中でも短期借入れですね、短期の中でも超短期。例えば、アメリカの証券会社が全投資資金のうち四分の一を調達したのが、今日借りたら明日返すという超短期、一日借りの資金だったと言われています。ああいうショックが起こったときにそういうお金をたくさん入れていると、これはもう収縮が加速度的に起こるのとは避けられないと思うんですね。

つまり、今までは銀行を見ておけばよかったんですけれども、これからは証券会社もファンド

も、全体を見ていって、そして場合によってはそれをファンドや証券会社、被害のサイズと被害の拡大スピードによると思うんですけれども、に応じて、場合によってはそういうものに資金を入れないかというような選択もあり得るのではないかなと思うんですけれども、これからこういうほかの金融機関にも監視を広げていって、そして場合によってはアメリカのように果敢な政策を打っていくということが必要だと思いませんか。

○参考人(白川方明君) 日本銀行の使命は、物価の安定と金融システムの安定でございます。日本銀行の法律、日銀法の条文から引用しますと、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じて金融システムの安定維持を図ることが使命でございます。

実は、日本銀行は、今御指摘のFRBとは異なる歴史的な事情から、既に、預金を取り扱う金融機関といえますが、銀行だけでなく証券会社も実は日本銀行の取引先になっております。取引先になっているのに伴いまして、日本銀行自身が証券会社の経営内容をチェックをするという審査も現に行っております。これは、実はアメリカのFRBとは大きな違いとなっております。

法律的な枠組みが何であれ、いずれにせよ、今議員御指摘のとおり、証券会社あるいは広くファンドが金融全体の中で大きな役割を果たすような今は経済に現実になってきております。したがって、どの中央銀行にとっても、証券会社の活動も含めて幅広い金融機関の状況を、プレイヤーの状況を認識することが大事になっております。

日本銀行は、現実に審査、それからオフサイトのモニタリングを通じて証券会社の状況、これは日本に拠点のあります内外の証券会社の拠点について、現実に情報を収集して、そのことを金融システムの安定にも金融政策の運営にも役立てております。そうした一般的な情報収集を超えまして、流動性をいざという場合に供給することも必

要になるんじゃないかということでございます。

この点、FRBは、今回ベア・スターンズの件で初めて日本銀行流にいきますと特融を行使したわけでありまして、日本銀行は、この面ではかなり前から、実は証券会社を資金供給の対象に現実にも行っております。最後の貸し手として特融を行ったのは昭和四十年の山一特融と、それから一九九七年の山一特融、二回特融を行って、これはいずれも証券会社自体を救うということではなくて、金融市場の安定のためにこれを実行したものでございます。

それ以外にも、日本銀行は、補完貸出制度と呼んでおりますけれども、常時、若干のペナルティー金利を払えば貸出しを行うという制度も、常設のファシリティーも設けておりまして、この点でも、実はFRBが今回こういう制度を導入しましたけれども、日本銀行は既にこの制度を持っております。

いろんな金融機関に資金を出すことそれ自体がもちろん必要ということではなくて、本当にこれを出さなければ金融システムが不安定になり、経済全体が混乱するときに幾つかの条件を付けた上で貸出しを行うというふうにしておりますけれども、そうした体制は現実には組んでおりますし、そうした機能を適切に遂行することが大事だと思っております。

○田村耕太郎君 サブプライムショックを契機に今世界の金融市場が混乱を継続しているのか、収束しつつあるのか、これは評価の分かれるところで、総裁も先ほどの民主党の同僚議員の質問に対してなかなか判断が難しいという話をされていたんですが、私がいろんなマーケットの関係者に聞いてみますと、これはもう私の私見ですが、偏った人の意見を聞いている可能性が高いのであれなんですけれども、大体六、四で悲観的な方が多いような気がするんですけれども、やっぱり中には終わりの始まりだという方もいらつしやいますし、まだまだ続くという方もいらつしやいますし、中にはもう終わったとか、これからは晴れ間

が見えてくるだろうとか、いろいろいらつしやるわけですね。

これは別に混乱というよりも、サブプライムショックを契機にリスク資産の再評価が行われていて、その再評価プロセスが始まりなのか終わりののか、継続しているのか終わっているのか、この辺の評価が難しいと思うんですが、この中で行われていることというのは、ざっくり言ってしまうと、アメリカに一極集中していた世界のグローバル金融がクロスボーダー、いろんな地域に、そしていろんな商品に、例えば穀物とか原油とか、こういうものに多角化といいますか、分散化というのか、こういうものが起こっていて、市場が更に複雑化している、こういう認識ではないかと私は思っているんですけども、総裁は、今のリスクの再評価の過程で起こっていることというのはどういうことだと思われていますか。

○参考人(白川方明君) サブプライムローン問題に端を発した国際金融資本市場の性格をどう理解するかということは、現在いろんな人が議論をしている段階でございまして、まだ正解が出ていないわけではございませんけれども、まず、基本的な性格ですけれども、住宅価格が大きく下落をしたということからスタートしまして、そこから複雑な住宅ローン資産を組み込んだ証券化商品商品の値段が下がっていく、それから、複雑な証券化商品であるゆえに、このリスクを正確に評価することが難しくなってくるということで、そのことがまた更に関連する金融資産を市場で売却をするという動きになる、それがさらに、今度はそれが実体経済に影響をしていくという、そういう複雑なプロセスが現実に行進を今しているということだと思います。

よくこれは価格の発見という言葉を使いますが、今何が価格であるのかということについて発見できていない。これはリスクを再評価しているということとは同義ではありますけれども、確かに市場の価格というものは、取りあえず価格が付いているケースでも、しかしその価格が

本当にその価値を表しているかどうか、だれも自信を持ってない。そういう意味で価格が発見できていないという状況だと思えます。

先ほど悲観、楽観が六対四というお話ございましたけれども、私が欧米の金融機関、エコノミストと話をしても、確かに両方あります。どちらかというと、金融の世界に近い人の方が慎重な見方をしているという印象を持ちますけれども、いずれにせよ、慎重な見方が残っておりますし、私自身も当面は慎重に見た方がいいというふうに思っています。

それで、グローバルな資金の流れとの関係で御質問ございましたけれども、これは今起きている混乱を整理するときに、私はミクロとマクロと両面で考えた方がいいというふうに思っています。直接的には、これは金融機関それから投資家のリスク管理が結果として明らかにこれは間違っていたわけですが、これはリスク管理のやつぱり失敗であったと。その緩和の局面でリスク管理が甘くなっていたということはあると思えますけれども、あるいは投資家によるリスク判断の誤りであったということでありまして、このことはまず強調しておく必要があると思えます。

その上で、マクロの経済・金融環境の影響もこれはあるというふうに思いますし、それから委員御指摘のグローバルな資本の流れとか、あるいはその背後にあるいろんな金融の技術進歩の影響、この両面で考える必要があると思えます。

中央銀行の立場から見ても非常に関心があります。一つの事項は、個々の金融機関のリスク管理の問題とそれからマクロの環境の連関であります。この数年、非常に世界の物価が安定する中で高成長が続くということと良好な経済環境が続いたわけでありまして、人間的の常として、良好な経済環境が続きますとだんだんにリスク認識が甘くなってくる、その結果、よく専門家がレバレッジを利かせろという表現を使いますけれども、より多くの借金をしてリスクを取っていく、リターンを上げ

ていくという行動になっていくわけでありまして。そういう意味で、マクロの経済環境の面で我々自身今後どういうことを考えるべきかということの一つの論点でありますし、それから金融機関のリスク評価につきましても、リスク管理体制について規制監督当局はどういうことを今後より注目のべきなかということは今もう一回点検しているということだと思えます。

○田村耕太郎君 ありがとうございます。

私が申し上げたかったのは、もう今まではどちらかというと、アメリカもアジアも日本もお金があったらアメリカに丸投げじゃないですけども、投資しておけば何とかなるんじゃないかみたいな、そういう投資の姿勢があったんですけども、それが再評価の過程の中でアメリカだけじゃちょっとやばいなど、やっぱりそれをまた世界中のいろんな商品に分散し始めた、そういうことが起こっているんじゃないかなと思うんですけども。

裏を返せば、ドルがこれからやっぱり非常に心配になってくると思うんですね。中央銀行の方に通貨、為替の話聞くのは余りよろしくないというところもありますけれども。ドルが非常に心配でして、実際にアメリカの高官も政府関係者もかなりドルの支えをするような発言を始められていますが、やっぱりこれから一種のドル離れというのは起こっていると思えますし、また今、ドルが下落しているからドル建ての原油価格がそんなに上がっていないということもありまして原油価格が一気に上がっている、ドルが弱くなっているから原油価格が上がっているという相関関係もあると思うんですね。やっぱり経済の安定、物価の安定、金融システムの安定のために、為替をどう見るかというのも非常に大事だと思うんですが、これ、ドルが私は先行きまだまだ厳しい局面もあるんじゃないかと思うんですね。

その中で、これもお門違いで恐縮なんですけれども、日本の外貨準備見てみますと、一兆ドルぐ

らいうドルに投資しているんですね。これ、ちょっと規模が大き過ぎますし、これ各党の方からもいろいろ指摘がいろんな委員会であるところなんですけれども、これ適正規模なのか。G7のほかの六か国を見ても、大体GDPで日本は二〇%の外貨準備の積立てがあるんですけども、ほかの国というのは二%から三%で、十倍ぐらい経済規模に比べて余剰ではないかという気がするんですけども、発言ができるところで結構なんですけれども、いかが考えられますかということなんですけれども。

○参考人(白川方明君) 日本の外貨準備は、これはもう大半が政府の外国為替基金特別会計で保有しているものでございます。日本銀行自身の外貨資産も若干はございますけれども、大半がこれは政府でございます。

政府の保有する外貨準備の規模等につきまして、これは政府御自身が決めていくという性格のものでございますから、私がこの場で具体的にコメントすることは、申し訳ございませんけれども、差し控えさせていただきますかと思っております。

○田村耕太郎君 それでは、ちょっと白川マジックについて伺いたいですけれども、量的緩和というウルトラCを提案された方です。

私も民主党の先生方に負けないようにこの本を借りてきて、三百八十三ページにゼロ金利制約下の難しさという項目があって、これ見させていだいたんですけれども、ゼロ金利は脱したけれども、〇・五%というそういう幅しか今持っていないわけなんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、グローバル金融が複雑化、多角化、分散化してまして、リスクが低まったかというところ、まだまだ分からないわけですね。まだこれから何が起こるか分からない。

ゼロ金利よりはいいんですけれども、〇・五しかないというところなかなか難しさがあると思うんですけども、これを書かれたときにゼロ金利の話のいろいろ分析されたと思うんですけど

も、今御自身がこういう金融システムの安定や物価の安定を、難しいグローバル経済の、複雑化されたグローバル経済の中におかれまして日本のかじ取りを任される役になられまして、この文脈で今の〇・五しかないところのかじ取りをどう考えられるかということなんですけれども、どうですか、白川総裁、またウルトラC、何か起こったとありますか、どうですか。

○参考人(白川方明君) 私、前回、日本銀行に勤務してましたとき、二〇〇一年の三月に、これは理事としての量的緩和政策の決定ということに関与いたしましたけれども、これはあくまでも政策委員会のメンバーとしてではなくて、事務方の責任者としてこの政策にかかわったということであります。

【委員長退席、理事円より子君着席】

ゼロ金利制約のことでございますけれども、確かに短期金利がゼロに到達しますと、金利はそれ以上下がり得ないという意味でゼロ金利の制約があるということはそれとおりでありますし、私が大学時代に書きました本でもそのことについて議論をしております。

ただ、私いつも、本でも若干書きましたけれども、ゼロ金利制約の議論を聞きながら、私自身が多少不満を感じましたのは、すべての議論が短期金利の一点に集中して議論が行われているという感じがいたします。企業が家計の行動に影響を与える金利は、必ずしもオーバーナイトの短期金利、あるいはその中でも特にオーバーナイトの金利というわけではなくて、中期から長期、幅広い期間にわたる金利でございます。それから、その金利も、普通の人が国債金利で調達できるわけではありますから、信用のリスクを加味した金利、民間ベースの金利でございます。それから、現実にはその金利でもって金融機関が貸し出しをどの程度積極的に行うかということでございます。そういう意味で、短期金利がゼロになったから、それでもう既にそこから先金融政策の効果が一切ないということではないというふうに思いま

す。金融環境を幅広く点検しないといけないというのがまず最初に申し上げたいことであります。その上で、現在の短期金利の水準を考へてみた場合に、今コールレートが〇・五%、消費者物価上昇率が一・二%ですから、実質金利はゼロ若しくは若干のマイナスでございます。

大事なことは、金融政策上大事だと思うことは、現在の短期金利の水準が経済全体との関係で今どういう水準にあるのか。つまり、適切な水準にあるのかどうかということでございますけれども、潜在成長率は今一%の半ばから後半程度ということでありまして、それとの比較で見て、今短期金利という面から見て適切な水準にあると。何かゼロ金利制約に近いために、結果として短期金利の水準が今不適切なところにあるということではないと思っております。

いずれにしても、中央銀行が経済を支えていく上では、一つは金利政策という面ですっきり対応するということが、それからアメリカが対応していますように、金融市場の安定をしつかり維持していくということを通じて全体として経済の安定を支えるんだと思います。幾ら短期金利を低くしても、金融市場が不安定になっていまして、結局民間が調達する金利は上がってしまします。そういうふうな事態になりますと、金融政策の効果も減殺されます。

ですから、結論になりますけれども、今、日本銀行自身が非常に制約があるために中央銀行としての機能が適切に果たし得ていないと、そのために経済に何か悪影響が出るということではないと思っております。

○田村耕太郎君 その経済なんですけれども、一部は不況の中で物価が上がっていく、スタグフレーションに入りつつあるんじゃないかという意見もあります。今やもうだれでも知っている原油価格の高騰ですね。ガソリンは来月百七十円になるんじゃないかと言われています。小麦、トウモロコシも上がっていますね。大阪ではもう既に好み焼きやタコ焼きが三割から四割上がっています。

すし、イタリア料理屋へ行くと、普段メニューをよく見ていなかったんですが、よく見てみると、パスタとかピザが上がっています、もちろんワインやチーズも上がっています。

そういうことで、不況の中で、また川崎先生が御指摘になったとおり、日本のデフレを、デフレといいますが物価の安定、下落基の安定だったんですけれども、それを支えてきてくれた中国の安い賃金でのいろんな製造、その輸出というのが、もう国内でかなりインフレが起こっています、日本の物価を安定させてきた又は長期的に下落基にさせてきたような要因が大分変わってきています、物価は上がるし、でも日本の中では購買力は高くなっているのに景気は良くならないというようなことで、スタグフレーションの可能性があるのでないかと言われますが、その辺り総裁は端的にどう思われますか。

○参考人(白川方明君) 中国等の影響でございまして、一番最初の局面では、労働集約的な財の生産を増やし、先進国から見ますと安い商品が入ってくるという形で物価の下落要因として作用してきました。しかし、中国を始め新興国がその結果輸出が増えて経済成長を実現していきますと、今度は消費財についても、それからエネルギーについても需要が増えてくるということ、物価が上がってくる局面になってまいります。

現在、日本の、他の先進国もそうですけれども、全体として物価上昇率が下落する局面からこれが上がってくる局面に入っているということでございます。原因が何であれ、海外から入ってくるものの値段が上がってまいりますと、これはスタグフレーションといいますが、景気と物価と相異なる影響を与えてくるというのはそれとおりでございます。

中央銀行として最もここで悩むことは、物価と景気が相反する方向に向かっているときにどのよう政策をすべきかということでありまして。これはちょっと午前中の話とも若干重複をしますけれども、判断の基準としては、物価安定の下での持

続的な経済成長を実現することだと思えます。これを具体的にその局面局面でどう判断するかということですが、私自身は三つの次元に分けて判断をした方がいいと思っています。

一つは、交易条件が悪化して日本全体の所得が減ってくるために、消費にしても投資にしてもそれが減ってくるという需要面のマイナス効果と、それから交易条件の改善した国といいますが、新興国を中心に輸出が増えるという効果、この需要面でのプラス効果を勘案して、全体として需要が増えるのか減るのかというのが第一点でございます。第二点は、仮に需要が増える場合、減る場合、それぞれに応じて需給ギャップが変化しますから、物価がどう変化するかということ。それから三つ目には、いったん物価が上がりますと、人々の抱く予想インフレ率が変化する可能性がございますから、そのことが原因となって二次的、三次的な物価上昇をもたらす可能性があるというところでございます。この三点を頭の中では点検しながら経済と景気と物価の状況を見ていくと。

我々としては、スタグフレーションといいますが、物価はほとんど上がっていくけれども、しかし経済成長率、景気の方は悪化をしていくということのないように政策運営をしていくということに我々の対応としては尽きるといふふうに思っています。

○田村耕太郎君 スタグフレーションは、スタグネーションとインフレーションの合体した言葉なんですけれども、僕は、金融政策というのは、伝統的な議論でいえばよくひもに例えられますよね。ひもを引く張って過熱基のときは抑えることができるんですけれども、何というんですかね、低迷しているときに金融政策で景気を底上げするというのはなかなか難しいということ、スタグネーションとインフレーションに分けますと、インフレーションには日銀さんを始めますと中央銀行は対処できるけれども、スタグネーションの方ですね、本当に経済が悪くなつて消費が

減つて失業が増えるというような状況には、金融政策ではなかなかそれを押し上げることはできないではないかと。伝統的にもそう言われているが、今の経済の中でもそうではないかと思うわけです。

ここも含めてお聞きしたいんですけれども、そういう中で、先ほど政治の介入が中央銀行、いろんな意味で日本の中ではないかという議論がよくされます。人事の話を中心に午前中は民主党さんがされていたんですけれども、人事は置いておいて、例えば重要な中央銀行の判断の前になると、政治の方がいろんなノイズを発するわけですね。これ私、いかがなものかと思うんですけれども、私もノイズ出したりしていますけれども、これいかがなものかと思うわけですね。マーケットとの高度なコミュニケーションが求められる作業にそこまで民主主義が介入すべきかどうか。

それで、インフレーションとかデフレーションには対応できますけれども、景気そのものには金融政策というのは限定的な影響しかないと思われ、今後はこれにいかに対処されるおつもりなのか、ちょっと決意も含めて伺いたいと思います。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

最初に、金融政策が上下で非対称性があるかという点でございますけれども、まず一般論から申し上げますと、金融政策は引締め方向だけじゃなくて、緩和方向であっても経済、物価に影響を、少し長い時間を掛けてですけれども、影響を与えることができるというふうに考えています。

ただ、経済が過去の大きな行き過ぎの調整期にある場合であるとか、あるいは金融市場が不安定な場合などには、単純に政策金利を引き下げるだけでは十分に緩和的な金融環境をつくり出せないということもこれはあるというふうに思っています。

す。

これは日本のバブル崩壊以降の経験でもそうでございますし、それから、現在問題となつていすアメリカのケースを考えてみても、去年の九月以来FRBは三・二五%、フェデラルファンドレートを下げてきましたけれども、信用度の低い社債の金利は当時に比べて下がっているわけではなくて、逆に少し上がっている状況でございます。そういう意味で、短期金利だけで信用度の低い社債の金利まで下げられているわけではございませんし、その背後には住宅バブル崩壊後のいろんな問題がそれに投影しているわけでありまして、現実には、アメリカの場合でございますと、資本が大きく毀損をしたわけですから、最終的に金融機関が従来と同じような活動を行っていくためには十分な資本を調達しないといけない。これは金融政策によつては解決のしない問題ですから、金融機関自身が自らの努力によつて資本を調達することが必要であります。そういう意味では、大きな経済、金融の調整期には金融政策だけでは対応できないというのはそのとおりだと思ふに思っています。

ただ、中央銀行からしますと、一方で必要な努力というのは関係者が行うということでありまして、けれども、中央銀行がすべきことは金融市場の安定性を維持するという点であります。金融市場がたがたしてしまつて、そうした取組自体が、必要な取組自体がこれは遅れてしまつたわけでありまして、金融機関が取組ができるように、安定的な金融環境をつくるように様々な措置を講じる。その中にはオペの期間を例えば調整をするとか、あるいは担保の範囲を見直すとか、あるいはオペの先を見直すとか、いろんな施策が含まれますけれども、そうしたことを一生懸命行っているわけでありまして、

それから、あとは、中央銀行の行う金融政策についていろんな声が出てくるということについてどう考えるかという話であります。

これもいつも申し上げていることでありますけれども、金融政策の目的は物価の安定を通じて持続的な成長を実現することでありまして、そのためには、中央銀行が中立的かつ専門的な立場から経済・物価情勢の分析を行いまして、中長期的に見た経済の姿を点検した上で自主的な判断と責任において政策を実行すべきだと思ふに思っています。

これは歴史から得られた教訓でありますけれども、日本銀行法においても中央銀行の独立性というのをはつきりうたわれているというふうに思いますし、それから政府との関係につきましても、金融政策決定会合における政府からの出席者がそこで意見を表明し、そのことを議事要旨で公開していくという透明性の高い仕組みができています。私としては、そういう既に用意されている透明性の高い仕組みを活用することが出発点になると思ふに思っています。

それから、日本銀行自身としてそれ以外に何ができるのかということでもありますけれども、先ほど申し上げましたけれども、日本銀行のよつて立つ基盤というのは、物価の安定と金融システムの安定に責任を持つという専門家としての立場から、専門的な知識、経験を蓄積して、それに基づいて発言をしていく、取り組んでいく。そのことに誠実な組織であるということが続けることによつて、やがては今先生がおっしゃったような、何といひますか、慣行というものはいつの間にかだんだん薄れていくということになるということをお願いしております。

○田村耕太郎君 まだいろいろ質問を用意していただんですが、民主党の専門家の先生方に出番を奪われまして、これで終わります。頑張ってください。

ありがとうございます。

○白浜一良君 公明党の白浜一良でございます。白川総裁、おめでとうございます。

大変な紆余曲折がございまして、質問通告はし

てないんですけど、今日、一斉に報道されてしまったね。副総裁のポストが一つ空いているわけでございますが、この国会では政府が提案しないと、こういうことでございまして、総裁の誕生自身が大変な曲折があったわけでございますが、実際、今一名欠員で、副総裁という重要なポストが欠員なんです、今日の報道を見ますと、いろいろ支障を来すんじゃないかと、そういう懸念をされているような報道もございまして、実際、総裁として全責任取つて今運営されているわけでございますけれども、この欠員になつていくという事態を率直にどうにお考えになつていきますか、お感じになつていきますか。

〔理事内より子君退席、委員長着席〕

○参考人(白川方明君) 午前中も申し上げましたけれども、欠員という事態それ自体は政府、国会のお決めることであるから具体的なコメントすることは差し控えたいと思ひますけれども、日本銀行の運営を預かるという立場で考えた場合には、何よりも日本銀行という組織は、これ金融政策だけではなくて、様々な政策、それから様々な業務を行う非常に大きな組織であります。様々な業務を行い、大きな組織でありますから、当然それに伴うものもろの仕事が発生してまいります。業務が滞ることのないように全力を挙げていると思ひますけれども、しかし、法律で、総裁一人、それから副総裁二人ということが法律に規定された仕事をやっていく上で適切な人員であるということでもありますから、そうした人員が一人欠けているということは、ほかの条件が一定であれば、確かに負担になつておりますし、これは望ましいことではないと思ひます。

ただ、私の立場に立つた場合は、一方でそういう感想を申し上げると同時に、しかし、結果として日本の経済、金融に迷惑が掛かつてはいけないということですから、これはそういうことがないように全力を挙げて努力をしていると。その結果をどういうふうに評価をするかというのはこれは

国民の皆様でありますけれども、私の、執行の長としてはそういう心構えで行っております。

○白浜一良君 大変なお立場でございますので、本場に活躍されることを祈っております。

それで、何点か今日は伺いたいわけでございますが、昨年の十月のいわゆる展望レポートとこの四月の展望レポートでいろいろちよつと若干変化が出ておまして、例えば金融政策の見通しという面では、昨年の十月には、経済・物価情勢の改善の度合いに応じたペースで徐々に金利水準の調整を行う、こういう表現をされているわけでございますが、この五月、日本記者クラブで総裁が講演されたその中身を見ますと、特定の方向性を持つことは適当ではないと、このように表現されているということで、若干ニュアンスが違うわけでございますが、この違いの中身、それと日銀としてはどういう方向性を考えていらっしゃるのか、まずこの点をお考えをお聞きしたいと思ひます。

○参考人(白川方明君) 多少、今議員がおっしゃったことと繰り返しの部分があるかと思ひますけれども、現在のように経済、物価の先行きにつきましては不確実性が極めて高いという経済の下では、先行きの政策についてあらかじめ特定の方向性を持つことは適当でないというふうに今回判断を改めました。その結果、我々としては、毎回の決定会合において経済・物価情勢の見通し、それからそれに随伴する様々なリスクを十分点検していきたいということでございますけれども、なぜ変わったのかということでもあります。

昨年十月との比較で見まして一番大きな変化の要因は、これはエネルギーそれから原材料価格高の影響が、これがやっぱり確実に日本経済に影響を与えてきているということでございます。従来もそれは理屈の上ではもちろん理解していたわけですが、それが現実のデータでだんだんに裏付けられてきたということでございます。

二〇〇二年の初めを起点にして計算してみます

と、対外的に、原油価格等の上昇によりまして海外に所得が幾ら移動したかというのを計算してみますと、大体これ四・七%に当たります。これはもちろん二〇〇二年以降の累積でございますけれども、特に足下、これが大きくなっています。これはマクロの計算上そうですけれども、これは結局、企業なり家計に必ず実質的な所得減という形で影響を与えております。

今、じゃどこに影響を与えているか。どのセクターにも影響を与えていますけれども、特に企業部門の収益がそれによって影響を受けているというふうに思ひます。

現在、企業の収益水準自体は、これは歴史的に見ても非常に高い水準でございますけれども、これまではずっと増益増益で来ましたが、これが二〇〇七年度に初めて、全体をくくってみますと、増益から若干の減益という形に多分なつたというふうに思ひますけれども、これは今申し上げたようなことがやっぱり一つ大きく影響を起していると思ひます。その影響が特に大企業というよりか中小企業の方に出てきている、その結果、設備投資の増勢もやっぱり鈍化をしていくという力が働いてまいります。そのことがまず一つの要因でございます。

それから、国際金融資本市場の動きも、これも不確実性が高くなつております。既に出てきている影響については私どもの見通しにも反映させますけれども、この先、最悪期が一方では終わったという見方もありますけれども、しかし他方で、これはまだまだこれからだという見方もある。ここはなかなか決め打ちができない状況だと思ひます。そういう意味で、これは不確実性のある話であります。

そういうふうを考えますと、メーンのシナリオとしては日本の潜在成長率並みの成長を遂げるだろうということではございますけれども、どちらかというと、この不確実性が多い中で、下向きのリスクが高いというふうに判断しています。

の関係で、従来は、今後は方向としては金利水準を引上げの方向で調整をするところを、今回はこの不確実性の状況にかんがみて、特定の方向を持たないということをお願いいたします。

ただ、ちよつとバランスを取って申し上げますと、今は全部下振れのリスクを言いましたけれども、一方で上振れのリスクももちろんあります。今、日本経済を覆う、日本経済の不確実性として一番大きいのは、エネルギーもそうですし、アメリカの金融資本市場の動きもそうですけれども、この不確実性という霧が非常に濃いわけですね。この霧が晴れた場合には、今度は、今金融政策も非常に緩和的ですから、これが持っている刺激的な力をもっと発揮されるということもございします。

そういう意味で、上方向、下方向、両方のリスクは意識していただけますと、結論的には、今、下方向を意識した方が適切だというふうに判断したことから、金融政策の判断も、去年の秋のレポート対比、変更いたしました。

○白浜一良君 長々と答弁いただきました、ありがとうございます。

それで、今の御答弁にも関連するんですけども、もう一つ、昨年の十月と比較いたしました、同じ話なんです、いわゆる経済成長率の見通し、も当然ですが若干変更された。平均レベルでいいますと、昨年の十月には一・八程度見ていらつしたんですけど、この四月には一・五程度と、こういうことで、この点、今御答弁いただきましたので重複する話もあるかと思ひますけれども、成長率をいかにするかというの、これは大変難しい実態もございしますね。いわゆる人によつていろいろ言っていることが違うんですが、自由民主党のいわゆる重鎮というのか、そういう方でも、中川元官房長官ですか、なんかはもう四%ぐらいできるんだと成長路線でおっしゃつていますし、与謝野元官房長官は二%ぐらいがいいんだと、こういう、それぞれ解釈があるわけでございます。

ます。これは、総裁としてこの成長率の見通し、どのようにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○参考人(白川方明君) 現在、日本の成長率の実力をどの程度に見るかということでございますけれども、私どもの内部の推計、これは公表もしておりますけれども、大体一%台の半ばから後半という数字を公表しております。

潜在成長率を計算する方法というのは幾つかございしますけれども、これ基本的には労働力の伸びと、それから資本設備の伸びと、それから経済全体としての生産性の伸びというもので規定されます。こうしたことについて過去のデータに基づきながら計算をしてみますと、先ほど申し上げたような数字になつてまいります。

中央銀行の立場からしますと、これが実力の成長率、潜在成長率であるとすれば、この成長率が実現するような安定した経済を実現したいというふうに思つています。一方、潜在成長率を引き上げることそれ自体は、これは金融政策では実現できませんけれども、これは、技術革新がもっとも進んでいくとか、あるいは資源の効率的な配分が実現できるような、そういうことが行われて初めて実力としての成長率がだんだん上がっていくということでもあります。

繰り返しになりますが、金融政策の方は、人々が生産性を上げていくための安定した金融環境をつくるという点では貢献できますけれども、実力それ自体を上げるためには実体的な努力が必要だということに思つております。

○白浜一良君 そうですね、余り言えませんが、ね、それは。

それから、いわゆる金利というのは、産業部門でいうと安い方が使いやすいわけでございますが、一方、生活者の立場に立てば、預金者という立場からなると、やっぱり金利は高い方がいいと。まあ当たり前の話でございますが、そういう面で、日経新聞が四月に実施した「家計が望む金

○白浜一良君 それは当然のことだと思います。それから、日銀が定期的にいわゆる地域経済の報告をされていますね、さくらレポートといえますか。これは四月の報告によりますと、当然今の話全般に関連あるんですが、ちよつと下降きみまると、全国九地域のうち八地域が少し下方修正され

それから第二は、これはちよつと多少地味なこ
となんですけれども、日本銀行が、中央銀行が資
金を供給するオペレーションということで申し上げ
ますと、これは本店で行うオペレーションだけ
ではなくて、日本銀行の三十二の支店を通じて行
う、つまり地域に所在する金融機関に対しても直
接資金を供給するというオペの道は実は開いてお
ります。

多少脱線しますけれども、アメリカはごく最近まで、実はニューヨークに所在するプライマリ・ディーラーという先を対象に、これは大体多分二十先ですかね、もうちょっと少ないかもしれませ

一つ一つは地方の経済に対して強力な決め手になるわけではありませんけれども、日本銀行のできる機能は何なのかということを点検して、そうしたこと現実に行っております。地味な取組ではありますけれども、意味のある取組だということふうに思っています。

○白浜一良君 当然よく承知しております、直接そういう作業にかかわっているわけじゃないのの、直接で。今三点ほどお述べいただきましたけれども、適切に対応をお願い申し上げたいと。大変ばらつきがあり過ぎるというか、全国を見ますと、だから非常に心配しております、地域にも貢献していただけるように我々もお願いを申し上げたいと思っております。

私、言葉を聞いていただいたら分かりますが、ちよつとなまっておりますして、大阪でございますが、いろいろ頑張っている産業もいっぱいあるわけでございますが、近畿の見通しも若干下方修正されて、一部に減速の動きが見られると、こういう表現をされているんですが、これは何かこういう特記するような具体的なものがあるんでしょうか。

したがって、これらの要素によりまして近畿地域の景気につきましては減速感が出ていると、このような判断でございます。ただ、全体感として見た場合には、やはり、近畿経済拡大の基点となっておりまして輸出につきましては、新興国向けを中心として依然として好調であるというふうな私どもは見えております。

それから、大企業の設備投資につきましても、電機ですとかあるいは鉄鋼などにつきましては引き続き活発だというふうに認識しておりまして、全体としては近畿経済の緩やかな拡大基調というものは崩れていないと、このように認識しているというところでございます。

○白浜一良君 今のお話聞きますと、そういう原油とか資材の原材料高とか、そういうことは全国的な傾向で特別関西というか近畿にかかわったことじゃないですよ、今おっしゃったことは。影響を受けているというだけの話で。そのように理解しておきたいと思いますが。

それで、今日は渡辺大臣にも本当にお越しいただきまして恐縮でございます。

こういう大変景気動向が非常に難しい局面に幸

ますと、銀行は貸し渋りをまたやるんじゃないかと、こういうことがあって、先日報道をされておりました。金融庁もその辺の監督をしつかりやっていくような流れ書いてございましたけれども、この点、今どうなっているでしょうか。

○国務大臣(渡辺喜美君) 金融庁としては、節目で金融機関に要請をしております。昨年の暮れ、それから今年の三月だったでしょうか、ちょっと正確に覚えておりませんが、様々な金融機関の団体の皆様方にお集まりいただきまして、私だけでなく、財務大臣、経産大臣等、政府を挙げて金融機関に適切な金融仲介機能を発揮していただくようお願いをしているところでございます。

景気のダウンサイドリスクが高まっています。ときには、どうしても貸出し態度というものが慎重になる傾向がございます。しかし、金融機関というのは、まさしくリスクを取って金融仲介を行うというところにそのレーゾンデートルがあるわけでありまして、また、リスクを取らなければもうからないのが金融機関であります。是非、適切にリスクを取っていくことが肝心なことだと考えております。

○白浜一良君 原油高、原材料高ということもあって、私どもも政府にいわゆる融資の拡大を訴えてまいりまして、また三月、年度末の資金繰り対策も、これは手を打っていただけたわけでございます。

これはちょっと、非常に俗っぽい言い方をしますと、すべての銀行というわけじゃないんです。銀行によりましては、いや、これ金融庁の監査が厳しいんで、ちょっと融資もなかなかねと、そういう何か逆に、良からうと思っていることが逆手に使われて融資が抑制されているという、こういうこともあるというふうにも実際利用の方から聞いているんですよ。こういうことはよく御存じなんでしょうか。

○国務大臣(渡辺喜美君) まさに金融検査を理由

に貸出しを抑制するなどということがありました。これは言語道断でございます。

金融検査マニュアルを理由にして、健全な事業を営んでいる融資先に對して貸し渋り、貸しはがしというような不適切な取扱いを行っているかどうか、これも検査対象にいたしております。また、きめ細かな経営相談、経営指導等を通じて積極的な事業再生、企業再生に取り組んでいるか、こういうことも検査の対象にしているところでございます。

○白浜一良君 適切に対応を、今難しい時点でございまして、しっかりとお願い申し上げたいと思うわけでございます。

関連して、日銀も審査されていますね。ちょっと金融庁とは立場が当然違うんですけれども、その日銀の審査を通してこういう実態というのはいろいろお伺いになったことはございますか。

○参考人(白川方明君) 金融庁が、貸出しの判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、この企業には貸出しを行ってはいけないなどという判断や働きかけを金融検査が行うことがない旨対外的に説明されていることは承知しております。この点、実は日本銀行の審査についても全く同じことが当てはまります。

日本銀行の審査では、金融機関の資産内容の調査や信用リスク管理体制について実態把握を行いまして、必要に応じて助言を行っております。これはあくまでも金融機関サイドのリスク管理体制の高度化を図ろうとするものでございまして、個々の融資案件について金融機関に対してある種の働きかけを行うというものは全くありません。この点、私どもが毎年公表しています。審査の実施方針においても、金融機関自身の経営戦略や自己責任を尊重する考え方を基本に据えております。こうした私どもの審査における基本方針は、金融機関の間でも十分に理解を得ているというふうに思います。

なお、日本銀行として、今の御質問の点にも絡

みますけれども、金融機関のリスク管理体制が高度化していきますと、金融の円滑化にも資するというふうになると考えておりまして、金融機関の融資姿勢を含めて企業金融の動向については引き続き細に点検してまいりたいというふうに考えております。

○白浜一良君 しっかりとお願い申し上げたいと思います。

渡辺大臣、結構でございます。ありがとうございます。

○委員長(峰崎直樹君) 渡辺大臣、どうぞ退席してください。

○白浜一良君 あと少しだけちょっと総裁にお伺いしたいんですが、最近、電子マネーなどございまして、それで、中飛ばします、いっぱい通告していただきます。あとちょっとだけお付き合いいただきしたいと思います。

それで、市場規模というのは二〇〇八年度末一兆三千八百億円、前年度の一・六倍になっていると、二〇一一年には三兆円ぐらいになるんじゃないかと、こういうふう言われておるわけですが、いかに、私も正確にこれ理解しているわけじゃないんです。理解しているわけじゃないんです。聞くところによりますと、この電子マネーというのは、確かに銀行で決済されていくとそれ全部計数化されるのは当たり前なんですけれども、電子マネーそのものはなかなかそういうマネーサプライに出てこないという、この辺のいわゆる実態、どんなやつぱり時代は変わりますんで、新しいそういう貨幣の形態も変わっていくわけですが、いかにマネーサプライの統計の仕方と電子マネーの関係とか、この辺はどのように認識されているんでしょうか。

○参考人(山口廣秀君) 現在利用されております電子マネーにつきましては、主として小口の決済に用いられているということでございます。したがって、その利用規模につきましては、現金ですとかあるいは預金通貨に比べますとかなり限定的

なものにとどまっているというのが実態であります。したがってということになります。マネーサプライ統計等に与える影響ということで見ますと、これまでのところは目立った攪乱要因になっているとは考えられないと、こんな状況でございます。

もちろん、これから先、電子マネーの利用が広範化し、現金とかあるいは預金通貨に取って代わるような動きが大規模に生じると、このような事態になった場合には、マネーサプライ統計等、金融政策運営に当たって金融環境を把握する上での情報に不規則な変動とかあるいは情報量の不足が生じるといった可能性も排除し得ないと、このように思っております。

したがって、電子マネーの動向については今後とも私も注意深く見てまいりたい、このように考えている、こういう状況でございます。

○白浜一良君 ですから、そういう実態に合わないような計数取つても意味がないんで、市場としても、まあまあ小さいからいいですけども、どういうふうに拡大していくか分かりませんから、これを研究して、実体経済、実態に即した統計を取れるようにやっていただきたいと、このように要望をしておきたいと思っております。

最後に、昨日、日経新聞読んでいたら東大の藤井先生がいろいろ書いていらつしやうて、この中から二点だけお聞きしたいんですが、一つは、金利上昇の気配というのはいままで大変低金利でフラットだったんですが、イールドカーブ、こういうのがあるんですね。そのイールドカーブがどのように変化していくのかとお考えになっているかというのを聞きたいわけですが、安定したそういう急激な変化は望ましくないんで、安定したそういう形が望ましいと思うんですが、この点に關して総裁の考えを伺いたいと思うんですが。

○参考人(白川方明君) イールドカーブといいま

すか、あるいは長期金利の先行きそれ自体について、中央銀行の総裁の立場で予測を述べるとい

ことは必ずしも適切ではないというふうに思っていますので、少し一般的な考え方から申し上げたいと思うんですが、長期金利は、市場参加者が経済・物価情勢の先行きをどのように判断するかということが基本になってまいります。つまり、成長率と物価上昇率が今後どうなるか、それから、そうした将来の見通しというのはこれ一〇〇%確実に分かっているわけではありませんから、そうした見通しに対してどの程度不確実性があるのかといった、そういった要因によって長期金利の水準は決まっております。

中央銀行の立場からしますと、経済・物価情勢の見通しそれ自体は、先ほど展望レポートの説明でも申し上げましたが、日本銀行としての一応の見通しは持っておりますけれども、ただこの見通しどおり実現するかどうかはもちろん分かりません。仮に成長率なり物価上昇率が高くなっていくということであればもちろん長期金利は上がりまして、逆であれば長期金利は下がりますけれども、私どもとしましては、経済・物価情勢の安定を保つということが長期金利の安定的な形成につながるということになりますので、そうした面で努力をしていくということになりまして、長期金利の水準それ自体を何か固定的に調整をするということとはもちろんできませんし、また不適当というふうに思っています。いずれにせよ、長期金利の動きについては、その動きが何を意味しているのかを私どもとしては注意深く見ていくことが大事だというふうに思っています。

○白浜一良君 そのとおりだと思います。しっかりとお願いしたいと思いますが、もう一点、この藤井教授がおっしゃっているのは、金利の期間構造を的確に把握するためには、そのデータが分かりやすく提供されていることが重要だと、このようにお述べになって、それで、アメリカのFRBはホームページで主要年限の国債金利がずっと掲載しているというふうに書いてある。日本にはこういうのはないんだということ

で、こういうデータの提供が大事じゃないかというところをこの藤井先生はおっしゃっているわけですが、この点はこういうふうな受け止められるか、どのようにしようかとされているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○参考人(山本謙三君) 私どもも、昨日の藤井先生の論文は読ませていただきました。

今御指摘のありました計数は、アメリカではコンスタント・マチュリティー・イールドと呼ばれるようなものだと思います。これは、アメリカの財務省が算出、公表しているものをFED、米連邦準備制度がホームページ上に転載しているというものと承知しております。

日本銀行も、各種の金利の動向でありますとか、そのイールドカーブ分析の重要性というものは重々認識しておりますし、私どもの内部的にも様々な努力をしております。その上で、私どもの金融政策に有用な情勢判断上必要のある、また市場において必ずしも入手できないような金利データ、例えば無担保のコルレートでありますとかレボレートと呼ばれるもの、これは私ども自身が集計をして公表しているという状況でございます。

御指摘のありましたコンスタント・マチュリティー・イールドというものでございますが、イールドカーブの分析にとつては重要な指標の一つだというふうな認識は持っております。ただ、これ、実はマーケットの関係者の間では既に自分たちで計算しているというふうなこともございまして、また、これ以外にも様々な金利指標がございまして、有益なものもあるということで、私ども、現時点で日本銀行自身がこれを計算し公表しているというふうな考えは持っておりません。

ただ、どのような金利指標というのを作成していくのが適当かということについては、引き続き研究を進めていきたいというふうに考えております。

○白浜一良君 基本的な答弁、総裁いただきましたし

た。

これ、私も昨日読んで、ちょっと確認の御質問をさせていただいたんですけれども、いずれにいたしましても、やっぱり市場の信頼性というのは一番大事で、そのために必要な情報を提供する。これはもう日銀に限りません、政府そのものがそうだと思います。そういう面で、新総裁にもなられましたので、最後に御決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○参考人(白川方明君) 中央銀行として、金融政策に限りませんが、政策運営を適切に行っていく上で必要な情報を公開していくということ、これは大変大事なことであり、思うところがあります。

私自身、直前、藤井先生と同じように、大学は違っておりましたが、大学で学生に公共政策、私の場合は金融政策でございまして、それを教えるという立場にありまして、いろんな日本の公的機関のホームページを見る機会が多々ございました。そのときには、日本銀行も含めて、公表データについてここは改善する余地があるなというふうなことを多々感じておりました。そうした気持ち忘れずに、さらにまた新しい目でどのような情報が必要か、しっかりと点検していきたいというふうに思っています。

○白浜一良君 終わります。

○大門実紀史君 大門でございます。

総裁としての白川さんには初めて質問をさせていただきます。

以前から素朴で実直な方だなというふうに思っております。確かに今日、大久保さんからございましたとおり、五千ccの高級車には似合わないなというの思いますし、お話がやっぱりちょっと眠くなるというところもあるかも知れませんが、私は、白川さんらしくやっていただければいいんではないかと、是非頑張ってくださいというふうに思います。

御本も買わせていただきました。六千円という

少々高い本ですが、その価値はあるな。もうこんな附せんを付けて、私が一番熱心に読んだんじゃないかと。図書館から借りている場合ではないと申し上げておきたいと思えます。

この本は、もちろん日銀総裁になると思っていられしる前に書かれた本だと思えますので、余りこれを使つてどうのこうのとは思われないんですが、白川さんらしい学者肌の非常に何というか誠実なことが書かれているので、これもちょっと使いたいが質問をさせてもらいたいと思えます。

大変いい本だと思いますけど、今これ、何部ぐらい、何万部ぐらい売れているんですかね。

○参考人(白川方明君) これ、出版社がもちろん民間の会社ですから、民間の会社のことを私の立場で何か数字を申し上げるのは多分ちょっと適切ではないのかと思います。ただ、多分、先生が持ちの本は第一刷りだと思えますけれども、今たしか第三刷りまで行っていると思えますので、この種の専門書としては思ったよりは売れたのかなと思っております。

○大門実紀史君 私もちこちで宣伝をしたいと思えます。

私なりの感想を述べさせていただきますと、とにかく分かりやすいですね。非常に分かりやすい本でございますし、もつと広く読まれていいと思えますし、非常に基礎から分かる金融政策みたいなことと、何と云いますかね、ちょっと実録的な日銀論みたいなものもあります。大変もつと普及すべき、この委員会の指定文献ぐらいにしてもいいんじゃないかと思うぐらい本当に思うんですが、井さんにわたつて質問してきたところと重なる部分もありますし、もちろん違うところもありますけれども、本当に白川さんらしい本だなというふうに思っております。

この白川総裁の本の前書きにもありますが、やはりこの数年間は何だったのかということをお

も同じように問題意識を持っておりますので、今日は、個々の金融政策、これから何度もお聞きする機会があると思いますので、若干、この数年間何だったのかという総括的なことも含めて、基本的なこれからの総裁のお考えを聞いていきたいというふうに思うわけでございます。

私は、白川さん、理事のときから御存じだと思いますが、基本的に日銀にずっと質問してきたのは、速水さんのときからそうですけど、日銀の独立性にこだわっていつも質問してまいりました。もちろん中央銀行と政府が協調するのは当然のこととでございますけど、この数年間、かなりそれを超えたことがあったのではないかなと思って、心配も含めて質問してきたわけです。

いろんな議論がありましたけど、要するに、財政支出はもうできないと、景気対策としても財政支出はできないから金融政策でやれと、日銀がやれと、少々無理なこともやれというふうな時代が続いて、一時は、言うこと聞かなければ総裁首だと言わんばかりの与党の一部の方の大変なステリックな質問がこの委員会の場でもされたのを強く記憶しております。その後、私が質問して、そんなこと、言うこと聞かなくていいという反論の質問を何回かした覚えがあるのがこの委員会での流れでございました。

白川さんもこの本の前書きの中に、そういう時代とはおっしゃっていませんけど、とにかく今は冷静に議論ができるようになったとおっしゃっておりまして、どうなんでしょう、振り返って、あのときはやっぱり冷静な議論がされなかったというふうにとらえていらっしゃるんでしょうか。

○参考人(白川方明君) まず最初に、私の、これ、日銀に入る前でございますけれども、本についての過分のお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

今御紹介のありました本の序文とも関係しますけれども、私、金融政策の仕事に企画局というところの審議役としてかわりましたのが二〇〇〇年の六月からですけれども、それから二〇〇六年の七月まで、これは最後の四年間は理事でございましたけれども、事務方として金融政策の仕事にかかわってまいりました。

特に、二〇〇〇年から二〇〇四年、五年にかけて経済の情勢が非常に厳しかったわけでありまして、経済の情勢が厳しい、具体的に申し上げますと、不良債権の金額が非常に多い、銀行は不良債権の問題に直面し、それから物価上昇率も、これをどう評価するかについては様々な議論がありまして、これも、これが若干のマイナスという事態が長く続いたわけでありまして。企業は三つの過剰に直面する大変厳しい状況でありました。

経済が大変厳しいそれまで経験したことのない事態を経験しますと、当然、金融政策についてもいろんな議論が行われて、日本銀行として、もちろん日本銀行の中にもいろんな意見はございますし、最終的には合意の上で結論を出していくわけですが、私自身として必ずしも納得できない議論もこれは行われたというふうに思います。そういう意味で、ただ、これはどっちかが間違っているとかどくだというのではなくて、別に論争をすること自体に意味があるわけではなくて、最終的に物価安定の下での持続的な経済を実現するということでの議論であつたというふうに思います。

中央銀行としては、組織に蓄積された経験なり知識と、それから何よりも現実、毎日の金融市場を見て、そこで我々自身が判断したことを、これをきちんと物言を言っていくということがやっぱり大事だということに思います。

さつき、冷静という言葉を使っちゃって引用されましたけれども、どうしても経済の状況が厳しいときには目先の政策の方に議論が集中していく。これはこれでももちろん日銀にとっても大事なことですけれども、ただ、少し経済の状況が回復しますと、改めて中央銀行の在り方とか政策の在り

方を議論することが可能になってくる。それを冷静に議論をすることができるようになったという言葉で表現しております。

○大門実紀史君 私は、確かにあのときに比べたら今は随分冷静な議論といえますか、当たり前ですけれども、されるようになってきたというふうに思っておりますけれども。

そういう時代が続いた中で、日銀は、やはりそういう与党の圧力といえますか、政治的な環境といえますか、そういうものに一定譲歩せざるを得ず、もちろん、むしろくちやな議論がありました。すね、株そのものを買えとか不動産まで買えというふうな、そういうものは拒否されましたけれども、やはり一定譲歩をされて、私はいつも指摘しましたけれども、量的緩和そのものがおかしいとは申し上げておりませんが、異常な量的緩和、あるいは銀行が保有している株式まで買い取ると、そういうところは踏み込んだといえますか、やはりちよつと違うところまで行かれたんじゃないかなというふうに感じているところでござい

ます。

一般論で結構ですが、これからのために原則的なことでお聞きしたいんですけれども、御本の中にもあります金融政策の失敗の原因の一つとして時間的非整合性と。私、この本、読ませてもらって初めて分かりましたけれども、なるほどなと思

いました。まだ読んでいない方がいらっしゃると思うので、この時間的非整合性、これについて簡単に説明していただけますか。

を続けていきますと、結果として経済が大きく過熱し、バブルが拡大し、崩壊をしていくと。そうすると、長い目で見て、結局、物価安定それ自体も実現していかないと。つまり、短期的な利益に余りにも焦点を合わせて政策を行っていきま

と、長期的に見て実は望ましくない結果になってくるといふことで、それを経済学者が時間的非整合性という言葉で表現をしている。これは昔から、難しい言葉を使わずとも、皆さんが物価安定が長い目で見て大事だということを多少学問的な言葉で表現したということでございます。

○大門実紀史君 そうですね、別にこんな難しい言葉を使わなくていいわけですが、あのときに日銀も力貸せというふうな意見はあつたわけですね。私は、まさに今おっしゃった、目先の利益のために全体を間違、そういう議論がされたのではないかと思います。

もう一つ、いいこと書かれております。次のページ、九十六ページですけど、政府や議会との関係についても、短期的な利害に基づく圧力が掛からないような法的枠組みを設計することが重要となるというふうに書かれております。

先ほど、午前中に尾立先生が出された資料、私も同じ資料を用意したんですけど、もう中身は触れませんが、日銀の独立性、外国に比べて高くないということがもう既に議論されました。それを踏まえて、やはり私は、この数年のことを思うと、一般的な外国と比べてではなくて、この数年の経験を踏まえると、やはり白川総裁がこの御本に書かれているように、こういう短期的な利害に基づく圧力が掛かりやすいと、政治から。これに対してやっぱり法的枠組みを設計することは私は必要だと思

います。もちろん、今の立場でそういうものが必ずしも必要とおっしゃるわけにいかないと思いますが、学者としてはそういう問題意識を持たれたんだと思います。

まあお聞きしても午前中と同じ答弁だと思

すから求めませんですけれども、そういうところが今後大事になっていくのかなと、この本を読ませてもらって感じたこととございます。

具体的な話で、日銀の私は問題視してきまして大量の国債の買いオペの問題でございます。

これは、原則論としても書かれておりますが、要するに、日銀の独立性を保つためには政府に対する与信を与えるということは基本的にはすべきでないということが原則です。にもかかわらず、国債というものを買って政府に対して与信を与えると、結果的にはそういう政策が取られてきたわけでございます。

これは、御本の中、一々もう指摘しませんが、量的拡大の効果という点で幾つかの点で白川総裁、評価されておりますが、私が申し上げたいのは、量的緩和そのものというよりも、異常な部分、買い過ぎだと私は思ってきたわけですが、その買い過ぎの部分も含めて、効果が、本当にここまで買う必要があったのかどうかという点ではないかがでしょうか。

○参考人(白川方明君) まず最初に、量的緩和政策の効果でございますけれども、今時点ですうふううに評価するかということでございます。

量的緩和政策を始める時点では、これは初めての政策ですから、決定をしたときの議事要旨にも書いてございますけれども、効果を検証しながらこれを進めていくということで取り組んでまいりました。

量的緩和政策の経験を踏まえて現時点でどう評価しているかということでございますけれども、金融機関の流動性に対する不安を払拭しまして、極めて緩和的な金融環境を提供することを通じて景気回復の基盤を整えるという効果はこれは発揮したというふうに思っております。これは大変異例な政策ではありましたが、現実にはただ大規模なバブルが崩壊をしてしまい、厳しい日本の経済、それから金融システムの状況に照らしますと、量的緩和政策の枠組みそれ自体は必

要かつ適切であったというふうには今では考えています。

ただ、この政策を、じゃどこまで進めるのが適当であったかということとでございますけれども、今申し上げたとおり、金融システムが現実には不安定になっているときには、あれだけ量を出すこと、あるいはゼロ金利にすることというのは意味があったわけでありまして、逆に言いますと、金融システムの不安定性が後退した後とか、あるいはいわゆるデフレスパイラルの縁に立たされたというような状況が後退した後ももしこれを長く続けますと、今度はその副作用というものも出てまいります。

この副作用というものを考えてみますと、一つは、金融システムのショックに対する耐久力というものが結果として弱くなってしまう、将来何らかのショックが起きた場合に逆に耐久力が弱くなってしまうということが一つと、それから人々が過度にリスクテイクに積極化してしまうということも可能性としては意識されます。

日本銀行としては、そうしたことも意識しながら、最適なタイミングで量的緩和政策を解除しようというふうな努めをしました。ただ、これをどういうふうに評価するかということは、今回私が書きました本も含めてですけれども、これ、学問的にしっかりと検証していくという話でございますから、私自身がここでそれ以上立ち入った評価をすることは適切ではないというふうに思っています。

それから、長期国債の買入れでございますけれども、これ、この本でも多少書きましたけれども、中央銀行のバランスシートを考えてみますと、右側には負債、つまり銀行券と当座預金がございます。負債があるということは、当然それに見合って何かを買わないといけない、何かを保有しないといけないということとあります。

今もそうですけれども、中央銀行の負債として一番大きいものは、これは銀行券でございます。

今金利が非常に低い金利でございますから、銀行券の発行残高が非常に高い水準で推移しております。これ自体がどんどん増えているわけではございませんけれども、今名目GDP対比約一五％でございます。日本銀行、百二十年強の歴史がございまして、過去百年近くの平均値計算しますと、大体これは八％、平常時は八％。銀行券のこの比率は極めて安定した数字でございますけれども、今は金利が非常に低いことと、それから、かつて金融システム不安が発生して、いったん銀行券が出てしまったものがなかなか戻ってこない、これは銀行の預金金利が高くありませんからどうしてもそういうふうになるわけですから、したがって、銀行券がたぶん滞留しているわけがあります。

そのときに、じゃ、左側の資産で何を買うかというところになりますと、民間の資産を買うかあるいは国債を買うかということになってまいります。つまり、中央銀行としては、安全性、流動性、中立性等を考えて一番いい資産を、望ましい資産を買うわけでありまして、今言った基準に照らしますと、全体としての流動性に配慮しつつ、国債というのが最も自然な選択だと思えます。そのときに、政府から中央銀行が国債を直接買いますと、これは引受けになりますから、これは非常に危険な道であります。したがって、引受けは行っておりません。あくまでも市場から、市場のふるいに通したものを買うということを行っています。

問題は、買入れる国債の量が適切かということとありますけれども、先ほど申し上げたような銀行券の発行量が現実には非常に高い水準である。それから、量的緩和の中で当座預金の残高も増えましたから、それに見合って長期国債を購入を増やしたということとございます。

ただ、実は長期国債といえますと、非常に期間の長い国債というイメージになりますけれども、実際にはこれは期間一年超の国債をすべて長期国

債という名前前で呼んでおります。現実には、期間一年超の中で、金融機関が様々な期間の国債を持ち込みまして、この量的緩和期も平均的な残存期間は実はそんなに長いものではなくて、期間によつて若干違いますが、三年前後、三年から四年ということとございました。

これはFRBもそうですけれども、国債全体としての流動性、つまり期間のばらつきを考えた上で、いつでも国債がいざという場合には売却をできるとか、いざという場合にはこれを償還で減ってくるということ、そういう状況を全体として保てるように維持してまいりました。

長期国債の問題は、これは結局、量的緩和政策をどのように評価するかということとイコールではございませんけれども、かなり関連した問題であり、その中で我々としては十分中央銀行の資産の健全性にも配慮しながら運営をしてきたということとでございます。

○大門実紀史君 よく分かりました。できるだけこれから答弁は簡潔にお願いしたいと思うんですが、これも。

ただ、負債と資産で説明されるのはちょっと意外かなと思っております。負債が増えた原因そのものが元政策にあるわけですので、それを言っちゃうとどんだんとどんだん買わなきゃいけなくなりますが、ちょっと違うのかなとは思っております。

今現在はどうなっているかというのを二枚目の資料でお配りいたしました。今も実は国債買いオペは変わらない規模で続けられております。ところが、買いオペを続けると日銀の保有国債残高というのはどんだんと増えるはずなんです。保有残高はどういうわけか減っております。この仕組みを簡潔に説明してもらえますか。

○参考人(山口廣秀君) お答えいたします。

先生からいただいた資料を確認いたしますと、私どもが持っております長国の残高は十八年三月末で六十・五兆、十九年三月末で四十九・二兆、

二十年三月末で四十六・九兆ということでありまして、減少しておるわけでございます。

実は、私も、私も持っておりますが、国債の満期到来時の取扱についてルールを決めております。一つは、長期国債の満期到来時には割引短期国債による乗換えを行うということ、一つのルールとしております。それからもう一つは、割引短期国債の満期到来時には基本的に現金償還を受けると、このようなルールを定めております。

この二本立てでルールを作っておるわけであります。こうした取扱の下で、近年日本銀行の保有する長国債、先生の資料にありますとおり減少しておるわけでありまして、これにつきまして、一つは日銀の長期国債の買入れにおきましては、残存期間の短い国債が多く含まれておるといような実情が一つあります。したがって、保有長国の満期到来額が多額に上ると、こういう現象が起きているということが一つであります。

それからもう一つは、国債整理基金が買入れ売却を行っておりまして、これに際して財務省から要請が私にもありまして、その要請に応じて国債整理基金に対して国債売却を行ったと、こういったこともあります。これらが相まって私どもの国債保有残高が減ってきておるといのが実態でございます。

○大門実紀史君 大変うまいやり方だなといいますが、さすが専門家だなと。買い続けても残高が減ると。しかし、私でも疑問なんですけれども、なぜ同じ規模で買い続けなきゃいけないのかと。これは、率直にいうとあれですか、国債の利回りを安定させるために買いを減らすわけにはいかないというふうな事情でもあるんでしょうか。

○参考人(白川方明君) お答えします。

今現実には金利水準が低い下で、銀行券の発行残高は非常に高くなっております。その中で資金を、じゃどうやって供給するのかということ

を考えた場合に、もしこれを、長期国債の買入れを全くやめると、今度は毎日毎日の資金供給を連日物すごい量で頻りにやらなければいけません。ある程度の期間を取って、銀行券の残高がかなり高水準であるということになります。そういう長期的、安定的な言葉で負債に対応してある程度期間を持った国債で買入れさせると、先ほど申し上げたようなオペレーションになつてしまふということでございます。

○大門実紀史君 私はこの数年間、余りにも異常な量の緩和を、特に小泉内閣のときですね、進めた背景にはいろいろあったと思いますが、財務省の意向もあつたのではないかと実は思っております。当時、国債の市場価格が下落していったもので、機関投資家がリスクは高いけれどもとて社債の方に流れる傾向があつた。そうすると、国債消化に困るということ、財務省は日銀に国債支えてほしいという意向を幾つかの人から聞いたことがあるものだから、そういう面であつたことにもまた日銀が使われるのかという危惧を当時抱いたものだから、今ももしそういう役割を果たさせられていたとすれば、違ふのじゃないかなと思つたもので、そういうことのないようにしてもらえればと思います。

この数年間の総括的なことでは、どうしてもお聞きしなきゃいけないのは、中央銀行の信頼を著しく低めた前総裁の村上ファンドへの投資の問題でございます。白川さんはもう見るからに身ざれいな方だと思つても、あの件は、ああいうことは二度とあつてはいけなかつたことだし、世界の中で中央銀行として大変恥かしいことだつたと思つて、あの件について白川さん、いかがお考えでしょうか。

○参考人(白川方明君) 私、これ所信、副総裁の就任のときに、これは、あれは衆議院でしたか、で申し上げたことの繰り返しになりますけれども、まず福井前総裁のファンドのことでございまして、前総裁のファンドへの投資につきま

しては、これは民間企業に戦時に当時の村上氏の理念に共感して行つたものだといふに聞いております。

総裁就任後も保有を続けたわけでありましてけれども、そのこと自体は改正前の日本銀行の内規に違反するものではなかつたといふに承知しております。ただ、その後、村上氏が違法と疑われるような取引に手を染め、結果として、福井前総裁の村上ファンドへの投資が多額の方々から御批判をいただくことになつたといふことは大変残念に思つております。

私自身は、日本銀行の今の規程がしっかりございますので、その規程に従つてすべて対応していきたいといふふうに考えています。

○大門実紀史君 今までいろいろな総裁といひますか、速水さんなんかは少し反骨のところがあつたり、福井さんはちょっと軽いなと思つたり、いろんなことがありましたけれども、私は本当に白川さん、今日申し上げたとおり、学者らしい実直さといひますか、信念を堅持して頑張つていただきたいといふふうに申し上げて、今日は質問を終わります。

○委員長(峰崎直樹君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(峰崎直樹君) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。渡辺内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(渡辺喜美君) ただいま議題となりました金融商品取引法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が国金融資本市場の競争力の強化は、一千五百兆円に及ぶ家計金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金を適切に供給する等の観点から、極めて重要な課題と

なっております。このような状況を踏まえ、必要な制度整備を行うため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、多様な資産運用、調達機会の提供を促進するため、特定投資家、いわゆるプロ投資家に直接の参加者を限定した取引所金融商品市場を開設することとし、この市場に関連した情報提供の枠組み等について所要の整備を行うこととしております。また、上場投資信託、いわゆるETFについて、商品現物と交換可能な投資信託を導入できるようにするなど、その多様化を可能とする枠組みの整備を行うこととしております。

第二に、多様な質の高い金融サービスの提供を促進するため、証券会社、銀行、保険会社等の間の役職員の兼職規制を撤廃するとともに、証券会社、銀行、保険会社等に対して利益相反管理体制の整備を求めることとしております。また、商品現物取引、排出量取引、投資助言業務に係る銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大を図ることとしております。

第三に、公正、透明で信頼性のある市場の構築を図るため、金融商品取引法における課徴金制度について、算定方法の見直し、対象範囲の拡大及び除外期間の延長等を行うこととしております。以上が、この法律案の提出理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(峰崎直樹君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十九分散会

〔参照〕

(大久保勉委員資料)

2008年5月16日
日本銀行

現在日本銀行役職員が議長を務めている国際会議

会議名	議長	就任年月 ^(注)
EMEAP 金融市場 WG(WG on Financial Markets) —— EMEAP (Executives' Meeting of East Asia-Pacific Central Banks <東アジア・オセアニア中央銀行役員会議>)の下に設置。金融市場動向等に関し議論。 BIS・EMEAP 共催 外国為替フォーラム (Forex Forum) —— 米・欧・アジアの中銀で為替市場動向に関し議論。	堀井 昭成・理事	2006年6月 2006年6月
マーケット委員会 (Markets Committee) —— G10 中央銀行総裁会議の下に設置。金融市場動向等に関し議論。	中曾 宏・金融市場局長	2006年6月
バーゼル銀行監督委員会・自己資本定義サブグループ (Definition of Capital Subgroup) —— バーゼル銀行監督委員会の下に設置。規制上の自己資本の定義に関し議論。	中田 勝紀・金融機構局企画役 (共同議長)	2006年10月

(注)議長就任年月または議長として参画した初回の会合の開催年月。

2008年5月27日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉
出席 日本銀行提出資料

2008年5月22日
日本銀行

▽理事・局長の平均年齢

	今年 (H20/3月末)	5年前 (H15/3月末)	10年前 (H10/3月末)	20年前 (S63/3月末)
理事	56歳5ヶ月	54歳4ヶ月	57歳6ヶ月	57歳1ヶ月
局長	53歳5ヶ月	51歳11ヶ月	52歳11ヶ月	52歳3ヶ月

▽平成19年度中に退任または退職した役職員の再就職先

再就職先
日本郵船、中部証券金融、セコム、朝日生命、中興総合研究所、とさく総合サービス

※役員、局長退任および退職後の職位にあった議員の再就職先。

▽平成18年度 随時契約締結先上位10先

1. 日本アイ・ビー・エム	76億円
2. 株式会社・ティ・データ	46億円
3. 朝日生命	41億円
4. 日立製作所	39億円
5. 日本特殊紙業	18億円
6. 東光電気工業	13億円
7. 日本電気	12億円
8. セコム	6億円
9. 日本ビューレット・パッカー	6億円
10. 日本通運	6億円

※ 年間100万円未満 (不超過は年間250万円未満) の随時契約は除く。

▽平成19年度 随時契約締結先上位10先

1. 日本アイ・ビー・エム	62億円
2. 株式会社・ティ・データ	46億円
3. 日立製作所	43億円
4. 朝日生命	42億円
5. 日本特殊紙業	20億円
6. 東光電気工業	19億円
7. 日本ビューレット・パッカー	10億円
8. 日本電気	10億円
9. 三井物産	8億円
10. セコム	7億円

※ 年間 (19年8月以前は年間) 100万円未満 (不超過は年間250万円未満) の随時契約は除く。

3

2008年5月27日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉

出典 日本銀行提出資料

役員および専任役員以上の職員の再就職状況(過去5年間)
(通算5年以内の再就職者数)

再就職先	再就職者数
東京証券(株)	1名
(株)サベラス ジャパン	1名
(株)東京都市銀行	1名
中央青山建築士会	1名
毎日信用金庫	1名
(株)交通銀行	1名
アクセンチュア(株)	1名
日本ビルサービス(株)	1名
(株)金融労働組合連合会	1名
精工組合中央会連	1名
東京大学	1名
日本IBM(株)	1名
(株)大和証券	1名
東京証券信用金庫	1名
(株)福岡銀行連合	1名
(株)NTTデータ	1名
(株)東洋製作所	1名
日本証券代行(株)	1名
農林中央会連	1名
(株)名古屋地産産研研究所	1名
東京大学	1名
(株)NTTデータ総務研究所	1名
コーナン商事(株)	1名
アムカン・ファミリー生命保険会社	1名
全農信用信用組合連合会	1名
(株)国際通貨研究所	1名
(株)第二地方銀行連合	1名
預金振替機構	1名
アメリカンファミリー生命保険会社	1名
トヨタファイナンシャルサービス(株)	1名
(株)国際通貨研究所	1名
京都大学	1名
(株)だいに証券ビジネス	1名
精工組合中央会連	1名
PwCアドバイザリー(株)	1名
中央大学	1名
(株)名古屋銀行連合	1名
東京信用金庫	1名
近江銀行	1名
日本郵船(株)	1名
中部証券金融(株)	1名
ヤコム(株)	1名
(株)東洋国産機構	1名
日本証券連合会	1名
(株)農林中央会連産研研究所	1名
リクルー日本証券	1名
(株)アイスクリーム	1名
とまわ証券サービス(株)	1名
一橋大学	1名

公用車の調達状況

平成20年5月

単位:万円

調達年度 (契約開始日ベース)	調達先(リース会社)	金額(注)	トヨタ				富士重
			トヨタ	日産	三菱		
13年度	住友三井オートサービス	1,581	1,373	150			58
14年度	住友三井オートサービス	750	750				
15年度	住友三井オートサービス	712	347	179	186		
16年度	住友三井オートサービス	1,411	1,362	49			
17年度	センチュリーオートリース <現 日本カーソリューションズ>	1,396	1,284	112			
18年度	日本カーソリューションズ	986	888		98		
19年度	大和リース	657	657				

(注)支払リース料(月額)×12ヶ月分

4

2008年5月27日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉

出典 日本銀行提出資料

公用車一覽

所在地	車種	排気量 (cc)	定員 (人)	メーカー	納入時期	備考
本店	普通乗用車	5000	5	トヨタ	20年3月	17年排ガス基準
	普通乗用車	4300	5	トヨタ	17年9月	17年排ガス基準
	普通乗用車	4300	5	トヨタ	17年3月	17年排ガス基準
	普通乗用車	4300	5	トヨタ	16年11月	17年排ガス基準
	普通乗用車	4300	5	トヨタ	16年7月	17年排ガス基準
	普通乗用車	4300	5	トヨタ	16年3月	17年排ガス基準
	普通乗用車	4300	5	トヨタ	17年8月	17年排ガス基準
	普通乗用車	4300	5	トヨタ	15年11月	12年排ガス基準
	普通乗用車	4300	5	トヨタ	17年7月	17年排ガス基準
	普通乗用車	4300	5	トヨタ	17年4月	17年排ガス基準
	普通乗用車	3000	5	トヨタ	18年4月	17年排ガス基準
	普通乗用車	3000	5	トヨタ	17年1月	17年排ガス基準
	普通乗用車	3000	5	トヨタ	15年1月	12年排ガス基準
	普通乗用車	3000	5	トヨタ	18年4月	17年排ガス基準
	普通乗用車	3000	5	トヨタ	16年12月	17年排ガス基準
	普通乗用車	3000	5	トヨタ	18年7月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	18年7月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	18年1月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	18年4月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	18年4月	17年排ガス基準
その他	普通乗用車	1800	5	トヨタ	15年8月	10年7月11月排ガス基準
	普通乗用車	5300	6	三菱	15年12月	10年排ガス基準
	普通乗用車	3000	7	トヨタ	18年3月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	15年2月	12年排ガス基準
	普通乗用車	2400	7	トヨタ	19年11月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	17年8月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	20年2月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	18年1月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	18年1月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	13年11月	10年7月11月排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	17年2月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	14年1月	10年7月11月排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	17年1月	17年排ガス基準
	普通乗用車	3000	7	三菱	20年4月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	17年7月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	13年5月	12年排ガス基準
	普通乗用車	4200	7	トヨタ	14年3月	12年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	17年3月	12年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	14年3月	12年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	18年1月	17年排ガス基準
支店	普通乗用車	2500	5	トヨタ	18年1月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	19年10月	17年排ガス基準
	普通乗用車	3000	7	トヨタ	17年11月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	13年7月	10年7月11月排ガス基準
	普通乗用車	3000	7	トヨタ	18年4月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	13年7月	10年7月11月排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	18年4月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	19年10月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	18年4月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2500	5	トヨタ	20年2月	17年排ガス基準
	普通乗用車	3000	7	トヨタ	18年7月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	13年5月	10年7月11月排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	17年2月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	18年1月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	18年1月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	18年4月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	18年4月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	18年4月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	18年4月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	18年4月	17年排ガス基準
	普通乗用車	2000	5	トヨタ	18年4月	17年排ガス基準

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税率の引上げ・大衆増税の反対に関する請願(第二四八四号)(第二四八九号)(第二五〇八号)

一、庶民増税反対に関する請願(第二五三九号)

一、庶民大増税の中止に関する請願(第二五四〇号)

一、保険業法の適用の除外に関する請願(第二五六一号)(第二五六二号)

一、消費税増税反対、住民税を元に戻すことに関する請願(第二五六三号)

一、消費税の大増税反対に関する請願(第二五六四号)

一、庶民大増税反対に関する請願(第二五六五号)(第二五六六号)

第二四八四号 平成二十年五月九日受理
消費税率の引上げ・大衆増税の反対に関する請願
請願者 山形市下条町五ノ一ノ四六 菊地 隆 外五千九百七十五名

紹介議員 舟山 康江君
この請願の趣旨は、第二四五六号と同じである。

第二四八九号 平成二十年五月十二日受理
消費税率の引上げ・大衆増税の反対に関する請願
請願者 山形県村山市大字白鳥一、七四二ノ二 仁藤美春 外五千九百七十五名

紹介議員 舟山 康江君
この請願の趣旨は、第二四五六号と同じである。

第二五〇八号 平成二十年五月十三日受理
消費税率の引上げ・大衆増税の反対に関する請願
請願者 山形県西村山郡朝日町宮宿一、一七五ノ六 安藤直喜 外五千九百八十二名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第二四五六号と同じである。

第二五三九号 平成二十年五月十五日受理
庶民増税反対に関する請願
請願者 東京都新宿区西落合二ノ五ノ一 鈴木勝敏 外二千四百九十九名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第二五四〇号 平成二十年五月十五日受理
庶民大増税の中止に関する請願
請願者 名古屋市中区豊年町二ノ三 堀 端政男 外四百二十六名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。

第二五六一号 平成二十年五月十五日受理
保険業法の適用の除外に関する請願
請願者 堺市西区草部二六ノ六 下井戸昭 介 外二千二百七十五名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第二五六二号 平成二十年五月十五日受理
保険業法の適用の除外に関する請願
請願者 岡山市大安寺南町一ノ六ノ三七ノ一〇六 庄司徹 外十四名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第二五六三号 平成二十年五月十五日受理
消費税増税反対、住民税を元に戻すことに関する請願
請願者 北海道浦河郡浦河町東町かしわ三ノ四ノ一一 小山蔚 外二十九名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第二五六四号 平成二十年五月十五日受理

消費税の大増税反対に関する請願
請願者 浜松市中区葵西五ノ九ノ二七 小 杉芳子 外百三十一名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第三四二二号と同じである。

第二五六五号 平成二十年五月十五日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 千葉県市川市広尾一ノ二ノ一 清 田芳夫 外三百二十二名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二二二六号と同じである。

第二五六六号 平成二十年五月十五日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 福島市黒岩字浅井二九ノ一ノ二〇 五 鈴木静市郎 外六十六名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二二二六号と同じである。

改める。

第二条第三項中「この項において」を削り、「次項第一号」の下に「及び第六項」を加え、「第二十三条の十三第三項」を「第二十三条の十三第四項」に改め、同項第一号中「適格機関投資家のみ」を「特定投資家のみ」に改め、同項第二号中「及びイ」を「並びにイ及びロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するとき(イに掲げる場合を除く。)

(1) 当該取得勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等(第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次項及び第四條第三項において同じ。)が顧客からの委託により又は自己のために当該取得勧誘を行うこと。

(2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等(特定投資家又は非居住者外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六條第一項第六号に規定する非居住者をいい、政令で定める者に限る。)をいう。以下同じ。)以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

第二条第四項中「第二号において」を「以下」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第一項有価証券 均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合(次に掲げる要件のすべてに該当する場合を除く。)

イ 当該売付け勧誘等が特定投資家のみを相手方として行われること。

ロ 当該売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である

場合に於ては、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために当該売付け勧誘等を行うこと。

ハ 当該有価証券がその取得者から特定投資者等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

第二条第六項中「私募」の下に「若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（均一の条件で多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当する第一項有価証券に係る売付け勧誘等であつて、第四項第一号イからハまでに掲げる要件のすべてに該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）」を加え、同条第八項第六号中「私募」の下に「若しくは特定投資家向け売付け勧誘等」を加え、同項第八号中「売出し」の下に「又は特定投資家向け売付け勧誘等」を加え、同項第九号中「私募」の下に「若しくは特定投資家向け売付け勧誘等」を加え、同項第十号中「行うもの」の下に「（取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）以外において行うことが投資者保護のため適当でない」と認められるものとして政令で定めるものを除く。）」を加え、同条第十項中「又は同条第二項を」の下に「又は同条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘有価証券の売出しに該当するものを除く。）」を加え、同条第十八項中「第六十六条の十第一項又は第三項ただし書」を「第六十七条の六第二項に規定する株式会社金融商品取引所を子会社（第六十五条の十六第四項に規定する子会社をいう。）とする株式会社であつて、第六十六条の十第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書に、」を受けた

者」を受けているもの」に改め、同条に次の二項を加える。

32 この法律において「特定取引所金融商品市場」とは、第六十七条の二第一項の規定により同項に規定する一般投資家等買付けをすることが禁止されている取引所金融商品市場をいう。

33 この法律において「特定上場有価証券」とは、特定取引所金融商品市場のみに上場されている有価証券をいう。

第四条第一項中「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘の下に」及び第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘を加え、同項第四号中「新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘」を「取得勧誘」に改め、同条第二項中「既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を、売付け勧誘等」に改め、同条第六項中「第四項並びに前項」を「第三項並びに前二項」に改め、同項第一号中「（適格機関投資家取得有価証券一般勧誘の下に）又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を加え、「又は当該有価証券を」を「当該有価証券」に改め、「第二項の規定による届出」の下に「又は当該有価証券について既に行われた特定投資家等取得有価証券一般勧誘に関する第三項の規定による届出」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項ただし書中「第三項を」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘の下に」若しくは第三項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けない特定投資家等取得有価証券一般勧誘を加え、「目論見書」を「資料」に、「又は第二項本文を」を「第二項本文又は第三項本文」に、「記載しなければ」を「表示しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「除く。」の下に「特定投資家等取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）」を加え、「第五項を」を「第六項」に、「前二項を」を「前三項」に改め、同項を同

条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する有価証券（第二十四条第一項各号のいずれかに該当するもの又は多数の特定投資家に所有される見込みが少ないと認められるものとして政令で定めるものを除く。以下「特定投資家向け有価証券」という。）の有価証券交付勧誘等、金融商品取引業者等に委託して特定投資家等に対して行うもの以外のもの（国、日本銀行及び適格機関投資家に対して行うものその他政令で定めるものを除く。以下「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」という。）は、発行者が当該特定投資家等取得有価証券一般勧誘に内閣総理大臣に届出をしなければならないものでなければ、することができない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に開示が行われている場合及び当該特定投資家等取得有価証券一般勧誘に開示が行われなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 その取得勧誘が第二条第三項第二号ロに掲げる場合に該当する取得勧誘（以下「特定投資家向け取得勧誘」という。）であつた有価証券

二 その売付け勧誘等が特定投資家向け売付け勧誘等であつた有価証券

三 前二号のいずれかに掲げる有価証券の発行者が発行する有価証券であつて、前二号のいずれかに掲げる有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるもの

四 特定上場有価証券その他流通状況がこれに準ずるものとして政令で定める有価証券

第五条第一項中「又は第二項を」を「第三項まで」に改め、同条第二項中「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に改め、同項第三項本文の規定の適用を受ける」を「第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける」に改め、同項第二号中「又は第二項本文を」を「第二項本文又は

第三項本文」に改め、「提出した者」の下に「又は提出しなければならぬ者」を加え、同条第三項及び第四項中「又は第二項を」を「第三項まで」に改める。

第六条及び第七条中「又は第二項を」を「第三項まで」に改める。

第八条第一項中「又は第二項を」を「第三項まで」に改め、同条第三項中「若しくは第二項を」を「第三項まで」に改め、「又は第二項を」を「第三項まで」に改め、「若しくは当該翌日」を「又は当該翌日」に改める。

第九条第二項及び第四項中「又は第二項を」を「第三項まで」に改める。

第十条第一項及び第二項中「又は第二項を」を「第三項まで」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改める。

第十三条第一項中「該当するものを除く。」の下に「及び特定投資家等取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）」を加え、「又は第二項本文を」を「第二項本文又は第三項本文」に、「同条第一項第二号イを」を「同条第七項」に改め、同条第二項第一号イ及び第二号イ中「又は第二項本文を」を「第二項本文又は第三項本文」に改め、同条第四項及び第五項中「若しくは第二項本文を」を「第二項本文若しくは第三項本文」に改める。

第十五条第一項中「除く。」の下に「又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）」を加え、「又は第二項本文を」を「第二項本文又は第三項本文」に改め、同条第六項中「又は第二項を」を「第三項まで」に改める。

第十七条中「若しくは第二項本文を」を「第二項本文若しくは第三項本文」に改める。

第二十条、第二十一条の三及び第二十三条第一項中「若しくは第二項を」を「第三項まで」に改める。

第二十三条の三第一項ただし書中「及び」を「その取得勧誘又は売付け勧誘等が特定投資家向

け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等（同条第三項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであった有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）及び、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十三條の八第四項中「第四条第四項及び第五項」を「第四条第五項及び第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第二十三條の十二第三項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第五項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十三條の十三第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第四条第一項」を「同条第一項の」に改め、同項第一号イ中「第二條第三項第二号ロ」を「第二條第三項第二号ハ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる行為を行う者は、その相手方に対して、内閣府令で定めるところにより、当該各号に定める事項を告知しなければならない。ただし、当該行為に係る有価証券に関して開示が行われている場合は、この限りでない。

一 特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に関し第四條第一項の規定による届出が行われていないことその他の内閣府令で定める事項

二 特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等であつて、特定投資家向け売付け勧誘等及び特定投資家等取得有価証券一般勧誘（第四條第三項本文の規定の適用を受けるものに限る。）のいずれにも該当しないもの 当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないこと

その他の内閣府令で定める事項

第二十四條第一項中「（いう。）を、」の下に「内国会社にあつては」を加え、「（当該会社が外国会社である場合には）」を「（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）」に改め、同項ただし書中「当該有価証券の募集又は売出しにつき第四條第一項本文若しくは第二項本文」を「当該有価証券の募集又は売出しにつき第四條第一項本文若しくは第二項本文」に改め、同項第一号中「有価証券」の下に「（特定上場有価証券を除く。）」を加え、同項第二号中「定める有価証券」の下に「（流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券を除く。）」を加え、同項第三号中「若しくは第二項本文」を「第二項本文若しくは第三項本文」に改め、同条第二項第二号中「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に改め、「提出した者」の下に「又は提出しなければならぬ者」を加え、同条第五項中「若しくは第二項本文」を「第二項本文若しくは第三項本文」に改め、同条第十項中「当該事業年度経過後三月以内（当該会社が外国会社である場合には、）を」を「内国会社にあつては当該事業年度経過後三月以内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）」に改め、同条第十項中「期間内」を「期間内」に、「と」を「、」に改める。

第二十四條の二第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「訂正報告書の提出」を「訂正報告書の提出に改める。」

第二十四條の四の三第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十四條の四の四第一項中「定めるものは」の下に「内閣府令で定めるところにより」を加

える。

第二十四條の四の五第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十四條の四の七第一項中「場合は」の下に「内閣府令で定めるところにより」を、「期間内」の下に「（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）」を加え、同条第四項中「又は第二項の規定」を「から第三項までの規定」に改める。

条の十

条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項の規定による訂正発行登録書の提出命令

第三 第二十四條の二第一項、第二十四條の四の五第一項、第二十四條の四の七第四項、第二十四條の五第五項、第二十四條の六第二項又は前条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正報告書の提出命令

四 第二十四條の四の三第一項において準用する第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正確認書の提出命令

7 前項の場合において、内閣総理大臣は、第二項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する者（当該縦覧書類が親会社等状況報告書又はその訂正報告書である場合に於ては、これらの縦覧書類を提出した者及びこれらの縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する者。次項において「提出者等」という。）及び第三項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会に対し、当該縦覧書類の全部又は一部を公衆の縦覧に供しないこととした旨を通知するものとする。

8 前項の規定により提出者等又は金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会が内閣総理大臣からの通知を受けたときは、その時以後、当該通知に係る縦覧書類の写しについては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第二十六條中「有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者」を「縦覧書類を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者」に改める。

第二十七條の二第一項中「ならない発行者」の

第二十三條の九第一項若しくは第二十三

下に「又は特定上場有価証券（流通状況がこれに準ずるものとして政令で定めるものを含む、株券等に限る。）の発行者」を加え、同条第八項第一号中「定めるところにより換算した株式に係る議決権の数」を「定める議決権の数」に改める。

第二十七条の三第三項中「定めるところにより株式に換算した数」を「定める数」に改める。

第二十七条の四第一項中「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に改め、同条第三項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十七条の十四第二項中「書類を提出した者」を「書類（以下この条において「縦覧書類」という。）を提出した者（以下この条において「提出者」という。）に、「これらの書類」を「当該縦覧書類」に改め、同条第三項中「同項の書類」を「縦覧書類」に、「書類の写し」を「当該縦覧書類の写し」に改め、同条に次の三項を加える。

5 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

一 第二十七条の八第三項又は第四項の規定による訂正届出書の提出命令

二 第二十七条の十第八項若しくは第十二項又は前条第三項において準用する第二十七条の八第三項又は第四項の規定による訂正報告書の提出命令

6 前項の場合において、内閣総理大臣は、第二項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する提出者及び第三項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会に対し、当該縦覧書類の全部又は一部を公衆の縦覧に供しないこととした旨を通知するものとする。

7 前項の規定により提出者又は金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会が内閣総

理大臣からの通知を受けたときは、その時以後、当該通知に係る縦覧書類の写しについては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第二十七条の二十二第一項中「その特別関係者」を「第二十七条の二第二項本文の規定により公開買付けによつて株券等の買付け等を行うべきであると認められる者若しくはこれらの特別関係者に改め、同条第二項中「提出者」を「提出した者」に、「その関係者」を「提出すべきであると認められる者若しくはこれらの関係者」に改める。

第二十七条の二十二の二第二項中「第二十七条の二十二の三第五項」を「次条第五項」に改め、「の規定」と、「の下に」同条第五項第一号中「第二十七条の八第三項」とあるのは「第二十七条の十二の二第二項において準用する第二十七条の八第三項」と、同項第二号中「第二十七条の十第八項若しくは第十二項又は前条第三項」とあるのは「第二十七条の二十二の二第七項」とを加え、「前条第一項中「公開買付け者若しくはその特別関係者」とあるのは「公開買付け者」を「前条第一項中「若しくは第二十七条の二第二項本文の規定により公開買付けによつて株券等の買付け等を行うべきであると認められる者若しくはこれらの特別関係者」とあるのは「若しくは第二十七条の二十二の二第二項本文の規定により公開買付けによつて上場株券等の買付け等を行うべきであると認められる者」に改める。

第二十七条の二十三第四項中「定めるところにより株式に換算した数」を「定める数」に改め、「発行済株式の総数」の下に「又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数」を加える。

第二十七条の二十八第二項中「規定する書類」の下に「（以下この条において「縦覧書類」という。）を加え、「これらの書類」を「当該縦覧書類」に改め、同条第三項中「大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書」を「縦覧書類」に、「これらの書類」を「当該縦覧書類」

に改め、同条に次の三項を加える。

4 内閣総理大臣は、次条第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書の提出命令をする場合には、第一項の規定にかかわらず、当該提出命令に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

5 前項の場合において、内閣総理大臣は、大量保有者及び第二項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会に対し、当該縦覧書類の全部又は一部を公衆の縦覧に供しないこととした旨を通知するものとする。

6 前項の規定により金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が内閣総理大臣からの通知を受けたときは、その時以後、当該通知に係る縦覧書類については、第二項の規定は、適用しない。

第二十七条の二十九第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十七条の三十第一項中「提出者」を「提出した者」に、「当該提出者の」を「提出すべきであると認められる者若しくはこれらの」に改め、「共同保有者」の下に「第二十七条の二十三第五項に規定する共同保有者をいう。」を加える。

第二十七条の三十の二中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。

第二十七条の三十の七第一項中「部分」の下に「及び特定部分」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の「特定部分」とは、第二十五条第六項（第二十七条において準用する場合を含む）、第二十七条の十四第五項（第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第四項の規定により公衆の縦覧に供しないものとされた部分をいう。

第二十七条の三十の七に次の二項を加える。

5 第一項の場合において、内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二十五条第六項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十四第五項各号（第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる処分をし、又は第二十七条の二十八第四項に規定する提出命令を発した旨その他第一項に規定する事項に関連する情報であつて投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの（次項において「重要参考情報」という。）を、当該事項に併せて、公衆の縦覧に供することができる。

6 前項の場合において、内閣総理大臣は、次条第一項の規定により当該重要参考情報に係る同項に規定する事項を公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会及び第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の三十の十の規定により当該重要参考情報に係る同条に規定する事項を公衆の縦覧に供する者に対し、前項の規定により重要参考情報を公衆の縦覧に供した旨を通知するものとする。

第二十七条の三十の八第一項中「部分」の下に「及び特定部分」前条第二項に規定する特定部分をいう。第二十七条の三十の十において同じ。」を加える。

第二十七条の三十の九第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十七条の三十の十中「部分」の下に「及び特定部分」を加える。

第二章の四の次に次の一章を加える。

第二章の五 特定証券情報等の提供又は公表

(特定証券情報の提供又は公表)

第二十七条の三十一 特定投資家向け取得勧誘その他第四十一条本文の規定の適用を受けない有価証券発行勧誘等のうち政令で定めるもの(以下この条及び第六章の二において「特定取得勧誘」という。)又は特定投資家向け売却勧誘等その他第四十一条本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受けない有価証券交付勧誘等のうち政令で定めるもの(以下この条及び第六章の二において「特定売却勧誘等」という。)は、当該特定取得勧誘又は特定売却勧誘等(以下「特定勧誘等」という。)に係る有価証券の発行者が、当該有価証券及び当該発行者に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報として内閣府令で定める情報(以下「特定証券情報」という。)を、次項に定めるところにより、当該特定勧誘等が行われる時までに、その相手方に提供し、又は公表しているものでなければ、することができない。

2 特定証券情報の提供又は公表をしようとする発行者は、当該特定証券情報を、内閣府令で定めるところにより、自ら若しくは他の者に委託して提供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 次条第一項の規定により既に内閣府令で定める期間継続して発行者情報(同項に規定する発行者情報をいう。以下この項において同じ。)を公表している発行者は、前項の規定により特定証券情報を提供し、又は公表しようとする場合において、当該特定証券情報に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の発行者情報及び同条第三項に規定する訂正発行者情報(以下「参照情報」という。)を参照すべき旨を表示したときは、特定証券情報のうち発行者に関する情報として内閣府

令で定める情報の提供又は公表をしたものとみなす。

4 第二項の規定により特定証券情報の提供又は公表をした発行者は、当該提供又は公表をした日から一年を経過する日までの間(公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間)において、当該特定証券情報に訂正すべき事項があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを訂正する旨の情報(以下「訂正特定証券情報」という。)の提供又は公表をしなければならない。

5 第二項の規定により特定証券情報の公表をした発行者は、当該特定証券情報の公表をした日から一年を経過する日までの間(公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間)、当該特定証券情報(訂正特定証券情報を含む)を継続して公表しなければならない。

(発行者情報の提供又は公表)

第二十七条の三十二 次の各号に掲げる発行者は、内閣府令で定めるところにより、当該発行者に関する情報として内閣府令で定める情報(以下「発行者情報」という。)を、事業年度(発行者が会社以外の者である場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間。第四項、第七百七十二条の十一第一項及び第八百八十五条の七第二十九項第五号において同じ。)ごとに一回以上、当該各号に定める有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならない。ただし、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 特定投資家向け有価証券の発行者 当該

発行者の発行する特定投資家向け有価証券二 前条第二項に定めるところにより特定証券情報の提供又は公表をした発行者(前号に掲げるものを除く。) 当該提供又は公表をした特定証券情報に係る有価証券

2 特定投資家向け有価証券に該当しなかつた有価証券が特定投資家向け有価証券に該当することとなつたとき(内閣府令で定める場合を除く。)は、当該有価証券の発行者は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、発行者情報を、当該有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならない。

3 発行者情報に訂正すべき事項があるときは、第一項各号に掲げる発行者は、内閣府令で定めるところにより、これを訂正する旨の情報(以下「訂正発行者情報」という。)を提供し、又は公表しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により発行者情報の公表をした発行者は、当該発行者情報の公表をした日から当該発行者情報に係る事業年度の次の事業年度に係る発行者情報の提供又は公表をする日までの間(当該発行者情報に係る特定投資家向け有価証券が特定投資家向け有価証券でなくなつた場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間)、当該発行者情報(訂正発行者情報を含む)を継続して公表しなければならない。

(虚偽の特定証券等情報に係る賠償責任)

第二十七条の三十三 第十八条第一項、第十九条、第二十条及び第二十一条(第一項第三号、第二項第二号及び第三号並びに第三項を除く。)の規定は、特定証券等情報(特定証券情報、第二十七条の三十一第三項の規定の適用を受ける特定証券情報に係る参照情報又は訂正特定証券情報(当該訂正特定証券情報に係る参照情報を含む。)をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、第十八条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは

は「特定証券等情報(第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。))のうち」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「有価証券届出書の届出者」とあるのは「特定証券等情報を提供し、又は公表した発行者」と、「募集又は売出しに応じて取得した者」とあるのは「特定証券等情報に係る特定勧誘等(第二十七条の三十一第一項に規定する特定勧誘等をいう。以下同じ。))に応じて取得した者」当該特定証券等情報が公表されていない場合にあつては、当該特定証券等情報の提供を受けた者に限る。以下この項及び第二十七条の三十三において読み替えて準用する第二十一条において同じ。と、「記載が虚偽」とあるのは「情報」が虚偽」と、第十九条第二項中「有価証券届出書又は目録見書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、第二十条中「第十八条」とあるのは「第二十七条の三十三において読み替えて準用する第十八条」と、「有価証券届出書若しくは目録見書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「有価証券の募集若しくは売出しに係る第四十一条第一項の規定による停止命令があつた場合」は、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。」とあるのは「特定証券等情報の提供又は公表があつた時から七年間」と、第二十一条第一項

各号列記以外の部分中「有価証券届出書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「募集又は売却」とあるのは「特定勧誘等」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報」が虚偽」と、同項第一号中「有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「特定証券等情報を提供し、若しくは公表した発行者」と、「提出の時」とあるのは「提供若しくは公表の時」と、「当該会社の発起人」とあるのは「当該発行者の発起人その他これに準ずる者」と、「提出が会社の成立又は発足」とあるのは「提供又は公表が発行者の成立又は発足」と、同項第二号中「当該売却勧誘等」とあるのは「当該特定勧誘等（特定売却勧誘等（第二十七条の三十一第一項に規定する特定売却勧誘等をいう。以下この号において同じ。）であるものに限る。）と、「その売却」とあるのは「その特定売却勧誘等」と、同項第四号中「募集」とあるのは「特定勧誘等（特定取得勧誘（第二十七条の三十一第一項に規定する特定取得勧誘をいう。）であるものに限る。）と、同条第二項第一号中「又は第二号」とあるのは「第二号又は第四号」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、同条第四項中「有価証券の募集又は売却」とあるのは「特定勧誘等」と、同項第一号中「有価証券を」とあるのは「特定勧誘等に係る有価証券を」と、同項第二号中「有価証券」とあるのは「特定勧誘等に係る有価証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（虚偽の特定情報に係る賠償責任）
第二十七条の三十四 第二十一条の二から第二十二条までの規定は、特定情報（特定証券等情報又は発行者等情報（発行者情報又は訂正発行者情報をいう。以下同じ。）をいう。次条において同じ。）について準用する。この場合

において、第二十一条の二第一項中「第二十五号第一項各号第五号及び第九号を除く。」に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）とあるのは「特定情報（第二十七条の三十四に規定する特定情報をいう。以下同じ。）であつて第二十七条の三十一第二項、第四項若しくは第五項又は第二十七条の三十二の規定により公表されたもの（以下「公表情報」という。）と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した発行者」と、「書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類（同項第十二号に掲げる書類を除く。）の提出者又は当該親会社等（第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。）とする者が発行者である」とあるのは「公表情報がこれらの規定により公表されている間に当該発行者の」と、「又は売却」とあるのは「若しくは売却又は特定勧誘等（第二十七条の三十一第一項に規定する特定勧誘等をいう。以下同じ。）と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、「虚偽記載等」とあるのは「虚偽情報等」と、同条第二項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、「当該虚偽記載等」とあるのは「当該虚偽情報等」と、同条第三項中「虚偽記載等」とあるのは「虚偽情報等」と、「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した発行者」と、「当該提出者」とあるのは「当該発行者」と、「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、第二十五条第一項の規定による公衆の縦覧その他の手段により」とあるのは「内閣府令で定めるところにより」と、同条第四項及び第五項中「書類の虚偽記載等」とある

のは「公表情報に係る虚偽情報等」と、第二十一条の三十三「第二十一条の二」とあるのは「第二十七条の三十四において読み替えて準用する第二十一条の二」と、「第二十五条第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類」とあるのは「公表情報（第二十七条の三十四において読み替えて準用する第二十一条の二第一項に規定する公表情報をいう。以下同じ。）と、「三年間」とあるのは「二年間」とあるのは「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該特定情報を提供し、若しくは公表した発行者の、その提供若しくは公表の時に掲げる役員（第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。）又は当該発行者の発起人その他これに準ずる者（その提供又は公表が発行者の成立又は発足前にされたことに限る。）と、「記載が虚偽」とあるのは「情報」が虚偽」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である」とあるのは「特定情報を提供し、若しくは公表した発行者の」と、「募集又は売却しによらないで取得した者」とあるのは「取得した者（当該特定情報が公表されていない場合に於ては、当該特定情報の提供を受けた者に限り、当該特定情報が特定証券等情報（第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報等をいう。）である場合に於ては、募集若しくは売却又は特定勧誘等によらないで取

得した者に限る。）と、同条第二項中「及び第二号の規定」とあるのは「の規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定情報の提供者等に対する報告の徴取及び検査）
第二十七条の三十五 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定情報を提供し、若しくは公表した発行者若しくは特定情報を提供し、若しくは公表すべきであると認められる発行者若しくは当該特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第三十一条の四の見出し中「兼職制限等」を「就任等に係る届出」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。
金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この項において同じ。）の取締役又は執行役員は、他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項及び次項において同じ。）、監査役若しくは執行役に就任した場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役員が金融商品取引業者の取締役又は執行役員を兼ねることとなつた場合を含む。）又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合に於ては、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業以外の有価証券関連業を行う者に限る。）の取締役又は執行役員は、当該金融商品取引業者の親銀行等若しくは子銀行等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合（当該親銀行等又は子銀行等の取締役、会計

参与、監査役又は執行役が当該金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなつた場合を含む。）又は親銀行等若しくは子銀行等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第三十一条の四第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十三条第二項第二号中「取扱い」の下に「及び特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い」を加える。

第三十五条第一項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「支払」の下に「又は当該有価証券に係る信託財産に属する有価証券その他の資産の交付を加え、同条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定する商品投資により、又は価格の変動が著しい物品若しくはその使用により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの（同項第三号に規定する指定物品を除く。）の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務（第一号及び第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

第三十五条第二項第六号中「行為を行う業務」の下に「並びに第一号、第二号及び前号に掲げる業務」を加える。

第三十六条に次の四項を加える。

2 特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が

行う金融商品関連業務（金融商品取引行為に係る業務その他の内閣府令で定める業務をいう。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品関連業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該金融商品関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

3 この条において「特定金融商品取引業者等」とは、金融商品取引業者を行う者のうち、有価証券関連業務を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき第二十九条の登録を受けた者に限る。）その他の政令で定める者をいう。

4 第二項の「親金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業を行う者をいう。

5 第二項の「子金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第三章第二節第一款に次の二条を加える。

（特定投資家向け有価証券の売買等の制限）

第四十条の四 金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家（特定投資家等、当該特定投資家向け有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者をいう。以下この条において同じ。）を相手方とし、又は一般投資家のために、第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われてい

る場合（第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。次条第一項及び第六十六条の十四の二において同じ。）、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（特定投資家向け有価証券に関する告知義務）

第四十条の五 金融商品取引業者等は、開示が行われている場合に該当しない特定投資家向け有価証券について、取得勧誘又は売付け勧誘等を行うことなく売付けその他の政令で定める行為を行う場合には、その相手方に対して、内閣府令で定めるところにより、当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないことその他の内閣府令で定める事項を告知しなければならない。

2 金融商品取引業者等は、特定投資家等（第二十一条第一号から第三号までに掲げる者を除く。）から特定投資家向け有価証券取引契約（特定投資家向け有価証券に係る同条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）の申込みを初めて受けた場合には、当該申込みに係る特定投資家向け有価証券取引契約を締結するまでに、当該特定投資家等に対し、次に掲げる事項を告知し、かつ、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 特定投資家向け有価証券に関する情報提供の内容及び取引の特質その他の特定投資家向け有価証券に関し投資者が認識すべき重要な事項として内閣府令で定める事項
二 特定投資家向け有価証券の取引を行うことがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家向け有価証券の取引を行う場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨
第三十四条の二第四項の規定は、前項の規

定による書面の交付について準用する。
第五十条の二第四項中「第五十一条」を「次条」に、「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める。

第五十六条の二第三項中「第三十一条の四第一項若しくは第二項又は」を削り、「第三十一条の四第五項」を「第三十一条の四第三項」に、「第三十一条の四第六項」を「第三十一条の四第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による場合を除き、第三十六条第二項の規定の遵守を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、特定金融商品取引業者等（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）の親金融機関等（同条第四項に規定する親金融機関等をいう。以下この項において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第五項に規定する子金融機関等をいう。以下この項において同じ。）に対し当該特定金融商品取引業者等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融商品取引業者等の親金融機関等若しくは子金融機関等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

第五十九条の六中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第六十条の六中「事業年度」とあるのは「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間」とし、「毎事業年度経過後三月以内」とあるのは「当該期間経過後政令で定める期間内」とし、第四十九条の三第一項中「事業年度」とあるのは「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間」とし、「当該事業年度」とあるのは「当該期間」を「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」に改める。
第六十条の十三中「第三十六条」を「第三十六

条第一項、に改める。

第六十五条の五第一項中「若しくは第二号に掲げる権利の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。又はその代理若しくは媒介)」を「又は第二号に掲げる権利についての次に掲げる行為」に改め、同項に次の各号を加える。

一 売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。又はその代理若しくは媒介)

二 第二条第八項第八号又は第九号に掲げる行為

第六十五条の五第二項及び第四項中「第三十六條、」を「第三十六條第一項、」に改め、「第四十條」の下に、「第四十條の四、第四十條の五」を加える。

第六十六條の十四の次に次の一条を加える。
(特定投資家向け有価証券の売買の媒介等の制限)

第六十六條の十四の二 金融商品仲介業者は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家(特定投資家等、当該特定投資家向け有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外)の者をいう。以下この条において同じ。を相手方として、第二条第十一項第一号又は第二号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで所屬金融商品取引業者等のために買付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。第六十七條第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 認可協会は、定款の定めるところにより、その開設する店頭売買有価証券市場(以下、協会員が特定投資家等以外の者当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者を除く。)の委託を受けて行う有価証券の買付け(第六十七條の十二第五号において「一般投資

家等買付け」という。)を禁止することができる。

第六十七條の十二第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第六十七條第三項の規定により一般投資家等買付けを禁止する場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項イ 店頭売買有価証券市場における協会員の有価証券の売買の受託の制限に関する事項

ロ 当該店頭売買有価証券市場において売買が行われる特定投資家向け有価証券(以下この号において「店頭売買特定投資家向け有価証券」という。)の発行者が提供又は公表をすべき特定証券情報及び発行者情報の内容、提供又は公表の方法及び時期その他店頭売買特定投資家向け有価証券に係る情報の提供又は公表に関する必要な事項

第八十五条に次の三項を加える。

4 金融商品取引所は、第一項の規定による場合のほか、当該金融商品取引所に係る自主規制業務の一部(特定取引所金融商品市場に係るものであつて、その内容等を勘案し、投資者保護の根幹にかかわる事項以外のものを取り扱う業務として内閣府令で定めるものに限る。以下この条及び第二百二條の十九において「特定業務」という。)を、他の者に委託することができ。

5 金融商品取引所は、前項の規定により特定業務を委託する場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該特定業務の適正な実施を確保するための措置を講じなければならない。

6 第四項の規定により、特定株式会社金融商品取引所(第五五條の四第二項に規定する特定株式会社金融商品取引所をいう。以下この項において同じ。)がその特定業務を他の者に委託する場合には、当該特定株式会社金融商

品取引所の自主規制委員会による当該特定業務の委託についての決定を経て行わなければならない。

第八十七條の二に次のただし書を加える。

ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務の遂行を妨げない限度において、算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定割当量をいう。)に係る取引その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設及びこれに附帯する業務を行うことができる。

第八十七條の二に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る業務を行うことにより、金融商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ又は取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該認可をしてはならない。

第八十七條の二の次に次の一条を加える。

(審問に関する規定の準用)
第八十七條の二の二 第八十五條の四の規定は、前条第一項ただし書の認可について準用する。

第二百二條の十九に次のただし書を加える。

ただし、委託金融商品取引所(自主規制法人に自主規制業務を委託した金融商品取引所をいう。以下この章において同じ。)の同意を得て、特定業務を他の者に委託する場合においては、この限りでない。

第二百二條の十九に次の一項を加える。

2 第八十五條第五項の規定は、自主規制法人が前項ただし書の規定により特定業務を委託する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第二百二條の十九第一項ただし書」と読み替えるも

のとする。

第二百二條の二十中(自主規制業務を委託した金融商品取引所をいう。以下この章において同じ。)を削る。

第六十六條の十二第二項第一号中「認可申請者」の下に「又は認可を受けて設立される会社(以下この条において「認可申請者等」という。)」を加え、同項第二号及び第三号中「認可申請者」を「認可申請者等」に改め、同条第二項第一号及び第四号中「認可申請者」を「認可申請者等」に改める。

第六十七條の次に次の一条を加える。

(特定取引所金融商品市場)
第六十七條の二 金融商品取引所は、業務規程の定めるところにより、その開設する取引所金融商品市場ごとに、会員等が特定投資家等以外の者(当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者を除く。)の委託を受けて行う有価証券の買付け(次項において「一般投資家等買付け」という。)を禁止することができる。

2 前項の規定により一般投資家等買付けを禁止する場合において、金融商品取引所は、その業務規程において、前条各号に掲げる事項のほか、特定取引所金融商品市場に關し、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 有価証券の売買の受託の制限に関する事項

二 特定上場有価証券の発行者が提供又は公表をすべき特定証券情報及び発行者情報の内容、提供又は公表の方法及び時期その他特定上場有価証券に係る情報の提供又は公表に關し必要な事項

第六十六條の二第一項に改める。

第六十六條第五項中「又は第二項」を「若しくは第二項」に、「四半期報告書又は」を「四半期報告書若しくは」に改め、「供された」の下に「も」の、第二十七條の三十一第二項の規定により公

表した特定証券情報又は第二十七条の三十二第二項若しくは第二項の規定により公表した発行者情報のうち、「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第六十八條第二項及び第三項並びに第六十九條中「する者」の下に、「特定投資家向け売却勧誘等をする者」を加える。

第七十二條を次のように改める。

(届出が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等に対する課徴金納付命令)

第七十二條 第四條第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売却し、同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集若しくは売却し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘をした者(売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘をした者)については、自己の所有する有価証券に関してこれらの行為をした者に限る。があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等(株券、優

先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下この条、次条、第七十二條の九及び第七十二條の十において同じ。)である場合にあっては、百分の四・五)

二 当該売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘により当該者が所有する有価証券を売却付けた場合 当該売却付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

2 第十五條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する有価証券の募集(第四條第一項に規定する有価証券の募集をいう。第七十三條から第七十四條の三までを除き、以下この章において同じ。)により取得させた発行者又は売出し(第四條第四項に規定する有価証券の売出しをいう。次項、次条第四項及び第五項、第六十七條第三項、第五項及び第八項並びに第六十八條第三項、第七十二項及び第七十三項を除き、以下この章において同じ。)により売却付けた者(自己の所有する有価証券を売却付けた者に限る。)があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、これらの者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該発行者が当該募集により有価証券を

取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

二 当該者が当該売出しにより自己の所有する有価証券を売却付けた場合 当該売却付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

3 第十五條第二項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、目論見書(第十三條第一項に規定する既に開示された有価証券の売出し(同項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この項、次条第四項及び第五項、第六十七條第五項及び第八項並びに第六十八條第五項、第七十二項において同じ。)に係る目論見書に限る。以下この章において同じ。)を交付しないで売出しにより自己の所有する当該有価証券を売却付けた者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、当該売却付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百

分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

4 第二項の規定は、第二十三條の八第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集により取得させた発行者又は売出しにより売却付けた者(自己の所有する有価証券を売却付けた者に限る。)がある場合について準用する。

第七十二條の二の見出し中「発行者」を「発行者等」に改め、同条第一項中「記載がある」を「記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている」に、「(第二十七條において準用する場合を含む。)」及び「を」において準用し、及びこれらの規定を「(第六十七條第五項並びに第六十八條の七第二項及び第三項を以下この章に改め、同項ただし書中「(当該発行者が第二十四條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。))に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四條第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間。以下この項及び第六十八條の七第十九項において同じ。)」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 六百万円
第七十二條の二第一項第二号イ中「この号」の下に「及び第六十七條の十一第一項」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 十万分の六
第七十二條の二第二項中「記載がある」を「記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている」に、「(第二十七條において準用する場合を含む。)」及び「を」において準用し、及びこれらの規定を「(第六十七條第五項並びに第六十八條の七第二項及び第三項を以下この章に改め、同条第三項中「前項後段」を「第二項後段(前項にお

いて準用する場合を含む。に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定は、第二十四条の五第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による臨時報告書のうち投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を記載すべきものを提出しない発行者がある場合について準用する。

第百七十二条の二を第百七十二条の四とし、同条の次に次の七条を加える。

(公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者に対する課徴金納付命令)

第百七十二条の五 第二十七条の三第二項(第二十七条の二の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定に違反して、第二十七条の三第一項の規定による公告(以下この章において「公開買付開始公告」という。)を行わないで株券等(第二十七條の二第二項に規定する株券等をいう。以下この条、次条及び第百七十八條第十三項において同じ。)(又は上場株券等(第二十四條の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この条、次条、第百七十八條第十三項及び第百八十五條の七第十三項において同じ。))の買付け等(第二十七條の二第二項又は第二十七條の二十二の二第二項に規定する買付け等をいう。以下この条、次条及び第百七十八條第十三項において同じ。))をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該公開買付開始公告を行わないでした株券等又は上場株券等の買付け等の価格に当該買付け等の数量を乗じて得た額
二 百分の二十五
(虚偽表示のある公開買付開始公告を行つた

者等に対する課徴金納付命令)

第百七十二条の六 重要な事項につき虚偽の表示があり、若しくは表示すべき重要な事項の表示が欠けている公開買付開始公告等(公開買付開始公告又は第二十七條の七第二項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定により公開買付開始公告の内容を訂正する公告若しくは公表をいう。以下この章において同じ。))を行つた者又は重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等(第二十七條の三第二項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付届出書、第二十七條の八第一項から第四項まで(これらの規定を第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による訂正届出書、第二十七條の十第十一項に規定する対質問回答報告書又は同条第十二項において準用する第二十七條の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。))を提出した者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、これらの者に対し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該公開買付開始公告等又は公開買付届出書等に係る公開買付け(第二十七條の二第一項又は第二十七條の二十二の二第二項に規定する公開買付けをいう。以下この条並びに第百八十五條の七第八項及び第九項において同じ。))について公開買付開始公告を行つた日の前日における当該公開買付けに係る株券等又は上場株券等の第六十七條の十九又は第百三十條に規定する最終の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額)に、当該公開買付けにより買付け等を行つた当該

株券等又は上場株券等の数を乗じて得た額
二 百分の二十五

2 前項の規定は、公開買付訂正届出書等(第二十七條の三第二項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付届出書、第二十七條の八第二項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による訂正届出書、第二十七條の十第十一項に規定する対質問回答報告書又は同条第十二項において準用する第二十七條の八第二項の規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。))を提出しない者がある場合について準用する。

(大量保有・変更報告書を提出しない者に対する課徴金納付命令)

第百七十二條の七 第二十七條の二十三第一項、第二十七條の二十五第一項又は第二十七條の二十六第一項、第二項、第四項若しくは第五項の規定に違反して、大量保有報告書又は変更報告書(以下この章において「大量保有・変更報告書」という。))を提出しない者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該提出すべき大量保有・変更報告書に係る株券等(第二十七條の二十三第一項に規定する株券等をいう。次条において同じ。))の発行者(同項に規定する発行者をいう。以下この条及び次条において同じ。))が発行する株券又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券の当該提出すべき大量保有・変更報告書の提出期限の翌日における第六十七條の十九又は第百三十條に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数を乗じて得た額(当該価格がないときは、こ

れに相当するものとして内閣府令で定めるところにより算出した額)

二 十万分の一
(虚偽記載のある大量保有・変更報告書等を提出した者に対する課徴金納付命令)

第百七十二條の八 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書等(大量保有・変更報告書又は第二十七條の二十五第四項(第二十七條の二十六第六項において準用する場合を含む。))若しくは第二十七條の二十九第一項において準用する第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。))を提出した者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該大量保有・変更報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券の当該大量保有・変更報告書等が提出された日の翌日における第六十七條の十九又は第百三十條に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数を乗じて得た額(当該価格がないときは、これに相当するものとして内閣府令で定めるところにより算出した額)

二 十万分の一
(特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者に対する課徴金納付命令)

第百七十二條の九 有価証券の発行者が当該有価証券に係る特定証券情報を第二十七條の三十一第二項に定めるところにより、その相手方に提供し、又は公表していないのに特定勧誘等をした者(特定売付け勧誘等をした者に

ついては、自己の所有する有価証券に關して特定売付け勧誘等をした者に限る。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に對し、次の各号に掲げる場合の区分に應じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相當する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 特定取得勧誘により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。）の百分の二・二五（当該有価証券が株券等である場合には、百分の四・五）

二 特定売付け勧誘等により当該者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の価格の総額（当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。）の百分の二・二五（当該有価証券が株券等である場合には、百分の四・五）

（虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をした発行者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十 重要な事項につき虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に關する情報が欠けている特定証券等情報（以下この条、第百七十八条第二項及び第百八十五条の七第十三項において「虚偽等のある特定証券等情報」という。）を提供し、又は公表した発行者が、当該虚偽等の

ある特定証券等情報に係る特定勧誘等（特定売付け勧誘等）にあつては、当該発行者が所有する有価証券の特定売付け勧誘等に限る。）により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に對し、第一号に掲げる額（当該虚偽等のある特定証券等情報が公表されてない場合にあつては、当該額に第二号に掲げる数を乗じて得た額）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一次に掲げる場合の区分に應じ、それぞれに定める額（一次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、それぞれ次に定める額の合計額）に相當する額

イ 当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定取得勧誘により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。）の百分の二・二五（当該有価証券が株券等である場合には、百分の四・五）

ロ 当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定売付け勧誘等により当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の価格の総額（当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。）の百分の二・二五（当該有価証券が株券等である場合には、百分の四・五）

た数

イ 当該虚偽等のある特定証券等情報の提供を受けた者の数

ロ 当該特定勧誘等の相手方の数

2 虚偽等のある特定証券等情報を提供し、又は公表した発行者の役員等であつて、当該虚偽等のある特定証券等情報に虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき事項に關する情報が欠けていることを知りながら当該虚偽等のある特定証券等情報の提供又は公表に關与した者が、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定売付け勧誘等により当該役員等が所有する有価証券を売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に對し、当該売り付けた有価証券の価格の総額（当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。）の百分の二・二五（当該有価証券が株券等である場合には、百分の四・五）に相當する額（当該虚偽等のある特定証券等情報が公表されていない場合には、前項第二号に掲げる数を乗じて得た額）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

第百七十二条の十一 発行者が、重要な事項につき虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に關する情報が欠けている発行者等情報（以下この項、第百七十八条第二項及び第百八十五条の七第十三項において「虚偽等のある発行者等情報」という。）を提供し、又は公表したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に對し、第一号に掲げる額（当該虚偽等のある発行者等情報が公表されていない場合

にあつては、当該額に第二号に掲げる数を乗じて得た額に相當する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、発行者の事業年度が一年である場合以外の場合においては、当該額に当該事業年度の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相當する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 イに掲げる額（ロに掲げる額がイに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額）

イ 六百万円

ロ (1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額

(1) 当該発行者が発行する算定基準有価証券の内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額（当該算定基準有価証券の市場価額がないときは又は当該発行者が算定基準有価証券を発行していないときは、これに相當するものとして政令で定めるところにより算出した額）

(2) 十万分の六

二 イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数

イ 当該虚偽等のある発行者等情報の提供を受けた者の数

ロ 第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報を提供する場合において提供を受けるべき相手方の数

2 前項ただし書の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第百七十二条の次に次の二条を加える。

（虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の二 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類を提出した発行者

が、当該発行開示書類に基づく募集又は売出し(当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。)により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合)は、当該各号に定める額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

二 当該発行開示書類に基づく売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

2 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類を提出した発行者の役員等(当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この項、第五項及び第七十七條の十第二項において同じ。)であつて、当該発行開示書類に虚偽の記載があり、又は記

載すべき事項の記載が欠けていることを知りながら当該発行開示書類の提出に關与した者が、当該発行開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に対し、当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

3 前二項の「発行開示書類」とは、第五條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による届出書類(第五條第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。)、第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書(当該訂正届出書に係る参照書類を含む。)、第二十三條の三第一項及び第二項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)(の規定による発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。))及びその添付書類、第二十三條の四若しくは第二十三條の九第一項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。))若しくは第二十三條の十第一項(同條第五項第二十七條において準用する場合を含む。))及び第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。))又は第二十三條の八第一項及び第五項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。))の規定による発行登録追補書類(当該発行登録追補

書類に係る参照書類を含む。))及びその添付書類をいう。

4 第一項(第一号を除く。)の規定は、重要な事項(第五條第一項各号第二十七條において準用する場合を含む。))に掲げる事項に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている目論見書を使用し、当該目論見書に係る有価証券を売し、当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

5 第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている目論見書を使用した発行者の役員等であつて、当該目論見書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けていることを知りながら当該目論見書の作成に關与した者が、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

6 発行開示訂正書類(第七條前段(第二十七條において準用する場合を含む。))の規定による訂正届出書又は第二十三條の四前段第二十七條において準用する場合を含む。))の規定による訂正発行登録書をいう。以下この章において同じ。を提出すべき発行者が、当該発行開示訂正書類を提出しないで募集又は売出し(当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。))により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合)は、当該各号に定める額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該発行開示訂正書類を提出しないで行った募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の

総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。))の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

二 当該発行開示訂正書類を提出しないで行った売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。))の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

(有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金納付命令)

第七十二條の三 第二十四條第一項又は第三項(これらの規定を同條第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。))の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた有価証券報告書に係る事業年度(当該発行者が第五條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。))に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四條第五項(第二十七條において準用する場合を含む。))において準用する第二十四條第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第八十五條の七第二十九項(第五号を除く。))において同じ。の直前事業年度における監査報酬額

(第百九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。)に相当する額(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 第二十四条の四の七第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)又は第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、四半期報告書又は半期報告書(以下この章において「四半期・半期報告書」という。)を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであった四半期・半期報告書に係る期間の属する事業年度の直前事業年度における監査報酬額の二分の一に相当する額(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、二百万円)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

第百七十三条及び第百七十四条を次のように改める。

(風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者に対する課徴金納付命令)
第百七十三条 第百五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計(以下この条において「違反行為」という。)により有価証券等の価格に影響を与えた者(以下この条において「違反者」という。)があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

号に定める額(次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該違反行為の開始時から終了時までの間(以下この条において「違反行為期間」という。)において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量を超える場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額

ロ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

二 違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量を超える場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価

証券等に係る有価証券の売付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ロ 当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額

三 当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は第五項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成(第二条の二第一項に規定する組織再編成をいう。以下この章において同じ。)により交付した場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の違反行為の直前の価格として政令で定めるもの(以下この条において「違反行為の開始前の価格」という。)に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は

組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

四 違反者(金融商品取引業者等に限る。)が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(第五項各号に掲げる者を除く。)の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合、当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2 この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。その他の政令で定める取引をいう。)

3 この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。その他の政令で定める取引をいう。)

4 第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

5 第一項の場合において、違反者が次の各号に掲げる者の計算において有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合には、当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等(当該各号に掲げる者が当該違反者と同じ違反行為をした場合にあつては、当該各号に掲げる者が自己の計算において行つた有

価証券の売付け等又は有価証券の買付け等と同一のものを除く。を自己の計算においてしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

一 違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二 違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

6 違反者が、違反行為の開始時に自己又は前項各号に掲げる者(当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。)の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しない当該有価証券の売付けをしていない場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う第二十一条第二号に掲げる取引(当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。)を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時に違反行為の開始前の価格で有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

7 違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する第二十一条第二号に掲げる取引(当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。)を自己又は第五項各号に掲げる者(当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。)の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時に違反行為の開始前の価格で有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

8 第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

9 第二十一条第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されず消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に必要事項は、政令で定める。

10 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に必要事項その他同項の課徴金の計算に必要事項は、政令で定める。

(取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて有価証券の売買等をした者に対する課徴金納付命令)

第七十四条 第五十九条第一項の規定に違反する有価証券の売買、市場デリバティブ取引若しくは店頭デリバティブ取引又はこれらの取引の申込み若しくは委託等(以下この条において「違反行為」という。)をした者以下この条において「違反者」という。)があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該違反行為の開始時から終了時までの間(以下この条において「違反行為期間」という。)において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等(有価証券若しくはオプション又はデリバティブ取引に係る金融商品(有価証券を除く。若しくは金融指標をいう。以下この条及び次条において同じ。))について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量が、当該違反者が

当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量を超える場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額

ロ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最低の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

二 違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量を超える場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の売付け等についての第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最高価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ロ 当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額

の終了後一月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は第五項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最高価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為の開始時における価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

四 違反者(金融商品取引業者等に限る。)が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(第五項各号に掲げる者を除く。)の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合、当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

(2) 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為の開始時における価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

二 違反者（金融商品取引業者等に限る。）が、その行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者（第六項各号に掲げる者を除く。）の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合、当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2 この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二十一条第一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

3 この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、第二十一条第一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

4 第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量と当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

5 第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

6 第一項の場合において、違反者が次の各号に掲げる者の計算において違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合には、当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等（当該各号に掲げる者が当該違反者と同じの違反行為をした場合に於ては、当該各号に掲げる者が自己の計算において行つた違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等と同一のものを除く。）を自己の計算においてしたものとし、前各項の規定を適用する。

一 違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二 違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

7 違反者が、違反行為の開始時に自己又は前項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において

同じ。）の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しないで当該有価証券の売付けをしている場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う第二十一条第一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとし、前各項の規定を適用する。

8 違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する第二十一条第一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己又は第六項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとし、前各項の規定を適用する。

9 第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

10 一の銘柄に係る第一項第一号に掲げる額につき控除しきれない額がある場合における合算対象額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る同項第二号に掲げる額から控除した額とする。

11 違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除しきれない額がある額は、他の銘柄に係る合算対象額から控除する。

12 第二十一条第一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された

場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

13 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に關し必要な事項その他同項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。（安定操作取引等の禁止に違反した者に対する課徴金納付命令）

第百七十四条の三 第百五十九条第三項の規定に違反する一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。）又はその申込み若しくは委託等（以下この条において「違反行為」という。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額（第十一項及び第十二項において「合算対象額」という。）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の価額

ロ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の価額

二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（次のイからニまでのうち二以上に掲げる場合に該当するときは、当該二以上のイからニまでに定める額の合計額）

イ 当該違反行為の開始時における当該違反行為に係る上場金融商品等（第百五十九条第二項第一号に規定する上場金融商品等をいう。以下この条において同じ。）又は店頭売買有価証券についての当該違

反者の売付等数量が買付等数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額に次の(3)に掲げる数量を乗じて得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(1) 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為後の価格(当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。)

(2) 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為中の価格(当該違反行為の開始時から終了時までまでの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。)

(3) 当該超える数量
ロ 当該違反行為の開始時における当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券についての当該違反者の買付等数量が売付等数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額に次の(3)に掲げる数量を乗じて得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(1) 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の当該違反行為中の価格
(2) 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の当該違反行為後の価格
(3) 当該超える数量

ハ 当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は特定関係者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券

券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額に次の(3)に掲げる数量を乗じて得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(1) 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為中の価格
(2) 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為後の価格
(3) 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量

ニ 違反者(金融商品取引業者等に限る。)が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(特定関係者を除く。)の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2 この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引をいう。

3 この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者と

なるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引をいう。

4 第一項第一号の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

5 この条において「売付等数量」とは、違反者が自己若しくは特定関係者の計算において有価証券を有しないで当該有価証券の売付けをしている場合その他の政令で定める取引をしている場合における当該取引に係る有価証券の数量又は違反者が自己若しくは特定関係者の計算において約定している第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)

6 この条において「買付等数量」とは、違反者若しくは特定関係者が所有している有価証券その他これに準ずる有価証券として政令で定めるものの数量又は違反者が自己若しくは特定関係者の計算において約定している第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)

7 この条において「特定関係者」とは、次に掲げる者をいう。
一 違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者
二 違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者
8 特定関係者が違反者と同一の違反行為をし

た場合には、当該違反行為の開始時において当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券について、特定関係者が自己の計算において有価証券を有しないで当該有価証券の売付けをしている場合その他の政令で定める取引をしている場合における当該取引に係る有価証券の数量又は特定関係者が自己の計算において約定している第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)

9 特定関係者が違反者と同一の違反行為をした場合には、当該違反行為の開始時において当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券について、特定関係者が所有している有価証券その他これに準ずる有価証券として政令で定めるものの数量又は特定関係者が自己の計算において約定している第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)

10 第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。
11 一の銘柄に係る第一項第一号に掲げる額につき控除しきれない額がある場合における合算対象額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る同項第二号に掲げる額から控除した額とする。

12 違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る合算対象額から控除する。

13 第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

14 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項第一号に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に關し必要な事項その他同項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第百七十五條第一項中「自己の計算において同条第一項を『同条第一項』に改め、『定める額』の下に『次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額』を加え、同項第一号中『日前六月以内』を『日前六月以内』に改め、『行われたもの』の下に『（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）』を加え、同号口中『における』を『二週間ににおける最も低い』に改め、同項第二号中『日前六月以内』を『日前六月以内』に改め、『行われたもの』の下に『（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）』を加え、同号口中『における』を『二週間ににおける最も低い』に改め、同項に次の一号を加える。

三 第百六十六條第一項に規定する売買等をした者（金融商品取引業者等に限る。）が、その行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の顧客又は第四十二條第一項に規定する権利者（第十項各号に掲げる者を除く。）の計算において、当該売買等をした場合、当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

める額の合計額』を加え、同項第一号中『日前六月以内』を『日前六月以内』に改め、『行われたもの』の下に『（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）』を加え、同号口中『における』を『二週間ににおける最も低い』に改め、同項第二号中『日前六月以内』を『日前六月以内』に改め、『行われたもの』の下に『（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）』を加え、同号口中『における』を『二週間ににおける最も低い』に改め、同項に次の一号を加える。

三 第百六十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者（金融商品取引業者等に限る。）が、その行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の顧客又は第四十二條第一項に規定する権利者（第十項各号に掲げる者を除く。）の計算において、当該買付け等又は売付け等をした場合、当該買付け等又は売付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

第百七十五條第五項中「第一項の」を「第一項第一号の」に、「における価格」を「二週間ににおける最も低い価格」に、「日の翌日」を「時から二週間を経過するまでの間の各日」に、「最終」を「最低」に、「もの」を「ものをいい、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。」のうち最も低い価格」に改め、同条第八項中「第六項まで」を「第八項まで及び前二項」に、「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第一項の」を「第一項（第三号を除く。）の」に、「同項各号中」を「同項第一号及び第二号中」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 第一項の場合において、次の各号に掲げる者の計算において第百六十六條第一項に規定する売買等をした者は、自己の計算において当該売買等（当該各号に掲げる者が同条第一

項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした場合にあつては、当該売買等と同一のものを除く。）をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

一 当該売買等をした者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の当該者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二 当該売買等をした者と生計を一にする者その他の当該売買等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

11 第二項の場合において、次の各号に掲げる者の計算において第百六十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者は、自己の計算において当該買付け等又は売付け等（当該各号に掲げる者が同条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした場合にあつては、当該買付け等又は売付け等と同一のものを除く。）をしたものとみなして、第二項の規定を適用する。

一 当該買付け等又は売付け等をした者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の当該者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二 当該買付け等又は売付け等をした者と生計を一にする者その他の当該買付け等又は売付け等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

第百七十五條第六項中「第二項を『第二項第一号の』に、『における価格』を『二週間ににおける最も低い価格』に、『日の翌日』を『時から二週間を経過するまでの間の各日』に、『最終』を『最低』に、『もの』を『ものをいい、当該事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額

とする。）のうち最も低い価格」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第二項第二号イの「公開買付け等の実施に關する事実又は公開買付け等の中止に關する事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第百六十七條第一項に規定する公開買付け等の実施に關する事実又は公開買付け等の中止に關する事実の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七條の十九又は第百三十條に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいい、当該事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

第百七十五條第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第二号イの「業務等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第百六十六條第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七條の十九又は第百三十條に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいい、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

第百七十六條第四項中「第百七十二條第一項若しくは第四項に規定する発行者、第百七十二條の二第一項若しくは第二項に規定する発行者、第百七十二條の三第一項に規定する発行者、第百七十二條の四第一項から第三項までに規定する発行者、第百七十二條の五に規定する者、第百七十二條の六各項に規定する者、第百七十二條の七に規定する者、第百七十二條の八に規

定する者、第七百七十二条の九に規定する者、第七百七十二条の十第一項に規定する発行者、第七百七十二条の十一第一項に規定する発行者、第七百七十三条第一項に規定する違反者」に、「前条第一項」を「第七百七十四条の二第一項に規定する違反者、第七百七十四条の三第一項に規定する違反者、前条第一項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第七百七十七条中「第七百七十四条第一項」の下に、「第七百七十四条の二第一項、第七百七十四条の三第一項」を加え、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第七百七十八条を次のように改める。

(審判手続開始の決定)

第七百七十八条 内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一 第七百七十二条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第三項に該当する事実

二 第七百七十二条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)

又は第六項に該当する事実

三 第七百七十二条の三各項に該当する事実

四 第七百七十二条の四第一項又は第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に該当する事実

五 第七百七十二条の五に該当する事実

六 第七百七十二条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に該当する事実

七 第七百七十二条の七に該当する事実

八 第七百七十二条の八に該当する事実

九 第七百七十二条の九に該当する事実

十 第七百七十二条の十各項に該当する事実

十一 第七百七十二条の十一第一項に該当する事実

十二 第七百七十三条第一項に該当する事実

十三 第七百七十四条第一項に該当する事実

十四 第七百七十四条の二第一項に該当する事実

十五 第七百七十四条の三第一項に該当する事実

十六 第七百七十五条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)又は第二項に該当する事実

十七 第七百七十五条の二第一項に該当する事実

十八 第七百七十五条の三第一項に該当する事実

十九 第七百七十五条の四第一項に該当する事実

二十 第七百七十五条の五第一項に該当する事実

二十一 第七百七十五条の六第一項に該当する事実

二十二 第七百七十五条の七第一項に該当する事実

二十三 第七百七十五条の八第一項に該当する事実

二十四 第七百七十五条の九第一項に該当する事実

二十五 第七百七十五条の十第一項に該当する事実

二十六 第七百七十五条の十一第一項に該当する事実

二十七 第七百七十五条の十二第一項に該当する事実

二十八 第七百七十五条の十三第一項に該当する事実

二十九 第七百七十五条の十四第一項に該当する事実

三十 第七百七十五条の十五第一項に該当する事実

三十一 第七百七十五条の十六第一項に該当する事実

三十二 第七百七十五条の十七第一項に該当する事実

三十三 第七百七十五条の十八第一項に該当する事実

三十四 第七百七十五条の十九第一項に該当する事実

三十五 第七百七十五条の二十第一項に該当する事実

三十六 第七百七十五条の二十一第一項に該当する事実

三十七 第七百七十五条の二十二第一項に該当する事実

三十八 第七百七十五条の二十三第一項に該当する事実

三十九 第七百七十五条の二十四第一項に該当する事実

四十 第七百七十五条の二十五第一項に該当する事実

四十一 第七百七十五条の二十六第一項に該当する事実

四十二 第七百七十五条の二十七第一項に該当する事実

四十三 第七百七十五条の二十八第一項に該当する事実

四十四 第七百七十五条の二十九第一項に該当する事実

四十五 第七百七十五条の三十第一項に該当する事実

四十六 第七百七十五条の三十一第一項に該当する事実

四十七 第七百七十五条の三十二第一項に該当する事実

四十八 第七百七十五条の三十三第一項に該当する事実

四十九 第七百七十五条の三十四第一項に該当する事実

五十 第七百七十五条の三十五第一項に該当する事実

五十一 第七百七十五条の三十六第一項に該当する事実

五十二 第七百七十五条の三十七第一項に該当する事実

五十三 第七百七十五条の三十八第一項に該当する事実

五十四 第七百七十五条の三十九第一項に該当する事実

総理大臣は、当該売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第六 第二十三条の八第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該取得させ、又は売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第七 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている第七百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類を提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示書類に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第八 第七百七十二条の二第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている目録見書に係る売出しを開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該目録見書に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第九 発行開示訂正書類を提出しないで募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示訂正書類に係る第一項第二号に掲げる事実(第七百七十二条の二第六項に該当する事実に限る。)について、審判手続開始の決定をすることができない。

第十 有価証券報告書又は四半期・半期報告書の提出期限(第二十四条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による有価証券報告書にあっては当該有価証券報告書を提出しなければならない事由が生じた日)から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該有価証券報告書又は四半期・半期報告書に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第十一 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等のそれぞれを提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第十二 臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該臨時報告書に係る第一項第四号に掲げる事実(第七百七十二条の四第三項において準用する場合を含む。)について、審判手続開始の決定をすることができない。

第十三 第二十七条の三第一項(第二十七条の二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公開買付開始公告を行わないで株券等又は上場株券等の買付け等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該買付け等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第十四 重要な事項につき虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項の表示が欠けている公開買付開始公告等を行った日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該公開買付開始公告等に係る第一項第六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第十五 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等を提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該公開買付

公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該虚偽等のある発行者等情報に係る第一項第十一号に掲げる事実について

第百八十五条の七を次のように改める。
(課徴金の納付命令の決定等)
第百八十五条の七 内閣総理大臣は、審判手続

について既に第一項(第百七十八条第一項第一号に掲げる事実があると認める場合)に限る。以下この項において同じ)、前項又は第

て、審判手続開始の決定をすることができない。

を経た後、第百七十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかと認めるときは、この

十三項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。)の規定により決定をしているとき

第二百七十三條第一項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第二百七十四條第一項に規定する違反行為が

条に別段の定めがある場合を除き、被審人に対し、第七十二條第一項、第二項(同條第四項において準用する場合を含む。)(若しくは第三項、第七十二條の二第一項(同條第四項において準用する場合を含む。)、第二項(同條第五項において準用する場合を含む。))

は、当該募集又は売出しについて前二項の規定により新たな決定をすることができない。

4 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の継続開示書類（有価証券報告書又は四半期・半期報告書をいう。次項において同じ。）の提出について第二項の決定（第

終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

若しくは第六項、第百七十二条の第三項若しくは第二項、第百七十二条の四第一項若しくは第二項、同条第三項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の五、第百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する

百七十八条第一項第三号に係るものに限る。）をしなければならぬときは、第百七十二条の第三項又は第二項の規定による額に代えて、同条第一項の規定により算出した額を個別決定ごとの算出額（それぞれの決定に係る

為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百七十四条の三第一項に規定する違反行

場合を含む。）、第百七十二条の七から第百七十二条の九まで、第百七十二条の十第一項若しくは第二項、第百七十二条の十一第一項、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項、第百七十四条の二第一項、第百七十四条の三

事實について同条第一項又は第二項の規定により算出した額をいう。次項において同じ。）に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならぬ。

為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百六十六条第一項に規定する売買等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第十六号

第一項又は第百七十五条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)若しくは第二項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、同一の募集又は売出しについて第百七十二条第一項に該当する事実及び同条第二項に該当する事実のそれぞれにつ

5 内閣総理大臣は 第二項(第百七十八条第一項第三号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項又は第十三項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)の規定によりなされた

に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

いて前項の決定(第百七十八条第一項第一号に係るものに限る。)をしなければならぬときは、第百七十二条第一項又は第二項の規定による額に代えて、同条第一項の規定により

れた一以上の決定(以下この項において「既決定」という。)に係る継続開示書類と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類について一以上の決定(以下この項において「新決定」

に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該買付け等又は売付け等に係る第一項第十六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百八十条第一項中「第百八十五条の七第七

算出した額をそれぞれの決定に係る事実について同条第一項又は第二項の規定により算出した額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、第百七十二条第一項及び

という。)をしなければならぬときは、当該新決定について、第百七十二条の三第一項若しくは第二項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別

項」を「第百八十五条の七第十七項」に改める。

第二項のいずれにも該当する募集又は売出し

決定ごとの算出額に応じて按分^{あんぶん}して得た額に

相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項若しくは第二項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 第一百七十二条の三第一項の規定により算出した額

二 当該既決定に係る第一百七十二条の三第一項若しくは第二項又は前項、この項若しくは第十三項の規定による課徴金の額を合計した額

6 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の継続開示書類等（有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等をいい、これらの書類に係る虚偽の記載を訂正し、又は記載すべき重要な事項の不備を補正する第二十四条の二第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正報告書を除く。次項において同じ。）について第一項の決定（以下この項において「既決定」という。）をしなければならない場合において、それぞれの決定に係る事実について第一百七十二条の四第一項又は第二項（同条第三項に準用する場合を含む。）の規定により算出した額（以下この項、次項及び第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）において「個別決定」とこの算出額」という。）を合計した額が次の各号に掲げる額のいずれか高い額を超えないときは、第一百七十二条の四第一項又は第二項（同条第三項に準用する場合を含む。）の規定による額に代えて、当該高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

一 それぞれの有価証券報告書等についての当該決定に係る事実について第一百七十二条の四第一項の規定により算出した額のうち最も高い額

二 それぞれの四半期・半期・臨時報告書等についての当該決定に係る事実について第一百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

7 内閣総理大臣は、第一項（第一百七十八条第一項第四号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、第十二項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）第十三項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の規定によりなされたこの項において同じ。）の規定によりなされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る継続開示書類等同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類等について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第一百七十二条の四第一項若しくは第二項（同条第三項に準用する場合を含む。）又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）

又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額を合計した額（その額が次のイ又はロに掲げる額のいずれか高い額を超えないときは、当該高い額）

イ それぞれの有価証券報告書等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第一百七十二条の四第一項の規定により算出した額のうち最も高い額

ロ それぞれの四半期・半期・臨時報告書等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第一百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

二 当該既決定に係る第一百七十二条の四第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は前項、この項若しくは第十二項から第十四項までの規定による課徴金の額を合計した額

8 内閣総理大臣は、同一の公開買付けに係る二以上の公開買付書類等（公開買付開始公告等又は公開買付届出書等をいう。次項において同じ。）について第一項の決定（第一百七十八条第一項第六号に係るものに限る。）をしなければならないときは、第一百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による額に代えて、同条第一項の規定により算出した額をそれぞれの決定に係る事実について同項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

9 内閣総理大臣は、公開買付書類等について既に第一項（第一百七十八条第一項第六号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）前項又は第十三項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定により決定をしているときは、当該公開買付書類等同一の公開買付けに係る公開買付書類等について第一項又は前項の規定により新たな決定をすることができない。

10 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の発行者等情報（発行者等情報に係る虚偽の情報を訂正し、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報の不備を補正する訂正発行者情報を除く。次項において同じ。）について第一項の決定（第一百七十八条第一項第十一号に係るものに限る。）をしなければならないときは、第一百七十二条の十一第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により算出した額（以下この項、次項及び第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）において「個別決定」とこの算出額」という。）のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

11 内閣総理大臣は、第一項（第一百七十八条第一項第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、次項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）第十三項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の規定によりなされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る発行者等情報と同一の記載対象事業年度に係る発行者等情報について一以上の決定（以下この項において「新決定」とい

う。)をしなければならないときは、当該新決定について、第七十二條の十一第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二 当該既決定に係る第七十二條の十一第一項又は前項、この項若しくは次項から第十四項までの規定による課徴金の額を合計した額

12 内閣総理大臣は、第一項(第七十八條第一項第二号に掲げる事実のうち第七十二條の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に該当する事実、第七十八條第一項第四号に掲げる事実のうち第七十二條の四第一項若しくは第二項に該当する事実、第七十八條第一項第七号に掲げる事実、同項第十号に掲げる事実のうち第七十二條の十第一項に該当する

る事実、第七十八條第一項第十一号に掲げる事実又は同項第十六号に掲げる事実のうち第七十五條第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)に該当する事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。第六項、第七項又は前二項の決定をしなければならない場合(同号に掲げる事実のうち同条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)に該当する事実があると認める場合にあつては、当該事実に係る第七十六條第一項に規定する売買取等が、第七十五條第九項に規定する上場会社等による会社法第七十六條第一項(同法第六十三條及び第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得である場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合に限る。)において、次の表の第一欄に掲げる者が、同表の第二欄に掲げる規定に該当する事実について同表の第三欄に掲げる処分が行われる前に、当該事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告しているときは、同表の第四欄に掲げる額に代えて、当該額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第七十二條の二第一項に規定する発行者	第七十二條の二第一項	第二十六條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第七十二條の二第一項の規定による額(二以上の発行開示書類(同条第三項に規定する発行開示書類をいう。以下この項において同じ。))の提出又は目論見書に係る売出しについて第一項の決定をしなければならない場合には、当該発行開示書類の提

第七十五條	第七十五條	第七十七條各号に掲げる処	第七十五條第一項(同条第九
第七十二條の四第一項又は第二項に規定する発行者	第七十二條の四第一項又は第二項	第二十六條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	出又は目論見書に係る売出しのうち当該提出又は当該売出しの開始が最も遅いものに係る額に限る。)
第七十二條の七に規定する者	第七十二條の七	第二十七條の三十第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第七十二條の四第一項若しくは第二項又は本条第六項若しくは第七項の規定による額(二以上の有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出について第一項、第六項又は第七項の決定をしなければならない場合には、当該有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出のうち最も遅いものに係る額に限る。)
第七十二條の十第一項に規定する発行者	第七十二條の十第一項	第二十七條の三十五の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第七十二條の七の規定による額(二以上の大量保有・変更報告書について第一項の決定をしなければならない場合には、当該大量保有・変更報告書のうちその提出期限が最も遅いものに係る額に限る。)
第七十二條の十一第一項に規定する発行者	第七十二條の十一第一項	第二十七條の三十五の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第七十二條の十第一項の規定による額(二以上の特定証券等情報の提供又は公表について第一項の決定をしなければならない場合には、当該提供又は公表のうち最も遅いものに係る額に限る。)

第一項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等	条第一項 (同条第九項において準用する場合を含む。)	項において準用する場合を含む。の規定による額(二以上の第六十六條第一項に規定する売買等について第一項の決定をしなければならない場合には、当該売買等のうち最も遅いものに係る額に限る。)
----------------------------	-------------------------------	---

13 内閣総理大臣は、第一項、第二項、第四項から第八項まで又は前三項の規定により決定をしなければならない場合において、当該決定を受けるべき次の表の上欄に掲げる者が、同表の中欄に掲げる日からさかのぼり五年以内に、第八十五條の十五第一項に規定する課徴金納付命令(当該課徴金納付命令に係る第八十五條の十八第一項の訴えの提起があったときは、当該訴えに係る裁判が確定して

いる場合に限る。又は第十六項に規定する決定第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、次項ただし書又は第十五項ただし書に該当する旨の決定に限る。を受けたことがあるときは、同表の下欄に掲げる規定による額に代えて、当該額の一・五倍に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第七十二條第一項に規定する者	第四條第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し、同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘を開始した日	第七十二條第一項又は本条第二項
第七十二條第二項に規定する発行者又は同項に規定する者	第十五條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集又は第七十二條第二項に規定する売出しにより取得させ、又は売り付けた日	第七十二條第二項又は本条第二項
第七十二條第三項に規定する者	第十五條第二項(第二十七條において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、目論見書を交付しないで第七十二條第三項に規定する売出しにより有価証券を売り付けた日	第七十二條第三項
第七十二條第四項に規定する発行者又は同項に規定する者	第二十三條の八第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集又は第二項	第七十二條第四項において準用する同条第二項

第七十二條の二第一項に規定する発行者又はその同条第二項に規定する役員等	重要事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている第七十二條の二第三項に規定する発行開示書類を提出した日	第七十二條の二第一項若しくは第二項又は前項(第七十八條第一項第二号に掲げる事実のうち第七十二條の二第一項に該当する事実があると認める場合に限る。)
第七十二條の二第四項に規定する発行者又はその同条第二項に規定する役員等	第七十二條の二第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている目論見書に係る第七十二條第三項に規定する売出しを開始した日	第七十二條の二第四項において準用する同条第一項若しくは同条第五項において準用する同条第二項又は前項(第七十八條第一項第二号に掲げる事実のうち第七十二條の二第四項において準用する同条第一項に該当する事実があると認める場合に限る。)
第七十二條の二第六項に規定する発行者	発行開示訂正書類を提出しないで募集又は第七十二條第二項に規定する売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付けた日	第七十二條の二第六項
第七十二條の三各項に規定する発行者	有価証券報告書又は四半期・半期報告書のそれぞれの提出期限(第二十四條第三項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)(の規定による有価証券報告書にあつては当該有価証券報告書を提出しなければならない事由が生じた日)	第七十二條の三第一項若しくは第二項又は本条第四項若しくは第五項
第七十二條の四第一項又は第二項に規定する発行者	重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等のそれぞれを提出した日	第七十二條の四第一項若しくは第二項又は本条第六項、第七項若しくは前項(第七十八條第一項第四号に掲

第百七十二條の四第三項に規定する発行者	臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日	第百七十二條の四第三項において準用する同条第二項又は本条第六項若しくは第七項	げる事実があると認める場合に限る。
第百七十二條の五に規定する者	第二十七條の三第一項第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。の規定に違反して、公開買付開始公告を行わないで第二十七條の二第一項に規定する株券等又は上場株券等の同項又は第二十七條の二十二の二第二項に規定する買付け等が行われた日	第百七十二條の五	
第百七十二條の六第一項に規定する者	重要な事項につき虚偽の表示があり、若しくは表示すべき重要な事項の表示が欠けている公開買付開始公告等を行った日又は重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等を提出した日	第百七十二條の六第一項又は本条第八項	
第百七十二條の六第二項に規定する者	公開買付訂正届出書等の提出期限(第二十七條の八第二項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。の)規定による訂正届出書又は第二十七條の十第十二項において準用する第二十七條の八第二項の規定による訂正報告書にあつては、これらの書類のそれぞれを提出しなければならない事由が生じた日)	第百七十二條の六第二項において準用する同条第一項又は本条第八項	
第百七十二條の七に規定する者	大量保有・変更報告書の提出期限	第百七十二條の七又は前項(第百七十八條第一項第七号に掲げる事実があると認める場合に限る。)	
第百七十二條の八に規定する者	重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書等を提出した日	第百七十二條の八	
第百七十二條の九に規定する者	特定勧誘等を開始した日	第百七十二條の九	

定する者	第百七十二條の十第一項に規定する発行者又はその第百七十二條の二第二項に規定する役員等	虚偽等のある特定証券等情報を提供し、又は公表した日	第百七十二條の十第一項若しくは第二項又は前項(第百七十八條第一項第十号に掲げる事実があると認める場合に限る。)
第百七十二條の十一第一項に規定する発行者	虚偽等のある発行者等情報を提供し、又は公表した日	第百七十二條の十一第一項又は本条第十項、第十一項若しくは前項(第百七十八條第一項第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)	
第百七十三條第一項に規定する違反者	第百七十三條第一項に規定する違反行為が開始された日	第百七十三條第一項	
第百七十四條第一項に規定する違反者	第百七十四條第一項に規定する違反行為が開始された日	第百七十四條第一項	
第百七十四條の二第二項に規定する違反者	第百七十四條の二第二項に規定する違反行為が開始された日	第百七十四條の二第二項	
第百七十四條の三第一項に規定する違反者	第百七十四條の三第一項に規定する違反行為が開始された日	第百七十四條の三第一項	
第百七十五條第一項に規定する者、同条第二項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等	第百六十六條第一項に規定する売買等が行われた日又は第百六十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日	第百七十五條第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)	第百七十五條第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)

14 内閣総理大臣は、第一項(第百七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)、第六項、第七項、第十項、第十一項又は前二項(同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める

場合に限る。以下この項において同じ。)の規定により一以上の決定をしなければならないときであつて、同一事件について、被審人に対し、罰金の確定裁判があるときは、第百七十二條の四第一項若しくは第二項(同条第三

項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七十二條の十一第一項の規定又は第六項、第七項若しくは第十項から前項までの規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、第七十二條の四第一項若しくは第二項、第七十二條の十一第一項の規定又は第六項、第七項若しくは第十項から前項までの規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 当該一以上の決定に係る事実について第七十二條の四第一項若しくは第二項、第七十二條の十一第一項の規定又は第六項、第七項若しくは第十項から前項までの規定により算出した額を合計した額

二 当該罰金の額

15 内閣総理大臣は、第一項（第七十八條第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがありと認める場合に限る。）、第十二項（同号に掲げる事実がありと認める場合に限る。以下この項において同じ。）、又は第十三項（同条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがありと認める場合に限る。以下この項において同じ。）、の場合において、同一事件について、被審人に対し、第九十八條の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があるときは、第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十四條の二第一項、第七十四條の三第一項若しくは第七十五條第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）、若しくは第二項の規定又は第十二項若しくは第十三項の規定による

額に代えて、当該額から当該裁判において没収を命じられた第九十八條の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額（当該裁判において同項各号に掲げる財産の没収及び同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額。以下この項において「没収等相当額」という。）を控除した額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十四條の二第一項、第七十四條の三第一項若しくは第七十五條第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）、若しくは第二項の規定又は第十二項若しくは第十三項の規定による額が、没収等相当額を超えないときは、これらの規定による課徴金の納付を命ずることができない。

16 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第七十八條第一項各号に掲げる事実がないと認めるとき又は第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、第十四項ただし書若しくは前項ただし書に該当するときは、その旨を明らかにする決定をしなければならない。

17 第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から前項までの決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。

18 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならない。

19 前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十五項までの決定に係るものに限る。）の謄本を発送した日から二月を経過した日とする。

20 第十七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

21 第一項の決定（第七十八條第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。）、並びに第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実がある場合に限る。）、及び第十三項（同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実がある場合に限る。）、の決定は、これらの決定の時に於いて、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、前項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があつたときは、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

22 第一項の決定（第七十八條第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。）、並びに第十二項（同号に掲げる事実がありと認める場合に限る。）、及び第十三項（同条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれれかがありと認める場合に限る。）、の決定は、当該決定の時に於いて、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、第二十項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第九十八條の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、次条第七項

の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

23 第二十一項本文及び前項本文の規定は、当該事件についての裁判が確定した時において、第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

24 第二十一項ただし書の規定は、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時に於いて、第一項の決定（第七十八條第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。）、又は第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（第七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実がある場合に限る。）、若しくは第十三項（第七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実がある場合に限る。）、の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

25 第二十二項ただし書の規定は、次条第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時に於いて、第一項の決定（第七十八條第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。）、又は第十二項（同号に掲げる事実がありと認める場合に限る。）、若しくは第十三項（第七十八條第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれれかがありと認める場合に限る。）、の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

26 第二十一項本文又は第二十二項本文の場合において、課徴金の納付期限は、第十九項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。

27 第二十一項ただし書又は第二十二項ただし書の場合において、課徴金の納付期限は、第十九項の規定にかかわらず、次条第六項又は第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発送した日から二月を経過した日とする。

28 第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十四項までの規定により計算した課徴金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

29 第四項から第七項まで、第十項及び第十一項の「記載対象事業年度」とは、次の各号に掲げる書類又は情報^{（一）}の区分に応じ、当該各号に定める事業年度をいう。

一 第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれららの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書 当該有価証券報告書及びその添付書類に係る事業年度

二 第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条第九条第一項又は第十条第一項の規定による四半期報告書及びその訂正報告書 当該四半期報告書に係る期間の属する事業年度第三 第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による半期報告書及びその訂正報告書 当該半期報告書に係る期間の属する事業年度第四 第二十四条の五第四項（第二十七条にお

いて準用する場合を含む。）及び第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による臨時報告書及びその訂正報告書 当該臨時報告書を提出した日の属する事業年度

五 発行者情報及びその訂正発行者情報 当該発行者情報に係る事業年度

第百八十五条の八第一項中「第百七十八条第一項第二号から第五号まで」を「第百七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号まで」、「前条第二項若しくは第三項」を「前条第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（第七十八條第一項第四号、第十一号又は第十六号に掲げる事実があると認める場合に限る。第

項、第五項、第八項及び第十一項において同
号又は第十三項(第百七十八條第一項第
七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事
実があると認める場合に限る。第四項、第五
項、第八項及び第十一項において同じ。に改
め、同条第二項中「第百七十八條第一項第二号」、
「第百七十八條第一項第四号又は第十一号」
、「前条第二項若しくは第三項」を「前条第六
項、第七項、第十項、第十一項、第十二項(第
七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる
事実があると認める場合に限る。第六項におい
て同じ。若しくは第十三項(第百七十八條第一
項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認
める場合に限る。第六項において同じ。に改
め、同条第三項中「第百七十八條第一項第三号
又は第五号まで」を「第百七十八條第一項第十
号から第十六号まで」に改め、「同じ。」の下
に「又は前条第十二項(同号に掲げる事実がある
と認める場合に限る。第七項において同じ。若
しくは第十三項(第百七十八條第一項第十二号
又は第十六号までに掲げる事実があると認める
場合に限る。第七項において同じ。の決定」を
加へ、同条第四項及び第五項中「から第三項ま
で」を「第六項、第七項又は第十項から第十

三項まで」に、「同条第九項」を「同条第十九項」に改め、同条第六項中「同条第二項若しくは第三項」を「同条第六項、第七項若しくは第十項から第十三項まで」に改め、同条第七項中「の決定の」を「の決定又は同条第十二項若しくは第十三項の決定の」に、「の決定に」を「の決定又は同条第十二項若しくは第十三項の決定に」に改め、同項第一号中「又は」を、「第百七十四条の第二項、第百七十四条の第三項若しくは」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、「第二項」の下に「又は前条第十二項若しくは第十三項」を加え、同条第八項及び第十一項中「前条第一項から第三項まで」を「前条第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項まで」に改める。

第百八十五條の十中、「第百一条から第百三
 条まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項
 （第二号及び第三号を除く。）及び第三項、第百
 八条並びに第百九条」を「及び第百一条から第
 百九条まで」に改め、「とあり、及び同法第百
 七条第一項中「裁判所書記官」を削り、「職員」
 と」の下に、「同法第百四条第一項中「当事者
 法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは、被審
 人又はその代理人」と、「受訴裁判所」とあるのは「
 内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百七
 条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁
 の職員」と、同項第三号中「訴訟記録」とある
 ののは「事件記録」とを加える。

第百八十五条の十一「第一項第二号中「第二号及び第三号を除く。」を削る。

第百八十五条の十三中「第百八十五条の七第七項」を「第百八十五条の七第十七項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、内閣総理大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

第百八十五条の十五第一項及び第百八十五条の十八第一項中「から第五項まで」を、「第二項、

第四項から第八項まで及び第十項から第十五項まで」に改める。

第百九十条第一項中「第二十七条の第三十一項」の下に、「第二十七条の三十五」を加え、「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

第百九十四条の七第二項第一号中「第五十六条の二第一項、第三項又は第四項」に改め、同条第三項中「第二十七条の三十」の下に、「第二十七条の三十五」を加え、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を、同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 金融庁長官は、第一項の規定により委任された権限(前二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、次に掲げるものを委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 第百八十七条の規定による権限（次号に掲げる権限に係るものに限る。）

二 第九十二条第一項の規定による権限
第九十五条中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第百九十七条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第二十七条の三十一 第二項の規定による特定証券情報(同条第三項の規定の適用を受ける特定証券情報の場合には、当該特定証券情報に係る参照情報を含む)、同条第四項の規定による訂正特定証券情報

(当該訂正特定証券情報に係る参照情報を含む)、第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定による発行者情報又は同条第三項の規定による訂正発行者情報であつ

て、重要な事項につき虚偽のあるものの提
供又は公表をした者

第百九十七条の二第一号中「又は同条第二項」を「同条第二項」に改め、「必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘の下に」又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘を加え、「若しくは適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」を「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘若しくは特定投資家等取得有価証券一般勧誘」に改め、同条第十号の次に次の三号を加える。

十の二 特定勧誘等について、当該特定勧誘等に係る特定証券情報が提供され、又は公表されていないのに当該特定勧誘等又はその取扱いをした者

十の三 第二十七條の三第二項若しくは第二項の規定による発行者情報の提供若しくは公表をしない者又は同条第四項の規定（発行者情報に係る部分に限る。）に違反した者

十の四 第四十条の四又は第六十六条の十四の二の規定に違反した者

第二百条第十二号の次に次の一号を加える。
十二の二 重要な事項につき第二十七條の三十一第四項の規定による訂正特定証券情報の提供若しくは公表をしない者又は当該訂正特定証券情報につき同条第五項の規定（訂正特定証券情報に係る部分に限る。）に違反した者

第二百四條中「又は第七十八條の八第四項」を「第七十八條の八第四項又は第七十九條の十三」に改める。

第二百五條第一号中「第四條第三項、同条第五項を」第四條第四項、同条第六項に改め、同条第五号中「第二十七條の三十」の下に「第二十七條の三十五」を加え、同条第六号中「第二十七條の三十第一項」の下に「第二十七條の三十五」を加える。

第二百五條の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百六條第一号中「第六十七條の十二の下に」第八十七條の二第一項を加える。

第二百七條第一項第六号中「第十四号及び第十五号」を第十三号及び第十四号に改める。

第二百八條第一号中「第四條第四項」を「第四條第五項」に改め、同条第四号中「第三十一條の四第四項」を「第三十一條の四第一項若しくは第二項」に改める。

第二百九條第一号中「若しくは第三項」を「第三項若しくは第四項」に改め、同条第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第四十条の五第一項の規定に違反した者

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第二条 投資信託及び投資法人に関する法律昭和二十六年法律第九十八号の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「適格機関投資家私募」を「適格機関投資家私募等」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 この法律において「適格機関投資家私募等」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、次に掲げる場合に該当するものをいう。

一 適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。）のみを相手方として行う場合で政令で定める場合

二 特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいい、同法第三十四條の三第四項（同法第三十四條の四第四項において準用する場合を含む。）又は同法第三十四條の三第六項（同法第三十四條の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者のうち内閣府令で定める者を含む、同法第三十四條の二第五項又は第八項の規定に

より特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定める者を除く。）のみを相手方として行う場合で政令で定める場合
第二条第十項中「適格機関投資家私募」を「適格機関投資家私募等」に改める。

第四条第二項第十二号中「適格機関投資家私募」の下に「（新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、第二條第九項第一号に掲げる場合に該当するものをいう。以下同じ。）」、特定投資家私募（新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、同項第二号に掲げる場合に該当するものをいう。以下同じ。）を加える。

第六条第六項第七号中「適格機関投資家私募」の下に「特定投資家私募」を加える。

第八条第一項中「証券投資信託」を「主として換価の容易な資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託」に改める。

第十三條第三項を次のように改める。
3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われるものであつて、投資信託約款において第一項の書面を交付しない

第三十五條第二項第五号の一

第一号

第二百二十三條の三第一項の表第三十五條第五項の項中「国土交通大臣その他の政令で定める関係行政機関」を「当該業務の内容及び方法を勘案して関係があると認められる国土交通大臣その他の政令で定める行政機関」に改める。
（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第三条 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項ただし書中「（次項ただし

旨を定めている場合

二 投資信託財産についてその受益証券が金融商品取引法第四條第三項に規定する特定投資家向け有価証券に該当するものであつて、第一項の書面に記載すべき事項に係る情報が同法第二十七條の三第二項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定によりすべての受益者（政令で定める者を含む。）に提供され、又は公表される場合（投資信託約款において第一項の書面の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。）

第四十九條第二項第十三号及び第五十條第二項第七号中「適格機関投資家私募」の下に「特定投資家私募」を加える。

第百九十七條中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改める。

第二百二十三條の三第一項の表第二十九條の三第一項の項及び第三十一條第五項の項中「国土交通大臣その他の政令で定める関係行政機関」を「当該業務の内容及び方法を勘案して関係があると認められる国土交通大臣その他の政令で定める行政機関」に改め、同表第三十一條第五項の項の次に次のように加える。

特定投資運用行為を行う業務並びに第一号

書（以下この条に「の運用財産（同法第三十五條第一項第十五号）を」が投資信託及び投資法人に関する法律第三条第一号に規定する投資信託財産又は同法第一条第三十三項に規定する登録投資法人の資産（次項ただし書及び第四十條第二項において「投資信託財産等」という。）を商品投資により運用することを内容とする商品投資契約及び投資運用業を行う者の運用財産（金融商品取引法第三十五條第一項第十五号）に改め、同条第二項ただし書中「商品投資に係る商品投資受益権」の下に「並びに投資運用業

を行う者が投資信託財産等を商品投資により運用することを内容とする契約に係る商品投資受益権を加える。

第四十条第二項中「者」の下に「投資信託財産等を商品投資により運用する場合及び」を加える。

（農業協同組合法の一部改正）

第四条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項第八号中「定める者」の下に「外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）を加え、同項第十三号中「商品の価格」の下に「算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第七号において同じ。）の価格」を加え、同条第七項中「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を「次の事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八條第六項に規定する投資助言業務に係る事業

二 金融商品取引法第三十三條第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業

四 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）であつて、主務省令で定めるもの

第十条第十一項中「第十四項」を「第十二項」に改め、同条第十八項中「第八項第二号及び第九項に規定する」を「第七項第四号から第六号までの」に改め、同条第十九項中「第九項」を「第七項第五号及び第六号」に改め、同項ただし書中「及び第七項から第十項まで」を「第七項及び第八項」に改め、同条第二十二項及び第二十三項中「第十九項」を「第十七項」に改め、同条第二十四項中「第十九項ただし書及び第二十項」を「第十七項ただし書及び第十八項」に改め、同条第二十五項中「から第九項まで」を「及び第七項」に改め、同条第二十六項中「第十項」を「第八項」に改め、同条第八項及び第九項を削る。

第十一条第二項中「から第九項まで」を「及び第七項」に改める。

第十一条の二の三第三号中「所属組合をいう」の下に「第十一條の五の二第二項において同じ」を加え、「同項」を「第九十二條の二第三項」に改め、「特定信用事業代理業者をいう」の下に「第十一條の五の二第一項において同じ」を加える。

第十一条の二の四中「、第四十條の二並びに第四十條の三」を「並びに第四十條の二から第四十條の五まで」に改める。

第十一条の五の次に次の一条を加える。

第十一条の五の二 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、当該組合、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合

の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務（同項第二号又は第三号の事業、第九十二條の二第二項に規定する特定信用事業代理業者その他の主務省令で定める事業又は業務に限る。）に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）、保険会社その他の政令で定める金融業を行う者をいう。

第十一条の七第二項中「同条第十項」を「同条第八項」に改める。

第十一条の十の三中「、第四十條の二並びに第四十條の三」を「並びに第四十條の二から第四十條の五まで」に改める。

第十一条の十二の次に次の一条を加える。

第十一条の十二の二 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、当該組合又はその子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務（同号の事業その他の農林水産省令で定める事業又は業務に限る。）に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、農林水産省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政

令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他の政令で定める金融業を行う者をいう。

第十一条の四十七第一項第一号中「（昭和五十六年法律第五十九号）を削り、同項第二号中「金融商品取引法第二条第九項に規定する」を削り、「同法」を「金融商品取引法」に改め、同項第六号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条第十項中「第十條第八項」を「第十條第七項」に、「同項第一号に掲げる」を「同項第三号の」に改める。

第十一条の四十八第三項、第四十九第一項第四号及び第五十第三項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第三十條の四第二項第二号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第九十二條の四第一項中「第七章の三」を「第七章の四」に改め、同条第二項中「第五十二條の二十八」を「第五十二條の二十八第一項」に改める。

第九十二條の五中「、第四十條の二並びに第四十條の三」を「並びに第四十條の二から第四十條の五まで」に改める。

第九十九條の六第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第一百條の二第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融

商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

(水産業協同組合法の一部改正)

第五条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第七号中「定める者」の下に「(外国の法令に準拠して外国において銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業を営む者(同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。)を除く。」を加え、同条第四項第二号中「に限る。」の下に「第十一条の十三第二項、第十五条の九の二第二項及び」を加え、同条第五項次の一号を加える。

三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

第十一条の四第二項中「第十一条の十三」を「第十一条の十四」に改める。

第十一条の八第三号中「所属組合をいう」の下に「。第十一条の十三第一項において同じ」を加え、「同項」を「第二百二十一条の二第三項に改め、(特定信用事業代理業者をいう)の下に」。

第十一条の十三第一項において同じ」を加える。

第十一条の九中「。第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第十一条の十三を第十一条の十四とし、第十一条の十二の次に次の一号を加える。

(信用事業の利用者等の利益の保護のための体制整備)

第十一条の十三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、当該組合、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務(同項第三号又は第四号の事業、第二百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業者その他の主務省令で定める事業又は業務に限る。)に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第三十四条の四第二項第二号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十一号」を「第十一号の二」に改める。

う、主務省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第十五条の九の二第二項において同じ。)、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第十五条の七中「。第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第十五条の九の次に次の一号を加える。

(共済事業の利用者等の利益の保護のための体制整備)

第十五条の九の二 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、当該組合又はその子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務(同号の事業その他の農林水産省令で定める事業又は業務に限る。)に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、農林水産省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第三十四条の四第二項第二号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十一号」を「第十一号の二」に改める。

第五十七条の三中「第十一条の十三」を「第十一条の十四」に改める。

第八十七条第四項第七号中「定める者」の下に「(外国銀行を除く。)」を加え、同条第六項次の一号を加える。

三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

第八十七条の三第一項第一号中(昭和五十六年法律第五十九号)を削り、同項第六号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第八十七条の四第三項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第八十七条の四第三項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第九十二条第一項中「第十一号の十二まで」を「第十一号の十三まで」に、「及び第十一号の十一第一項」を「第十一号の十一第一項及び第十一号の十三第一項」に改める。

第九十三条第二項第七号中「定める者」の下に「(外国銀行を除く。)」を加え、同条第四項次の一号を加える。

三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

第九十六条第一項中「第十一条の十三」を「第十一条の十三第一項、第十一号の十四」に改め、中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」とを加え、「から第十五条の十一まで」を「第十五条の九の二第一項、第十五条の十、第十五条の十一」に改める。

第九十七条第三項第七号中「定める者」の下に「(外国銀行を除く。)」を加え、同条第五項次の一号を加える。

三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

第一百条第一項中「第十一号の十二まで」を「第十一号の十三まで」に、「及び第十一号の十一第一項」を「第十一号の十一第一項及び第十一号の十三第一項」に改める。

の十三第一項」に改め、「所属員」との下に「。第十一条の十三第一項中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」とを加える。

第一百条の八第一項中「から第十五条の十一まで」を「第十五条の九の二第一項、第十五条の十、第十五条の十一」に改める。

第二百二十一条の四第一項中「第七章の三」を「第七章の四」に改める。

第二百二十一条の五中「。第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第二百二十九条の三第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第二百二十九条の七第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第二百三十条第一項第三号中「第十一号の十三」を「第十一号の十四」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の七の五第三項中「。第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第九条の八第二項第二号中「定める者」の下に「(外国の法令に準拠して外国において銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項(定義等)に規定する銀行業を営む者(同法第四

条第五項(営業の免許)に規定する銀行等を除く。を(「」)を加え、同項第十七号中「商品の価格の下に」、「算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二條第六項(定義)に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。の価格)を加え、同条第七項中「金融商品取引法第三十三條第二項各号(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(第二項の規定により行う事業を除く。を「次に掲げる事業(第五号及び第六号に掲げる事業にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために行うものに限る。に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八條第六項(通則)に規定する投資助言業務に係る事業

二 金融商品取引法第三十三條第二項各号(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(第二項の規定により行う事業を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務に係る事業

四 信託法(平成十八年法律第百八号)第三條第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託事業

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業(第二項の規定により行う事業を除く。)であつて、内閣府令で定めるもの

第九条の八第八項及び第九項を削り、同条第十項中「第八項第二号に掲げる事業及び前項に規定する」を「前項第四号から第六号までに掲げる」に改め、同項を同条第八項とする。

第九条の九第六項中「第五号」を「第七号」に改め、同項第五号中「前条第九項各号」を「前条第七項第五号及び第六号」に改め、同項を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 金融商品取引法第二十八條第六項(通則)に規定する投資助言業務に係る事業

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業(第一号の事業を除く。)であつて、内閣府令で定めるもの

第九条の九第七項中「及び第十項」を「及び第八項」に、「同条第十項中」第八項第二号に掲げる事業及び前項に規定する」を「同条第八項中「前項第四号から第六号まで」に、「次条第六項第四号及び第五号に掲げる」を「次条第六項第五号及び第六号」に改める。

第五十七條の三第七項中「(昭和五十六年法律第五十九号)」を削る。

第五十八條の五の次に次の一条を加える。
(共済事業の利用者等の利益の保護のための体制整備)

第五十八條の五の二 共済事業を行う組合は、当該組合又はその子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務(共済事業その他の主務省令で定める事業又は業務に限る。)に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報(共済事業又は業務)を、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の

整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、前項の組合の子会社その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二條第九項(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。)その他政令で定める金融業者を行う者をいう。

第百二十二條の五第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第七條 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四條の二第一項第二号及び第四條の三第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第四條の四第一項第七号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条第七項中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第四條の五第二項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第五條の四第四号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十一号」を「第十二号の二」に改める。

第五條の五中「組合員又は会員」を「監事」に改める。

める。

第六條第一項中「第十三條の三」を「第十三條の三の二(第二項を除く。に改め、「禁止行為」の下に「顧客の利益の保護のための体制整備」を加え、「第十八條第一項(利益準備金の積立て等)」を「第十八條(資本準備金及び利益準備金の額)」に改め、同条第二項中「第十二條の二」の下に「及び第十三條の三」を加え、同法第十三條の三中「次条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二」とを削る。

第六條の五第一項中「第七章の三」を「第七章の四」に改める。

第六條の五の二中「及び社債」を「社債」に、「第四十條の二(最良執行方針等)並びに第四十條の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を「並びに第四十條の二から第四十條の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改める。

第十條の二の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第十二條第一項第十六号中「第十八條第一項」を「第十八條」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第八條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の二 全国連合会債の発行(第五十四條の二―第五十四條の二十)」を「第五章

の二 外国銀行代理業務に関する特則(第五十
三 全国連合会債の発行(第五十四條の二の
四 第四の二)第五十四條の二(三)に、「第五章
四一第五十四條の二(三)に、「第五章
の三」を「第五章の四」に改める。
第三十二條第六項中「第五章の三」を「第五章
の四」に改める。
第三十四條第四号中「第十号」を「第十号の三」
に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。
第三十五條の六中「會員」を「監事」に改め
る。

第五十三條第三項第七号中「定める者」の下に
「(外国の法令に準拠して外国において銀行業
(銀行法第二條第二項(定義等)に規定する銀行
業をいう。第五十四條の二十三第一項第六号に
おいて同じ。)を営む者(同法第四條第五項營業
の免許に規定する銀行等を除く。以下「外国銀
行」という。)を除く。を、「業務」の下に「(次条
第四項第七号の二に掲げる業務を除く。を加
え、同項第十三号中「商品の価格」の下に「算
定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律
(平成十年法律第百十七号)第二條第六項(定義
に規定する算定割当量その他これに類似するも
のをいう。以下同じ。)の価格を加え、同条第
六項中「金融商品取引法第三十三條第二項各号
(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲げる
有価証券又は取引について、同項各号に定める
行為を行う業務(第三項の規定により行う業務
を除く。を「次に掲げる業務(第五号及び第六
号に掲げる業務にあつては、會員、地方公共団
体その他内閣府令で定める者のために行うもの
に限る。に改め、同項に次の各号を加える。
一 金融商品取引法第二十八條第六項(通則)
に規定する投資助言業務
二 金融商品取引法第三十三條第二項各号
(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲
げる有価証券又は取引について、同項各号
に定める行為を行う業務(第三項の規定に
より行う業務を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法
律により行う同法第一條第一項(兼営の認
可)に規定する信託業務
四 信託法(平成十八年法律第百八号)第三條
第三号(信託の方法)に掲げる方法によつて
する信託に係る事務に関する業務
五 地方債又は社債その他の債券の募集又は
管理の受託
六 担保付社債信託法(明治三十八年法律第
五十二号)により行う担保付社債に関する
信託業務
七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡する
ことを内容とする契約の締結又はその媒
介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(第三
項の規定により行う業務を除く。)であつ
て、内閣府令で定めるもの
第五十三條第七項及び第八項を削り、第九
項を第七項とし、第十項を第八項とし、同条第
十一項中「第七項第二号に掲げる業務及び第八
項に規定する」を「第六項第四号から第六号ま
でに掲げる」に改め、同項を同条第九項とする。
第五十四條第四項第七号中「定める者」の下に
「(外国銀行を除く。を、「業務」の下に「(次号
に掲げる業務に該当するものを除く。を加え、
同号の次に次の一号を加える。
七の二 当該信用金庫連合会の子会社である
外国銀行の業務(内閣府令で定めるものに
限る。の代理又は媒介
第五十四條第四項第十三号中「商品の価格」の
下に「算定割当量の価格」を加え、同条第五項
中「金融商品取引法第三十三條第二項各号(金融
機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲げる有価
証券又は取引について、同項各号に定める行為
を行う業務(前項の規定により行う業務を除
く。を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の
各号を加える。
一 金融商品取引法第二十八條第六項(通則)
に規定する投資助言業務
二 金融商品取引法第三十三條第二項各号

(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲
げる有価証券又は取引について、同項各号
に定める行為を行う業務(前項の規定によ
り行う業務を除く。)
三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法
律により行う同法第一條第一項(兼営の認
可)に規定する信託業務
四 信託法第三條第三号(信託の方法)に掲げ
る方法によつてする信託に係る事務に関す
る業務
五 地方債又は社債その他の債券の募集又は
管理の受託
六 担保付社債信託法により行う担保付社債
に関する信託業務
七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡する
ことを内容とする契約の締結又はその媒
介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(前項
の規定により行う業務を除く。)であつて、
内閣府令で定めるもの
第五十四條第六項及び第七項を削り、同条第
八項中「第九項から第十一項まで」を「第七項か
ら第九項まで」に、「同条第十項」を「同条第八
項に」、「同条第十一項」を「同条第九項に」、「第
七項第二号に掲げる業務及び第八項」を「第六項
第四号から第六号まで」に、「次条第六項第二号
に掲げる業務及び同条第七項」を「次条第五項第
四号から第六号まで」に改め、同項を同条第六
項とする。
第五十四條の二十一第一項第二号及び第五十
四條の二十二第七項中「開拓する会社」の下に
「又は経営の向上に相当程度寄与すると認めら
れる新たな事業活動を行う会社」を加える。
第五十四條の二十三第一項第六号中「銀行法
第二條第二項(定義等)に規定する銀行業をい
う。を削り、同項第十一号中「開拓する会社」
の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると
認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、
同条第七項中「第五十四條第六項」を「第五十四
條第五項」に、「同項第一号」を「同項第三号」に

改める。
第五十四條の二十四第二項中「開拓する会社」
の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると
認められる新たな事業活動を行う会社」を加え
る。
第五章の三を第五章の四とする。
第五十四條の二を第五十四條の二の四とす
る。
第五章の二を第五章の三とし、第五章の次に
次の一章を加える。
第五章の二 外国銀行代理業務に関する
特則
(外国銀行代理業務に係る届出)
第五十四條の二 信用金庫連合会は、前条第四
項第七号の二に掲げる業務(以下「外国銀行代
理業務」という。)を行おうとするときは、当
該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約
の相手方である外国銀行(以下「所属外国銀
行」という。)ごとに、内閣府令で定めるところ
により、あらかじめ、内閣総理大臣に届け
出なければならぬ。
(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り
に関する法律の特則)
第五十四條の二の二 信用金庫連合会が、前条
の規定による届出をして外国銀行代理業務を
行つている場合には、当該外国銀行代理業務
に係る所属外国銀行が業としてする預り金
(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り
に関する法律(昭和二十九年法律第百九十五
号)第二條第二項(預り金の禁止)に規定する
預り金をいう。)であつて当該外国銀行代理業
務に係るものについては、同法第二條第一項
の規定は、適用しない。
(貸金業法の特則)
第五十四條の二の三 信用金庫連合会が、第五
十四條の二の規定による届出をして外国銀行
代理業務を行つている場合には、当該外国銀
行代理業務に係る所属外国銀行が業として行
う貸付け(貸金業法(昭和五十八年法律第三十

第五十三條第三項第七号中「定める者」の下に
「(外国の法令に準拠して外国において銀行業
(銀行法第二條第二項(定義等)に規定する銀行
業をいう。第五十四條の二十三第一項第六号に
おいて同じ。)を営む者(同法第四條第五項營業
の免許に規定する銀行等を除く。以下「外国銀
行」という。)を除く。を、「業務」の下に「(次条
第四項第七号の二に掲げる業務を除く。を加
え、同項第十三号中「商品の価格」の下に「算
定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律
(平成十年法律第百十七号)第二條第六項(定義
に規定する算定割当量その他これに類似するも
のをいう。以下同じ。)の価格を加え、同条第
六項中「金融商品取引法第三十三條第二項各号
(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲げる
有価証券又は取引について、同項各号に定める
行為を行う業務(第三項の規定により行う業務
を除く。を「次に掲げる業務(第五号及び第六
号に掲げる業務にあつては、會員、地方公共団
体その他内閣府令で定める者のために行うもの
に限る。に改め、同項に次の各号を加える。
一 金融商品取引法第二十八條第六項(通則)
に規定する投資助言業務
二 金融商品取引法第三十三條第二項各号
(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲
げる有価証券又は取引について、同項各号
に定める行為を行う業務(第三項の規定に
より行う業務を除く。)

(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲
げる有価証券又は取引について、同項各号
に定める行為を行う業務(前項の規定によ
り行う業務を除く。)
三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法
律により行う同法第一條第一項(兼営の認
可)に規定する信託業務
四 信託法第三條第三号(信託の方法)に掲げ
る方法によつてする信託に係る事務に関す
る業務
五 地方債又は社債その他の債券の募集又は
管理の受託
六 担保付社債信託法により行う担保付社債
に関する信託業務
七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡する
ことを内容とする契約の締結又はその媒
介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(前項
の規定により行う業務を除く。)であつて、
内閣府令で定めるもの
第五十四條第六項及び第七項を削り、同条第
八項中「第九項から第十一項まで」を「第七項か
ら第九項まで」に、「同条第十項」を「同条第八
項に」、「同条第十一項」を「同条第九項に」、「第
七項第二号に掲げる業務及び第八項」を「第六項
第四号から第六号まで」に、「次条第六項第二号
に掲げる業務及び同条第七項」を「次条第五項第
四号から第六号まで」に改め、同項を同条第六
項とする。
第五十四條の二十一第一項第二号及び第五十
四條の二十二第七項中「開拓する会社」の下に
「又は経営の向上に相当程度寄与すると認めら
れる新たな事業活動を行う会社」を加える。
第五十四條の二十三第一項第六号中「銀行法
第二條第二項(定義等)に規定する銀行業をい
う。を削り、同項第十一号中「開拓する会社」
の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると
認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、
同条第七項中「第五十四條第六項」を「第五十四
條第五項」に、「同項第一号」を「同項第三号」に

改める。
第五十四條の二十四第二項中「開拓する会社」
の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると
認められる新たな事業活動を行う会社」を加え
る。
第五章の三を第五章の四とする。
第五十四條の二を第五十四條の二の四とす
る。
第五章の二を第五章の三とし、第五章の次に
次の一章を加える。
第五章の二 外国銀行代理業務に関する
特則
(外国銀行代理業務に係る届出)
第五十四條の二 信用金庫連合会は、前条第四
項第七号の二に掲げる業務(以下「外国銀行代
理業務」という。)を行おうとするときは、当
該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約
の相手方である外国銀行(以下「所属外国銀
行」という。)ごとに、内閣府令で定めるところ
により、あらかじめ、内閣総理大臣に届け
出なければならぬ。
(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り
に関する法律の特則)
第五十四條の二の二 信用金庫連合会が、前条
の規定による届出をして外国銀行代理業務を
行つている場合には、当該外国銀行代理業務
に係る所属外国銀行が業としてする預り金
(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り
に関する法律(昭和二十九年法律第百九十五
号)第二條第二項(預り金の禁止)に規定する
預り金をいう。)であつて当該外国銀行代理業
務に係るものについては、同法第二條第一項
の規定は、適用しない。
(貸金業法の特則)
第五十四條の二の三 信用金庫連合会が、第五
十四條の二の規定による届出をして外国銀行
代理業務を行つている場合には、当該外国銀
行代理業務に係る所属外国銀行が業として行
う貸付け(貸金業法(昭和五十八年法律第三十

二号)第二条第一項(定義)に規定する貸付けをいう。であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同項に規定する貸金業に該当しないものとみなす。

第六十一条の二第七項中「及び第六十一条の六を」、次条、第六十一条の六及び第七十条に改める。

第八十六条中「及び第三項を」、第三項及び第五項に改める。

第八十九条第一項中「第十三条の三を」「第十三条の三の二(第二項を除く。)」に改め、「禁止行為」の下に、「顧客の利益の保護のための体制整備」を加え、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第七章の三」を「第七章の四」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで(所屬外国銀行に係る説明書類等の縦覧、外国銀行代理業務の健全化措置、所屬外国銀行に関する資料の提出等、所屬外国銀行に関する届出等)、第五十二条の四十(標識の掲示)、第五十二条の四十一(名義貸しの禁止)、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五(第四号を除く。)(まで(分別管理、顧客に対する説明等、銀行代理業務に係る禁止行為)、第五十二条の四十九銀行代理業務に関する帳簿書類)及び第五十二条の五十第一項(銀行代理業務に関する報告書)の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行代理金庫(第五十四条の二の規定による届出をして外国銀行代理業務を行つて信用金庫連合会をいう。以下同じ。))について、所屬銀行に係るものにあつては所屬外国銀行について、銀行代理業務に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「所屬外国銀行」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二に規定する所屬外国銀行」と、

「外国銀行代理業務」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二に規定する外国銀行代理業務」と、銀行法第五十二条の四十五第五号中「所屬銀行の業務」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二に規定する外国銀行代理業務」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第八十九条の二中「同じ。」の「締結」の下に「又は外国銀行代理金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介」を加え、「及び社債」を、「社債」に改め、「受領に係る書面の交付」の下に、「第三十七条の六書面による解除」を加え、「第四十条の二(最良執行方針等)並びに第四十条の三(分別管理)が確保されていない場合の売買等の禁止」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の告知義務)」に改め、「又は信用金庫代理業者」を削り、「行う特定預金等契約の締結又はその代理」を行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理に改め、「媒介について」の下に、「同法第三十七条の六(書面による解除)の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結若しくはその代理若しくは媒介」とを加え、「同法第三十七条の六第三項を」「同条第三項」に改め、「規定する特定預金等契約」との下に、「(過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、同条及び同法第三十四条の二第九項中「を締結する」とあるの

は「の締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同条第五項第二号及び同法第三十四条の三第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「金融商品取引業者等と対象契約」とあるのは「金庫(信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。以下同じ。))と対象契約を締結し、若しくは当該外国銀行代理金庫(同法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。))による代理若しくは媒介により対象契約」とを加え、「信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。以下同じ。)」を、「当該外国銀行代理金庫の所屬外国銀行(信用金庫法第五十四条の二に規定する所屬外国銀行をいう。)」に改め、「第三十七条の六」との下に、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をした」とを加える。

第九十条第五号中「及び第三項を」、第三項又は第五項に改め、同条第六号中「他人」の下に「外国銀行代理業務又は」を加える。

第九十条の三第一号の二中「若しくは第二項の下に」、第五十二条の二の六第一項を、「同じ。の下に」、第五十二条の二の六第二項を、「違反して、銀行法第二十一条第四項の下に」、第五十二条の二の六第二項を加える。

第九十条の四の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第九十一条第一項第十四号中「含む。」の下に、「第五十四条の二を」、「第三十八条」の下に、「第五十二条の二の九」を加え、同項第十六号中「第五十四条の二第一項を」「第五十四条の二の四第一項」に改め、同項第十七号中「第五十四

二の四第一項」に改め、同項第十七号中「第五十四の二第二項」を「第五十四条の二の四第二項」に改め、同項第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 銀行法第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(長期信用銀行法の一部改正)

第九条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第六項(通則)に規定する投資助言業務

三 算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項(定義)に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第十一号において同じ。)を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令で定めるもの

第六条第三項第三号中「昭和二十三年法律第二十五号」を削り、同項第五号中「行う者」の下に「(外国銀行(銀行法第十條第二項第八号(業務の範囲)に規定する外国銀行をいう。以下同じ。))を除く。」を、「業務」の下に「(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(長期信用銀行の子会社(第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。第六条の三第二項において同じ。))である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。)

第六条第三項第十一号中「商品の価格」の下

に、「算定割当量の価格」を加える。

第六条の二の次に次の一条を加える。

(外国銀行代理業務に係る認可等)

第六条の三 長期信用銀行は、第六条第三項第五号の二に掲げる業務(以下「外国銀行代理業務」という。)を営もうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行(以下「所属外国銀行」という。)と、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、長期信用銀行が当該長期信用銀行の子会社である外国銀行その他の内閣府令で定める外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。この場合において、当該長期信用銀行は、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十三条の二 第二項第十二号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同項第十三号中「とする持株会社」の下に「(第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同条第四項第六号中「第一項を」「第二項に」改める。

第十六条の四 第一項中「会社(以下この条の下に「及び次条第二項」を加え、同項第十一号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条の次に次の一条を加える。(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等の特例)

第十六条の四の二 長期信用銀行持株会社は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる会社(以下「特例子会社対象会社」という。)を子会社(当該長期信用銀行持株会社の子会社

である長期信用銀行の子会社を除く。以下「持株特定子会社」という。)とすることができ

る。

一 特例子会社対象業務を専ら営む会社(次に掲げる会社を除く。)

イ 前条第一項第十号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社(同号イに掲げる業務(次項において「従属業務」という。)を営む会社に限り。であつて、主として当該長期信用銀行持株会社、その子会社長期信用銀行並びに同条第一項第一号及び第六号に掲げる会社に限る。その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社

ロ 前条第一項第十一号に掲げる会社

二 前条第一項各号(第十一号を除く。)に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社(前号ロに掲げる会社を除く。)

2 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社(前条第一項第十一号に掲げる会社を除く。)が営むことができる業務(従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。)以外の業務であつて、第六条第三項第十一号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。

3 長期信用銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を持株特定子会社としようとするときは、あらかじめ、当該持株特定子会社が営もうとする特例子会社対象業務(前項に規定する特例子会社対象業務をいう。以下この条及び第二十七條第六号において同じ。)を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 長期信用銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を持株特定子会社と

している場合には、当該持株特定子会社が、その営む特例子会社対象業務につき当該特例子会社対象業務の内容その他の事情を勘案し、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、特例子会社対象会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により長期信用銀行持株会社の持株特定子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該特例子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、その持株特定子会社としての特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としようとするときについて準用する。

7 第四項の規定は、第五項本文に規定する場合(同項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けて持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とする場合を除く。)には、適用しない。

第十七條中「(外国銀行支店)、第五十二條の二の下に」「(外国銀行代理業務に係る認可等)、第五十二條の二の五(外国銀行代理銀行の特例)、第五十二條の二の五(外国銀行代理銀行の特例)の金融商品取引法の準用)、第五十二條の二の十一を、「銀行持株会社の子会社の範囲等」の下に」「第五十二條の二十三の二(銀行持株会社の子会社の範囲等の特例)」を、「あつ

ては長期信用銀行について」の下に「、外国銀行代理銀行に係るものにあつては外国銀行代理長期信用銀行(第六条の三第一項の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる長期信用銀行をいう。以下同じ。)」についてを加え、「必要な」を、「必要に」改める。

第十七條の二中「同じ。」の締結」の下に「又は外国銀行代理長期信用銀行が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介」を加え、「及び社債」を、「社債」に改め、「受領に係る書面の交付」の下に「、第三十七條の六(書面による解除)を加え、「、第四十條の二(最良執行方針等)並びに第四十條の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を「並びに第四十條の二から第四十條の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改め、「又は長期信用銀行代理業者」を削り、「行う特定預金等契約の締結又はその代理」を「行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理長期信用銀行が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又は長期信用銀行代理業者が行う長期信用銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理」に改め、「媒介について」の下に「、同法第三十七條の六(書面による解除)の規定は長期信用銀行が行う特定預金等契約の締結又は長期信用銀行代理業者が行う長期信用銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介については、」を加え、「業務」との下に「、締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結若しくは媒介」とを加え、「同法第三十七條の六第三項を「同条第三項」に改め、「規定する特定預金等契約」との下に「、」を過去に当該特定投資家との間で締結とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、同条及び同法第三十四條

の第二項中「を締結する」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同条第五項第二号及び同法第三十四条の三第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「金融商品取引業者等と対象契約」とあるのは「長期信用銀行と対象契約を締結し、若しくは当該外国銀行代理長期信用銀行（長期信用銀行法第十七条に規定する外国銀行代理長期信用銀行をいう。以下同じ。）による代理若しくは媒介により対象契約」とあるのは「長期信用銀行」の下に「当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行（長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。）を加え、（長期信用銀行法）を（同法）に改め、第三十七條の六」との下に、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をした」とを加える。

第二十三條の二第五号中「第五十二條の四十一」の下に「（銀行法第五十二條の二の十において準用する場合を含む。）を、（長期信用銀行代理業務）の下に「（銀行法第五十二條の二の十において準用する場合にあつては、外国銀行代理業務）を加える。

第二十五條第一号を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。
一 第六條の三第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで外国銀行代理業務を営んだ者

第二十五條第三号中「第五十二條の五十第一項」の下に「（銀行法第五十二條の二の十において準用する場合を含む。）を加え、同条第三号の三若しくは第二項の下に「第五十二條の二の六第一項」を、「同じ。」の下に「第五十二條の二の六第二項」を、「銀行法第二十一條第四項」の下に「第五十二條の二の六第二項」を加える。

号に係る部分に限る。」を「第五十二條の四十五（第一号に係る部分に限り、銀行法第五十二條の二の十において準用する場合を含む。）に改める。

第二十五條の二の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第二十五條の三第二号中「第五十二條の四十一」の下に「（銀行法第五十二條の二の十において準用する場合を含む。次号において同じ。）を加え、同条第三号中「第五十二條の四十一」の下に「（銀行法第五十二條の二の十において準用する場合を含む。）を加え、同条第一項を「銀行法第五十二條の四十一第一項」に改める。

第二十六條第一項第二号中「第二十五條第一号」を「第二十五條第一号の二」に改め、同項第四号中「第二十五條第六号」を「第二十五條第一号、第六号」に改める。

第二十七條第二号中「第十條第一項」を「第六條の三第二項、第十條第一項」に改め、「第三十八條」の下に「第五十二條の二の九」を加え、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「該当する子会社としたとき」の下に「又は第十六條の四の二第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき」を加え、同条第七号中「条件」の下に「第六條の三第一項」を加え、「若しくは第十六條の四第三項」を「第十六條の四第三項」に改め、「同条第五項において準用

する場合を含む。）」の下に「若しくは第十六條の四の二第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）を加え、同条第十四條の次に次の一号を加える。

十四の二 銀行法第五十二條の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第二十七條第十五号中「第五十二條の四十三」の下に「（銀行法第五十二條の二の十において準用する場合を含む。）を加え、同条第十六号中「第五十二條の四十九」の下に「（銀行法第五十二條の二の十において準用する場合を含む。）を加える。

（労働金庫法の一部改正）

第十條 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第四号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。
第三十七條の四「中」を「監視」に改める。

第五十八條第二項第十三号中「定める者」の下に「（外国の法令に準拠して外国において銀行法第二條第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四條第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。次条第一項第十一号において「外国銀行」という。）を除く。）を加え、同項第十八号中「商品の価格」の下に「算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二條第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格」を加え、同条第七項中「金融商品取引法第三十三條第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第二項の規定により行う業務を除く。）」を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八條第六項（通則）

に規定する投資助言業務
二 金融商品取引法第三十三條第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第二項の規定により行う業務を除く。）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務

四 信託法（平成十八年法律第八号）第三條第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務
五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第二項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八條第八項を削り、同条第九項中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同項を同条第八項とする。
第五十八條の二第一項第十一号中「定める者」の下に「（外国銀行を除く。）」を加え、同項第十六号中「商品の価格」の下に「算定割当量の価格」を加え、同条第三項中「金融商品取引法第三十三條第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第一項の規定により行う業務を除く。）」を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八條第六項（通則）に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三條第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第一項の規定により行う業務を除く。）
三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務

四 信託法第三条第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行ふ担保付社債に関する信託業務

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行ふ業務第一項の規定により行ふ業務を除く。であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条の二第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第四項第二号に掲げる業務及び前項に規定する」を「前項第四号から第六号までに掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

第五十八条の三第一項第二号及び第五十八条の四第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行ふ会社」を加える。

第五十八条の五第一項第七号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行ふ会社」を加え、同条第七項中「第五十八条の二第四項」を「第五十八条の二第三項」に、「同項第一号」を「同項第三号」に改める。

第五十八条の六第二項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行ふ会社」を加える。

第六十二條の五第七項中「及び第六十三條」を「次条、第六十四條及び第七十四條」に改める。

第九十四條第一項中「第十三條の三」を「第十三條の三の二(第二項を除く。)」に改め、「禁止行為の下に」、「顧客の利益の保護のための体制整備」を加え、同条第三項中「第七章の三」を「第七章の四」に改める。

第九十四條の二中「及び社債」を「社債」に、「第四十條の二(最良執行方針等)並びに第四十條の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を並びに第四十條の二から第四十條の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)に改める。

第百零五條第五号中「及び」を「又は」に改める。

第百零五條の四の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

(銀行法の一部改正)

第十一條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の二 株主」を「第七章の二 外国銀行代理業務に関する特則(第五十二條の株主)」に改める。

「第五十二條の二」に、「第五十二條の二」を「第五十二條の二の十一」に、「第七章の三」を「第七章の四」に改める。

第三條の二第一項中「第七章の二第一節」を「第七章の三第一節」に改める。

第四條第五項中「及び長期信用銀行」を「長期信用銀行」に改め、「同じ。」の下に「その他内閣府令で定める金融機関」を加える。

第十條第二項第八号中「行方者」の下に「外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(第四條第五項に規定する銀行等を除く。以下

「外国銀行」という。)を除く。を、「業務」の下に「(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二 外国銀行の業務の代理又は媒介銀行の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。

第十條第二項第十四号中「商品の価格」の下に「算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第六項(定義)に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。)の価格」を加える。

第十一條中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 金融商品取引法第二十八條第六項(通則)に規定する投資助言業務

第十一條に次の一号を加える。

四 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行ふ業務(前条第二項の規定により営む業務を除く。)であつて、内閣府令で定めるもの

第十三條の三中「次条」を「第十三條の四」に改め、同条の次に次の一号を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第十三條の三の二 銀行は、当該銀行、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う業務(銀行業、銀行代理業者その他の内閣府令で定める業務に限る。)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制を整

備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、銀行の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)、保険会社(保険業法第二条第二項(定義)に規定する保険会社をいう。以下同じ。その他政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、銀行が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第十三條の四中「及び社債」を「社債」に、「第四十條の二(最良執行方針等)並びに第四十條の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を並びに第四十條の二から第四十條の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)に改める。

第十六條の二第一項第三号中「金融商品取引法第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。第五十二條の四第一項において同じ。」を削り、「同法第二十八條第八項(定義)」を「金融商品取引法第二十八條第八項(通則)」に改め、同項第四号ハ中「(定義)」を「(通則)」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 保険会社

第十六條の二第二項第十二号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行ふ会社」を加える。

第十六條の三第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認めら

れる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第三十一条第一号中「第四条第五項に規定する銀行等をいう。」を「銀行及び長期信用銀行をいう。」第五十二条の六十一を除き」に改める。

第四十七条第一項中「外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を「外国銀行」に改め、同条第二項ただし書中「第七章の二」を「第七章の三」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第十条第二項第八号の二に係る部分に限る。及び次章の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定の適用については、外国銀行支店に係る外国銀行の主たる営業所及びその外国における支店その他の営業所（以下この項において「外国銀行外国営業所」と総称する。）は、一の外国銀行とみなし、当該外国銀行支店が行う当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所とその顧客の取引の仲介（外国銀行の業務の代理又は媒介に相当するものとして内閣府令で定めるものに限る。）は、当該一の外国銀行の業務の媒介とみなし、当該取引の仲介に係る外国銀行外国営業所は、当該外国銀行支店が当該一の外国銀行の業務の媒介の委託を受ける旨の契約の相手方とみなす。

第五十二条の四十五の二中「及び社債」を「社債」に、「第四十条の二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務）」に改め、「銀行代理業者が行う」の下に「銀行代理業に係る」を加える。

第七章の三を第七章の四とする。

第五十二条の二を第五十二条の二の十一とする。

第五十二条の四第一項及び第五十二条の五中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の二の十一第一項」に改める。

第五十二条の二十一第一項中「及び第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社」を「第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社及び第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（顧客の利益の保護のための体制整備）

第五十二条の二十一の二 銀行持株会社は、その子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う業務（銀行業、銀行代理業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、銀行持株会社の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、銀行持株会社が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行（当該銀行持株会社の子会社である銀行を除く）、金融商品取引業者、保険会社その他の政令で定める金融業を行う者をいう。

第五十二条の二十三第一項中「会社（以下この条の下に「及び次条第二項」を加え、同項第十一号中「開拓する会社の下に」又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社を加え、「次条第七項」を「第五十二条の二十四第七項に改め、同条第三項中「次条第四項第四号」を「第五十二条の二十四第四項第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。（銀行持株会社の子会社の範囲等の特例）

第五十二条の二十三の二 銀行持株会社は、前

条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる会社（以下「特例子会社対象会社」という。）を子会社（当該銀行持株会社の子会社である銀行の子会社を除く。以下「持株特定子会社」という。）とすることができ、

一 特例子会社対象業務を専ら営む会社（次に掲げる会社を除く。）

イ 前条第一項第十号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社（同号イに掲げる業務（次項において「従属業務」という。）を営む会社に限る。）であつて、主として当該銀行持株会社、その子会社（銀行並びに同条第一項第一号及び第六号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社

ロ 前条第一項第十一号に掲げる会社

二 前条第一項各号（第十一号を除く。）に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社（前号ロに掲げる会社を除く。）

2 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社（前条第一項第十一号に掲げる会社を除く。）が営むことができる業務（従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。）以外の業務であつて、第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定める

ものをいう。

3 銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を持株特定子会社としようとするときは、あらかじめ、当該持株特定子会社が営もうとする特例子会社対象業務（前項に規定する特例子会社対象業務をいう。以下この条及び第六十五条第十七号において同じ。）を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が、その営む特例子会社対象業務につき当該特例子会社対象業務の内容その他の事情を勘案し、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、特例子会社対象会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により銀行持株会社の持株特定子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該特例子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第三項の規定は、銀行持株会社が、その持株特定子会社としての特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としようとするときについて準用する。

7 第四項の規定は、第五項本文に規定する場合（同項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けて持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社と

定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の

前項に規定する書面が電磁的記録をもつて作成されているときは、外国銀行代理業務を営むすべての営業所において、当該書面の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する書面を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

(外国銀行代理業務の健全化措置)

第五十二条の二の七 外国銀行代理銀行は、内閣府令で定めるところにより、その所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する事項の顧客への説明その他の当該外国銀行代理銀行が営む外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営

該外国銀行支店のみに係るものを除く。）をしたとき。

四 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をしたとき。

五 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消されたとき。

六 破産手続開始の決定があつたとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

二 外国銀行代理銀行は、前項（第二号から第六号までに係る部分に限る。）の規定による届出をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その届出をした内容を公告するとともに、一月を下らない期間、当該届出に係る所

第五十二條の二の五を加え、同条第七号中「第五十二條の四十一」の下に「(第五十二條の二の十において準用する場合を含む。)」を、「銀行代理業務」の下に「(第五十二條の二の十において準用する場合にあつては、外国銀行代理業務)」を加える。

第六十三條第一号中「第五十二條の五十第一項」の下に「(第五十二條の二の十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第一号の三中若しくは第二項の下に「、第五十二條の二の六第一項を、同じ。」の下に「、第五十二條の二の六第二項を、」第二十一條第四項の下に「、第五十二條の二の六第二項を加え、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第五十二條の二第二項の規定による

内閣総理大臣の認可を受けないで外国銀行代理業務を営んだ者

第六十三条の二(第五十二條の四十五第一号に係る部分に限る)を「第五十二條の四十五(第一号に係る部分に限り、第五十二條の二十において準用する場合を含む)に改める。

第六十三條の二の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第六十三條の三第三号中「第五十二條の四十第一項」の下に「(第五十二條の二十において準用する場合を含む。次号において同じ。)」を加え、同条第四号中「第五十二條の四十第二項」の下に「(第五十二條の二十において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項」を「第五十二條の四十第一項」に改める。

第六十四條第一項第四号中「第六号」を「から第六号の二まで」に改める。

第六十五條第四号中「若しくは第三項」の下に「第五十二條の二第二項、第五十二條の二の九を加え、同条第十二号中「若しくは第五十二條第二項」を「第五十二條第二項若しくは第五十二條の二の八」に改め、同条第十三号中「第五十二條の二第二項」を「第五十二條の二の十一第一項に改め、同条第十七号中「又は」を「若しくは」に改め、「該当する子会社としたとき」の下に「又は第五十二條の二十三の二第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき」を加え、同条第十八号中「第五十二條の四

十三」の下に「(第五十二條の二十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十九号中「第五十二條の四十九」の下に「(第五十二條の二十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二十号中「第四十七條の二」の下に「第五十二條の二第二項」を「同条第五項において準用する場合を含む。)」の下に「第五十二條の二十三の二第三項、同条第六項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十二條 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九百九十四條」を「第九百九十三條の二」に、「第二百七十一條の二」を「第二百七十一條の二十二」に改める。

第二條第十一項中「次条」の下に「第百條の二」を加える。

第八條の見出し中「兼職制限等」を「兼職制限」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用がある場合を除くほか」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第十七條の六第三項中「(剰余金の額)」の下に「並びに第四百六十一條第二項第二号イ及び第六号(配当等の制限)」を加え、「同号」を「これらの規定」に改め、同条第四項を削る。

第二十八條第一項第三号中「(銀行)」の下に「(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第一項(定義等)に規定する銀行をいう。以下同じ。)」を加える。

第三十條の十四中「前項」とあるのは「第五十二條第二項第二号」を「及び前項」とあるのは「(第五十二條第二項第一号)に改める。

決議をする場合には、第六十二條第二項に定める決議によらなければならない。

第五十三條の十一中「会社法第三百四十三條」の下に「(第四項を除く。)」を加え、「同法第三百四十三條第四項中「第三百四十一條」とあるのは「保険業法第五十三條の十」と、同法第三百四十五條第三項」を「同条第三項」に改める。

第六十條の二第四項中「第三十條の五第二項及び第三項」の下に「並びに会社法第二百九條(第二号を除く。)(株主となる時期)」を加える。

第六十三條の次に次の一條を加える。

(会社法の準用)

第六十三條の二 会社法第八百二十四條(会社の解散命令)、第八百二十六條(官庁等の法務大臣に対する通知義務)、第八百六十八條第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十條(第三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一條本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三條本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六條(最高裁判所規則)、第九百四條(法務大臣の関与)及び第九百三十七條第一項(第三号ロに係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は相互会社の解散の命令について、同法第八百二十五條(会社の財産に関する保全処分)、第八百六十八條第一項、第八百七十條第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條、第八百七十四條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五條、第八百七十六條並びに第九百五條及び第九百六條(会社の財産に関する保全処分)の特則)の規定は、この条において準用する同法第八百二十四條(第一項の申立てがあつた場合における相互会社の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、

政令で定める。

第六十九條中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

第七十七條第六項中「同条第三項において準用する同法第八百三十一條第一項中「株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「総代、取締役、監査役又は清算人委員会設置会社にあつては、総代、取締役、執行役又は清算人」と、(取締役、監査役又は清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六條第一項(第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。))の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。)」とあるのは「取締役、監査役又は清算人」とを削る。

第七十八條第四項を削る。

第八十四條第二項第七号及び第八号中「第六十九條第六項」を「第六十九條第七項」に改め、同項第九号中「取締役」を「取締役」に改める。

第九十一條第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組織変更後株式会社は、貸借対照表上の純資産額から組織変更剰余金額を控除した金額を超えて、剰余金の配当を行うことができる。

じ。の価格」を加える。

第九十九条第二項に次の二号を加える。

三 金融商品取引法第二十八条第六項(通則)

に規定する投資助言業務

四 算定相当量を取得し、若しくは譲渡する

ことを内容とする契約の締結又はその媒

介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(前条

第一項の規定により行う業務を除く。)で

あつて、内閣府令で定めるもの

第九十九条第六項中「第二項各号」を「第二項

第一号及び第二号」に改め、「商法」及び「会

社法」を削る。

第百条の二の次に次の一条を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第百条の二の二 保険会社は、当該保険会社又

はその親金融機関等若しくは子金融機関等が

行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金

融機関等が行う業務(保険業その他の内閣府

令で定める業務に限る。)に係る顧客の利益が

不当に害されることのないよう、内閣府令で

定めるところにより、当該業務に関する情報

を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況

を適切に監視するための体制の整備その他必

要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、保険会社の総

株主の議決権の過半数を保有している者その

他の当該保険会社と密接な関係を有する者と

して政令で定める者のうち、保険会社、銀

行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二

条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者

をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融

業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、保険会社が

総株主等の議決権の過半数を保有している者

その他の当該保険会社と密接な関係を有する

者として政令で定める者のうち、保険会社、

銀行、金融商品取引業者その他政令で定める

金融業を行う者をいう。

第百六条第一項第五号中「(金融商品取引法第

二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者

をいう。第二百七十一条の五第一項及び第三百

三十三条第一項第一号において同じ。)を削り、

「有価証券関連業務」の下に「(金融商品取引法第二

十八条第八項(通則)に規定する有価証券関連業

をいう。以下同じ。)」を加え、同項第六号ハ中

「(定義)」を「(通則)」に改め、同項第十三号中

「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当

程度寄与すると認められる新たな事業活動を行

う会社」を加える。

第百七条第七項中「開拓する会社」の下に「又

は経営の向上に相当程度寄与すると認められる

新たな事業活動を行う会社」を加える。

第百七条第一項中「この項において」を削

る。

第百六十四条第四項及び第百六十五条第六項

中「同条第二項を」同条第三項に、「同条第三

項を」同条第四項に改める。

第百六十五条の十一第一項ただし書中「公開

会社でない種類株式発行会社において同条第五

項本文に規定する場合を」吸収合併消滅相互会

社の社員に対して交付する株式等の全部又は一

部が吸収合併存続株式会社の譲渡制限株式であ

る場合であつて、吸収合併存続株式会社が公開

会社でないとき」に改める。

第百六十五条の十二中「第百六十五条の五及

び第百六十五条の七を」第百六十五条の五第二

項及び第百六十五条の七並びに会社法第七百九

十七条第一項及び第二項(反対株主の株式買取

請求)に改める。

第百六十五条の十八の見出し中「吸収合併等」

を「吸収合併」に改める。

第百六十五条の二十二第二項中「新設合併消

滅相互会社を」新設合併消滅会社」に改める。

第百七十三条の四第十項中「並びに第七百六

十六条第二項を」、第七百六十六條第二項に

改め、「持分会社を設立する新設分割の効力の

発生等」の下に、「第七百九十一条第一項第一

置き及び閲覧等)、第八百一条第二項(吸収合併

等に関する書面等の備置き及び閲覧等)並びに

第八百十一条第一項第一号(新設分割又は株式

移転に関する書面等の備置き及び閲覧等)」を、

「第八百十条第二項又は同法第七百七十三条の四

第二項と」の下に、「同法第七百九十一条第一

項第一号、第八百一条第二項及び第八百十一条

第一項第一号中「法務省令」とあるのは「内閣府

令」とを加える。

第二編第九章第二節中第百九十四条の前に次

の一条を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第百九十三条の二 外国保険会社等は、当該外

国保険会社等又はその親金融機関等若しくは

子金融機関等が行う取引に伴い、当該外国保

險会社等又はその子金融機関等が行う業務

(保険業その他の内閣府令で定める業務に限

る。)に係る顧客の利益が不当に害されること

のないよう、内閣府令で定めるところにより、

当該業務に関する情報を適正に管理し、

かつ、当該業務の実施状況を適切に監視する

ための体制の整備その他必要な措置を講じな

ければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、外国保険会社

等の総株主等の議決権の過半数を保有してい

る者その他の当該外国保険会社等と密接な関

係を有する者として政令で定める者のうち、

保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政

令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、外国保険会

社等が総株主等の議決権の過半数を保有して

いる者その他の当該外国保険会社等と密接な

関係を有する者として政令で定める者のう

ち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その

他政令で定める金融業を行う者をいう。

第二百七十一条の二十一第一項中「次条第一

項第二号の二を」第二百七十一条の二十二第

一項第二号の二に改め、同条の次に次の一条を

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第二百七十一条の二十一の二 保険持株会社

は、その子会社である保険会社又は当該保険

持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関

等が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子

会社である保険会社又は当該保険持株会社の

子金融機関等が行う業務(保険業その他の内

閣府令で定める業務に限る。)に係る顧客の利

益が不当に害されることのないよう、内閣府

令で定めるところにより、当該業務に関する

情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施

状況を適切に監視するための体制の整備その

他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、保険持株会社

の総株主の議決権の過半数を保有している者

その他の当該保険持株会社と密接な関係を有

する者として政令で定める者のうち、保険会

社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定

める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、保険持株会

社が総株主等の議決権の過半数を保有してい

る者その他の当該保険持株会社と密接な関係

を有する者として政令で定める者のうち、保

險会社(当該保険持株会社の子会社である保

險会社を除く)、銀行、金融商品取引業者そ

の他政令で定める金融業を行う者をいう。

第二百七十一条の二十二第一項第十三号中

「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当

程度寄与すると認められる新たな事業活動を行

う会社」を加える。

第二百七十二条の十三第二項中「から第百条

の四まで」を、「第百条の三及び第百条の四」に

改める。

第三百条の二中「及び社債」を、「社債」に、「

第四十条の二(最良執行方針等)並びに第四十

条の三(分別管理が確保されていない場合の売買

等の禁止)」を「並びに第四十条の二から第四

条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保

向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務」に改める。

第三百七十七条の二第八号中「又はを」若しくは「に」改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第三百十九号第四号中「又はを」若しくは「に」改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第十三号中「又はを」若しくは「に」改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第三百三十三号第一項中「第六十五号及び第七十一号」を「第六十四号及び第七十号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 削除

第三百三十三号第一項第二号中「第八条第二項」を「第八条第一項」に改め、同項第十二号中「第九十一条第三項」を「第九十一条第四項」に改め、同項第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第七十五号までを一号ずつ繰り上げる。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十三条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 業務(第五十四条―第五十九条の三)」を「第四章 業務(第五十四条―第五十九条の三) 外国銀行代理業務」に改める。

第二十四条の四第四号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第五十四条第四項第十号中「定める者」の下に「(外国の法令に準拠して外国において銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいう。第七十二条第一項第五号において同じ。)を営む者(同法第四十条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。)を除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二 農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務(主務省令で定めるものに限る。)の代理又は媒介

第五十四条第四項第十六号中「商品の価格」の下に「算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。)の価格」を加え、同条第七項中「金融商品取引法第三十三号第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。)」を「次に掲げる業務を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一条第一項に規定する信託業務

四 信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。)であつて、主務省令で定めるもの

第五十四条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「に掲げる業務並びに前項に規定する」を「並びに前項第四号に掲げる」に改め、同項を同条第八項とする。

第五十九条中「農林中央金庫代理業者をいう。の下に、第五十九条の二の二第一項」を加える。

第五十九条の二中「次条」を「第五十九条の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第五十九条の二の二 農林中央金庫は、農林中央金庫、農林中央金庫代理業者又は子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う業務(第五十四条第一項各号に掲げる業務、第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業者その他の主務省令で定める業務に限る。)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、農林中央金庫が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の農林中央金庫と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第七十二条第一項第二号において同じ。)、保険業法第二条第二項に規定する保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第五十九条の三 第四十条の二並びに第四十条の三を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に、「第九十五条の五において」を「以下」に改め、同条の次に次の一章を加える。

第四章の二 外国銀行代理業務に関する特則

(外国銀行代理業務に係る届出)
第五十九条の四 農林中央金庫は、第五十四条

第四項第十号の二に掲げる業務(以下「外国銀行代理業務」という。)を営もうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行(以下「所属外国銀行」という。)ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特則)

第五十九条の五 農林中央金庫が、前条の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業としてする預り金(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する預り金をいう。)であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項の規定は、適用しない。

(貸金業法の特則)

第五十九条の六 農林中央金庫が、第五十九条の四の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業として行う貸付け(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸付けをいう。)であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同項に規定する貸金業に該当しないものとみなす。

(外国銀行代理業務に関する金融商品取引法の準用)

第五十九条の七 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七号の二、第三十七号の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七号の五、第三十七号の六、第三十八号第一号及び第二号、第三十八号の二、第三十九号第三

項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の五までを除く。及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、農林中央金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは、「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは、「特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは、「締結の勧誘又は締結の代理若しくは媒介」と、これらの規定(同法第三十九条第三項本文の規定を除く。中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二号第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と、「過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「締結の代理又は媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、同条及び同法第三十四条の二第九項中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「対象契約」とあるのは「による代理若しくは媒介により対象契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならぬ」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。)の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「当該金融商品取引業者等」とあるのは「農林中央金庫の所屬外国銀行(農林中央金庫法第五十九条の四に規定する所屬外国銀行をいう。)」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められていた買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。))とあるのは「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。))とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。))及び第三十七条の四」と、「締結した」とある

「は「締結の代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」
(外国銀行代理業務に関する銀行法の準用)
第五十九条の八 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の九まで、第五十二条の四、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五(第四号を除く。))まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては第五十九条の四の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる農林中央金庫について、所屬銀行に係るものにあつては所屬外国銀行について、銀行代理業務に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「所屬外国銀行」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四に規定する所屬外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四に規定する外国銀行代理業務」と、同法第五十二条の四十五第五号中「所屬銀行の業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第七十二条第一項第一号中「昭和五十六年法律第五十九号」を削り、同項第二号中「金融商品取引法第二条第九項に規定する」を削り、「(同法を「金融商品取引法」に改め、同項第五号中「銀行法第一条第二項に規定する銀行業をいう。))」を削り、同項第九号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条第十一項中「第五十四条第八項」を「第五十四条第七項」に、「同項に規定する信託業務」を「同項第三号に掲げる業務」に改める。

第七十三条第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。
第九十五条の三第二項中「以下」の下に「この条において」を加える。
第九十五条の四第一項中「第七章の三」を「第七章の四」に改め、同条第二項中「第五十二条の二十八」を「第五十二条の二十八第一項」に改める。
第九十五条の五中「第四十条の二並びに第四十条の三」を並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改め、「農林中央金庫代理業者が行う」の下に「農林中央金庫代理業務に係る」を加える。
第九十八条の二第二号中「第五十九条の三」の下に「第五十九条の七」を加え、同条第五号中「準用銀行法」を「第五十九条の八又は第九十五条の四第一項において準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。))」に改め、「他人」の下に「外国銀行代理業務又は」を加える。
第九十九条第二号中「第二項若しくは準用銀行法」の下に「第五十二条の二の六第一項若しくは」を、「第八十一条第四項若しくは準用銀行法」の下に「第五十二条の二の六第二項若しくは」を加える。
第九十九条の二の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。
第百条第一項第十九号の次に次の五号を加える。
十九の二 第五十九条の四若しくは第九十五条の三第三項若しくは準用銀行法第五十二

条の二の九、第五十二條の三十九第一項若しくは第五十三條第四項の規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

十九の三 準用銀行法第五十二條の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十九の四 準用銀行法第五十二條の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十九の五 準用銀行法第五十二條の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十九の六 準用銀行法第五十二條の五十五の規定による命令に違反したとき。

第一百條第一項第三十三号の二から第三十三号の五までを削る。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)
第十四條 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第三号中「規定する長期信用銀行」の下に「(以下「長期信用銀行」という。)」を加える。

第二十一條第四項第十一号中「定める者」の下に「(外国の法令に準拠して外国において銀行法第二條第二項に規定する銀行業を営む者(銀行、長期信用銀行その他主務省令で定める金融機関を除く。))」を加え、同項第十八号中「商品の価格」の下に「算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二條第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。の価格)」を加え、同條第七項中「金融商品取引法第三十三條第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。))」を営む」を

「次に掲げる業務を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八條第六項に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三條第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一條第一項に規定する信託業務(以下「信託業務」という。)

四 信託法(平成十八年法律第百八号)第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。))であつて、主務省令で定めるもの

第二十一條第八項及び第九項を削り、同條第十項を同條第八項とする。

第二十八條中「次條」を「第二十九條」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第二十八條の二 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫、代理組合等又は商工組合中央金庫の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う業務(主務省令で定める業務に限る。))に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、商工組合中央金庫が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の商工組合中央金庫と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、

銀行、金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者(以下「金融商品取引業者」という。)、保険業法第二條第二項に規定する保険会社(以下「保険会社」という。))その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三條の規定 公布の日

二 附則第三十三條の規定 この法律の施行の日又は株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の施行の日のいずれか遅い日

三 第一條中金融商品取引法第三十一條の四の改正規定、同法第三十六條に四項を加える改正規定、同法第五十條の二第四項の改正規定(「又は第三項」を、「第三項又は第四項」に改める部分に限る。)、同法第五十六條の二、第五十九條の六及び第六十條の十三の改正規定、同法第六十五條の五第二項及び第四項の改正規定(第三十六條、を「第三十六條第一項」に改める部分に限る。)、同法第九十條第一項の改正規定(第三項まで)を「第四項まで」に改める部分に限る。)、同法第九十四條の七第二項第一号の改正規定、同法第三項の改正規定(第三項まで)を「第四項まで」に改める部分に限る。並びに同法第二百五條の二、第二百七條第一項第六号及び第二百八條第四號の改正規定、第二條中投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七條の改正規定、第四條中農業協同組合法第十一條の二の三第三號の改正規定、同法第十一條の五の次に一條を加える改正規定、同法第十一條の十二の次に一條を加える改正規定及び同法第十一條の四十七第一項第二号の改正規定、第五條中水産業協同組合法第十一條第四項第二号、第十一條の四第二項及び第十一條の八第三號の改正規定、同法第十一條の十三を同法第十一條の十四とし、同法第十一條の十二の次に一條を加える改正規定、同法第十五條の九の次に一條を加える改正規定並びに同法第五十七條の三、第九十二條第一項、第九十六

第三十九條第一項第一号中「金融商品取引法第二條第九項に規定する」を削り、「(同法を「金融商品取引法」に改め、同項第三号を次のように改める。)

三 保險会社

第三十九條第一項第七号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同條第九項中「第二十一條第八項」を「第二十一條第七項」に、「同項に規定する信託業務」を「同項第三号に掲げる業務」に改める。

第四十條第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第五十六條第五項ただし書中「第二十一條第四項」の下に「及び第七項」を、「第二十八條」の下に「第二十八條の二第一項」を加える。

第七十四條第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同條第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同條第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同條第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

附則第四十四條中「第十條第十一項」を「第十條第九項」に改める。

附則
(施行期日)

条第一項、第百条第一項、第百条の八第一項及び第百三十条第一項第三号の改正規定、第六条中小企業等協同組合法第五十八条の五の次に一条を加える改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項の改正規定（第十八条第一項「利益準備金の積立て等」を「第十八条（資本準備金及び利益準備金の額）」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定、第八条中信用金庫法第八十九条第一項の改正規定、第十条中労働金庫法第九十四条第一項の改正規定、第十一条中銀行法第十三条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の二第一項第三号及び第五号の改正規定並びに同法第五十二条の二の次に一条を加える改正規定、第十二条中保険業法目次、第二十三条第十一項、第八条及び第二十八条第一項第三号の改正規定（「金融商品取引法」の下に「昭和二十三年法律第二十五号」を加える部分に限る。）、同法第百条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百六条第一項第五号の改正規定、同法第二編第九章第二節中第百九十四条の前に一条を加える改正規定、同法第二百七十一条の二の第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二百七十二条の十三第二項並びに第三百三十三条第一項第一号及び第二号の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十九条及び第五十九条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十二条第一項第二号の改正規定、第十四条中株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三十九条第一項第一号及び第三号の改正規定並びに同法第五十六条第五項ただし書の改正規定（「第二十一条第四項」の下に「及び第七項」を加える部分を除く。）並びに附則第二十二條中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八

年法律第四十三号）第二条第四項の改正規定（「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める部分に限る。）、附則第三十二條中資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百九条第一項の改正規定並びに附則第三十五條及び第三十八條の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第二条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号、第二十三條の十三第三項（新金融商品取引法第二十七條において準用する場合を含む。）並びに第二十七條の三十一の規定は、この法律の施行の日（次条を除き、以下「施行日」という。）以後に開始する新金融商品取引法第四條第一項第四号に規定する有価証券交付勧誘等又は同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等について適用し、施行日前に開始した第一條の規定による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第四條第一項第四号に規定する有価証券交付勧誘等又は同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等については、なお従前の例による。

第三条 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第三号施行日」という。）が証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行日（同法附則第一條本文に規定する施行日という。）から起算して一年を経過する日（以下この条において「特定日」という。）後である場合には、同法附則第二十八條第一項の規定により同項の届出（以下この項において「旧届出」という。）をした者が、特定日までに内閣府令で定めるところにより内閣府令で定めるところに於て、特定日の翌日から第三号施行日の前日までの間、引き続き当該旧届出に係る親銀行等（同条第一項に規定する親銀行等をいう。）の取締役、会計参与（会計参

与が法人であるときは、その職務を行うべき社員、監査役若しくは執行役（理事、監事その他これに準ずる者を含む。）又は使用人を兼ねることができない。

2 第三号施行日が特定日後である場合には、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第二十八條第二項の規定により同項の届出（以下この項において「旧届出」という。）をした者が、特定日までに内閣府令で定めるところにより内閣府令で定めるところに於て、特定日の翌日から第三号施行日の前日までの間、引き続き当該旧届出に係る子銀行等（同条第二項に規定する子銀行等をいう。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役（理事、監事その他これに準ずる者を含む。）を兼ねることができない。

3 第三号施行日が特定日後である場合には、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第二十八條第三項の規定により同項の届出（以下この項において「旧届出」という。）をした者が、特定日までに内閣府令で定めるところにより内閣府令で定めるところに於て、特定日の翌日から第三号施行日の前日までの間、引き続き当該旧届出に係る同条第三項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関の常務に従事することができない。

4 内閣府令で定める第三項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

5 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができ。

第四条 新金融商品取引法第六十條の六において準用する新金融商品取引法第四十六條の三の規定は、施行日以後に終了する同条第一項に規定する事業年度に係る同項の事業報告書について適用し、当該事業年度の開始日の前日の属する

年度（四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。次項において同じ。）に係る旧金融商品取引法第六十條の六において準用する旧金融商品取引法第四十六條の三第一項の事業報告書については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第六十條の六において準用する新金融商品取引法第四十九條の三の規定は、施行日以後に終了する同条第一項に規定する事業年度に係る同項に規定する書類及び書面について適用し、当該事業年度の開始日の前日の属する年度に係る旧金融商品取引法第六十條の六において準用する旧金融商品取引法第四十九條の三第一項に規定する書類及び書面については、なお従前の例による。

第五条 新金融商品取引法第七十二条第一項の規定は施行日以後に開始する同項に規定する有価証券の募集若しくは売出し又は新金融商品取引法第四條第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘について、新金融商品取引法第七十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定は施行日以後に開始する同条第二項に規定する募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について、同条第三項の規定は施行日以後に開始する同項に規定する売出しにより有価証券を売り付ける行為について、それぞれ適用する。

第六条 新金融商品取引法第七十二条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に提出される同条第三項に規定する発行開示書類に基づく同条第一項に規定する募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について適用し、施行日前に提出された旧金融商品取引法第七十二条第三項に規定する発行開示書類に基づく同条第一項に規定する募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第七十二条の二第四項及び第五項の規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第七十二条第三項に規定する売

出しにより有価証券を売り付ける行為について適用し、施行日前に開始した売出しにより有価証券を売り付ける行為については、なお従前の例による。

3 新金融商品取引法第七十二条の二第六項の規定は、施行日以後に開始する同項に規定する募集又は売出しについて提出すべき同項に規定する発行開示訂正書類について適用する。

第七條 新金融商品取引法第七十二条の三の規定は、施行日以後に開始する事業年度(同条各項に規定する発行者が新金融商品取引法第五條第一項(新金融商品取引法第二十七條において準用する場合を含む。)に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る新金融商品取引法第二十四條第五項「新金融商品取引法第二十七條において準用する場合を含む。」において準用する新金融商品取引法第二十四條第一項に規定する特定期間。以下この条及び次条において同じ。)を記載対象事業年度(新金融商品取引法第八十五條の七第二十九項各号に掲げる書類又は情報の区分に応じ、当該各号に定める事業年度をいう。次条において同じ。)とする新金融商品取引法第七十二条の三第一項に規定する有価証券報告書又は同条第二項に規定する四半期・半期報告書について適用する。

第八條 新金融商品取引法第七十二条の四の規定は、施行日以後に開始する事業年度を記載対象事業年度とする同条第一項に規定する有価証券報告書等、同条第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等又は同条第三項に規定する臨時報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度を記載対象事業年度とする旧金融商品取引法第七十二条の二第二項に規定する有価証券報告書等又は同条第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等については、なお従前の例による。

第九條 新金融商品取引法第七十二条の五の規定は、施行日以後に行われる同条に規定する株券等又は上場株券等の同条に規定する買付け等について適用する。

第十條 新金融商品取引法第七十二条の六第一項の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第七十二条の五に規定する公開買付け開始公告に係る公開買付け(新金融商品取引法第二十七條の二第二項又は第二十七條の二十二の二第一項に規定する公開買付けをいう。次項において同じ。)について行われ、又は提出される新金融商品取引法第七十二条の六第一項に規定する公開買付け開始公告等又は公開買付け届出書等について適用する。

2 新金融商品取引法第七十二条の六第二項の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第七十二条の五に規定する公開買付け開始公告に係る公開買付けについて提出すべき同項に規定する公開買付け訂正届出書等について適用する。

第十一條 新金融商品取引法第七十二条の七の規定は、施行日以後に提出期限が到来する同条に規定する大量保有・変更報告書について適用する。

第十二條 新金融商品取引法第七十二条の八の規定は、施行日以後に提出される同条に規定する大量保有・変更報告書等について適用する。

第十三條 新金融商品取引法第七十三条の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第七十三条第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

第十四條 新金融商品取引法第七十四条の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用する。

第十五條 新金融商品取引法第七十四条の二の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第七十四条第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

第十六條 新金融商品取引法第七十四条の三の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用する。

第十七條 新金融商品取引法第七十五条の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第七十六条第一項に規定する売買等又は新金融商品取引法第七十六条第二項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等について適用し、施行日前に行われた旧金融商品取引法第六十六条第一項に規定する売買等又は旧金融商品取引法第六十六条第二項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等については、なお従前の例による。

第十八條 重要な事項につき虚偽の記載がある旧金融商品取引法第七十二条第三項に規定する発行開示書類であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその書類を提出した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第七項の規定にかかわらず、同条第一項第二号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

2 旧金融商品取引法第七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目論見書に係る同項に規定する売出しであつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為を開始した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第六号に掲げる事実にかかわらず、同条第一項第十六号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

6 旧金融商品取引法第六十六条第一項に規定する売買等であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が行われた日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第二十六項の規定にかかわらず、同条第一項第十六号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

7 旧金融商品取引法第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引

法第七十八条第五項に規定する継続開

示書類であつて、この法律の施行の際同条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその書類を提出した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第十一項の規定にかかわらず、同条第一項第四号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

示書類であつて、この法律の施行の際同条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその書類を提出した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第十一項の規定にかかわらず、同条第一項第四号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

4 旧金融商品取引法第七十三条第一項に規定する違反行為であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が行われた日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第二十二項の規定にかかわらず、同条第一項第十二号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

5 旧金融商品取引法第七十四条第一項に規定する違反行為であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が終了した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第二十四項の規定にかかわらず、同条第一項第十四号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

6 旧金融商品取引法第六十六条第一項に規定する売買等であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が行われた日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第二十六項の規定にかかわらず、同条第一項第十六号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

7 旧金融商品取引法第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引

法第七十八条第五項に規定する継続開

示書類であつて、この法律の施行の際同条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその書類を提出した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第十一項の規定にかかわらず、同条第一項第四号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

示書類であつて、この法律の施行の際同条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその書類を提出した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第十一項の規定にかかわらず、同条第一項第四号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

示書類であつて、この法律の施行の際同条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその書類を提出した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第十一項の規定にかかわらず、同条第一項第四号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

示書類であつて、この法律の施行の際同条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその書類を提出した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第十一項の規定にかかわらず、同条第一項第四号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

法第七十八條第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が行われた日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八條第二十七項の規定にかかわらず、同条第一項第十六号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

第十九条 新金融商品取引法第八十五條の七第一項、第二項、第四項から第八項まで又は第十項から第十二項までの規定により決定をしなければならぬ場合において、同条第十三項の表の上欄に掲げる者が、同表の中欄に掲げる日からさかのぼり五年以内に、旧金融商品取引法第八十五條の十五第一項に規定する課徴金納付命令を受けたことがあるとき(当該課徴金納付命令に係る旧金融商品取引法第八十五條の十八第一項の訴えの提起があったときは、当該訴えに係る裁判が確定している場合に限る。)又は旧金融商品取引法第八十五條の七第六項に規定する決定を受けたことがあるとき(同条第三項ただし書、第四項ただし書又は第五項ただし書に該当する場合に限る。)は、当該課徴金納付命令又は決定を新金融商品取引法第八十五條の十五第一項に規定する課徴金納付命令であつて当該課徴金納付命令に係る新金融商品取引法第八十五條の十八第一項の訴えに係る裁判が確定しているものとみなして、新金融商品取引法第八十五條の七第十三項の規定を適用する。

(農業協同組合法の一部改正に伴う調整規定)
第二十条 施行日が株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法附則第五十四條のうち農業協同組合法第十條第十一項第一号及び第八号並びに第十七項の改正規定中「第十條第十一項第一号及び第八号並びに第十七項」とあるのは、「第十條第九項第一号及び第八号並びに第十五項」とする。
(担保付社債信託法の一部改正)

第二十一条 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「(第九項第二号)を」(第七項第六号)に、「同条第六項第五号)を」(同条第六項第六号)に、「(第九條の八第七項第六号に掲げる業務)を」(第九條の八第七項第六号に掲げる事業)に改め、同条第六号中「第八項第二号)を」第六項第六号)に、「第七項第二号)を」第五項第六号)に改め、同条第七号中「第五項第二号)を」第三項第六号)に改め、同条第八号中「第九項第二号)を」第七項第六号)に改める。
(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第二十二條 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「第三十六條)を」第三十六條第一項)に改め、「(第四十條)の下に」(第四十條の四、第四十條の五)を加える。

第二條の二中「(第四十條の二並びに第四十條の三)を」並びに第四十條の二から第四十條の五まで)に改める。

第十九條第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。
(消費生活協同組合法の一部改正)

第二十三條 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條の三第二項中「(第四十條の二並びに第四十條の三)を」並びに第四十條の二から第四十條の五まで)に改める。

第九十八條の九第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項にお

いて準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)
第二十四條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項第一号中「第十條第十九項ただし書)を」第十條第十七項ただし書)に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第二十五條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第五号イ中「同条第九項)を」同法第四條第二項第十二号)に改める。

第六十八條の三の三第一項第一号ロ中「同条第九項)を」投資信託法第四條第二項第十二号)に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第二十六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十五号(中)第四十七條第一項(外国銀行の免許等)を「第十條第二項第八号(業務の範囲)に改め、同号(イ及びロ中)第四十七條第一項)を」第十條第二項第八号)に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)
第二十七條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四の四の項中「第八十九條第三項)を」第八十九條第五項)に改め、同表の三の項中「同法第八十九條の二第二項の登記、同法第八十九條の三第一項、第八十九條の四第一項若しくは第八十九條の五第一項(これらの規定を同法第九十二條の十において準用する場合を含む。)の登記」及び「同法第九十二條の九第一項の登記」を削る。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)
第二十八條 金融機関の合併及び転換に関する法

律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項中「第五十四條の二)を」第五十四條の二の四)に改める。
(預金保険法の一部改正)

第二十九條 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第五号中「長期信用銀行法第八條)の下に」の規定による長期信用銀行法第八條)の「長期信用銀行債、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)附則第六十九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第九十九條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第二十四條第一項第七号において準用する場合を含む。)の規定により発行される債券を含む。」に、「(第五十四條の二第一項)を」第五十四條の二の四第一項)に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法等の一部改正)
第三十條 次に掲げる法律の規定中「から第九項まで)を」及び第七項)に改める。

一 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二條第四項第一号

二 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第八十八号)第二條第三項第一号

三 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号)第十五條第二項、第十六條第二項及び第十七條第五項

四 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)第十八條

第二項 (協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第三十一条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第四十三条第二項第三号中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条の二の四第一項」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第三十二条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第八号中「第二百条第一項」を「第二百条第三項」に改める。

第二百九条第一項中「第三十六条」を「第三十六條第一項」に改める。

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)

第三十三条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二百六十六条中「同法第六百六十五条の十二において準用する場合を含む。」を「又は同法第六百六十五条の十二において準用する会社法第七百九十七条第一項に、同法第六百六十五条の二第一項を「保険業法第六百六十五条の二第一項」に改める。

(信託業法の一部改正)

第三十四条 信託業法(平成十六年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「及び社債」を「社債」に、「第四十条の二(最良執行方針等)並びに第四十条の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管

理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改める。

第二十九条の二第四項第二号中「第一項」を「前号」に改める。

第九十六条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「から第百条の四まで」を「第百条の三及び第百条の四」に改める。

(会社法の一部改正)

第三十六条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二百一十条第五項及び第二百四十条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第三百三十一条第一項第三号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

(郵政民営化法の一部改正)

第三十七条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六十五条中「第五十二條の二十三」の下に「及び第五十二條の二十三の二」を加える。

平成二十年六月五日発行

合を除くほか、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねてはならない」を「金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。以下この項において同じ。)の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合、金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役又は執行役が会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねることとなった場合を含む。又は金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、財務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第三十四条第二号中「又は第十六条第一項」を削り、「認可を受けなかった」を「届出を行わなかった」に改め、同条第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第十六条第一項の規定に違反して、兼職の認可を受けなかったとき。

(金融庁設置法の一部改正)

第三十九条 金融庁設置法(平成十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第十六号中「第二章の四」を「第二章の五」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十一条 附則第二条から第十九条までに定め

るもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇

平成二十年六月四日印刷